國學院大學学術情報リポジトリ

# 「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について



| メタデータ | 言語: Japanese<br>出版者:<br>公開日: 2023-02-06<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: 高塩, 博<br>メールアドレス:<br>所属: |
| --- | --- |
| URL | https://doi.org/10.57529/00001122 |

# 「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について

高塩　博

はじめに
一　「公事方御定書」上下巻の編纂過程
二　原胤昭旧蔵の「寛保律」
三　「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」の内容
四　「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」と「公事方御定書」
むすび
「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」法文名一覧
（附）史料翻刻…「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」上下

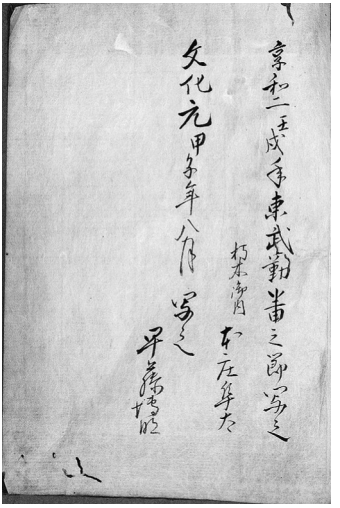

「公事方御定書并窺之上被仰渡候書付」の奥書

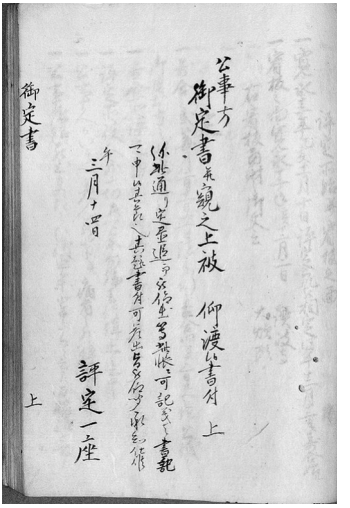

「公事方御定書并窺之上被仰渡候書付」の表題

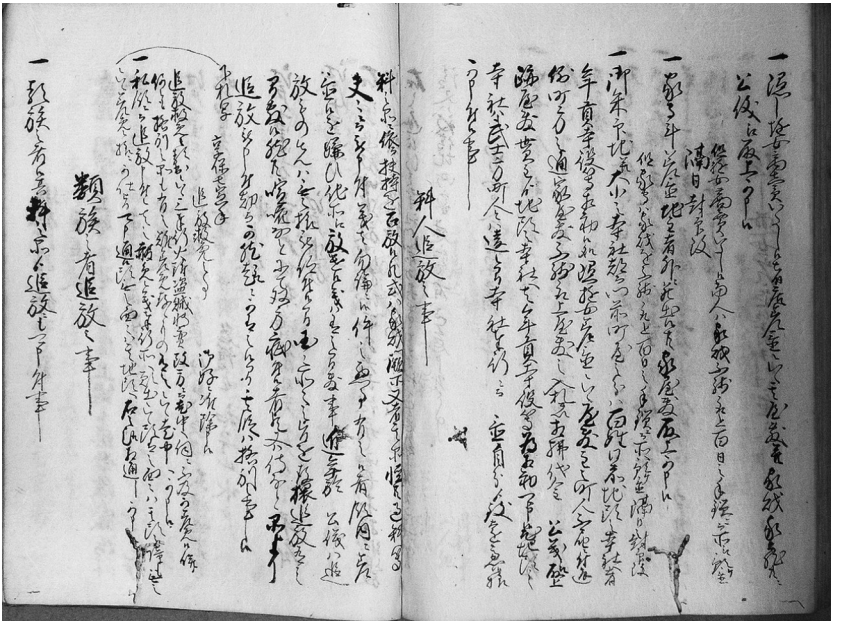

「公事方御定書并窺之上被仰渡候書付」下、
三十三隠し遊女差置候者御仕置之事～三十五類族之者追放之事（本書116～117頁）

## はじめに

江戸幕府の「公事方御定書」上下巻は、寛保二年（一七四二）三月をもって法文が定まった。この時の「公事方御定書」は、上巻に書付、触書、町触、高札など七八通の法令類を収め、下巻には九〇箇条の法文が収載されていた。編纂を担当した御定書掛三奉行すなわち寺社奉行牧野越中守（貞通）、町奉行石河土佐守（政朝）、勘定奉行水野対馬守（忠伸）が連名にて、下巻の末尾に左の奥書を認めている。

右御定書条〻、元文五庚申年五月左近将監を以被仰出之、前〻被仰出之趣幷先例其外評議之上追〻伺之、今般相定之者也、

寛保二壬戌年三月二十七日

牧野越中守
石河土佐守
水野対馬守

この奥書は次のことを語っている。第一は、寛保二年三月に法文が定まるについては、元文五年（一七四〇）五月に老中の松平左近将監乗邑を通じて示された「被仰出」が存したということである。第二は「前〻被仰出之趣幷先例其外」について評議して伺いをたて、順次に法文を決定していったということである。

こうして法文が定まると、これを将軍徳川吉宗に奉呈して承認を得、松平乗邑が左の奥書を書き加えた。

右之趣、達

上聞、相極候、奉行中之外不可有他見者也、

寛保二壬戌年四月　　松平左近将監

「公事方御定書」は、徳川吉宗がこれを承認した寛保二年四月が制定の年紀であり、[1] この時をもって施行に移したと見られる。[2]

本稿は、前掲奥書にいう元文五年五月の「被仰出」に基づく法文を収載する伝本を見出したのでそれを紹介し、「公事方御定書」の成立過程の一端を明らかにしようというものである。大方の御批正が得られるならば倖いである。

「公事方御定書」を対象とした論考は数多く発表されているが、寛保二年の成立に至る編纂過程を考察した研究は限られている。その中にあって、編纂過程の全体を追求した研究に、

・茎田佳寿子氏『江戸幕府法の研究』昭和五十五年、巌南堂書店（以下、茎田著書と略称）

が存する。また、

・平松義郎氏「「徳川禁令考」・「公事方御定書」小考」㈠～㈣『創文』一八六～一九〇号、昭和五十四年（以下、平松論文と略称）

も編纂過程に言及している。平松論文は、同氏が『徳川禁令考』の第三次改訂版の刊行に携わったことから、これを機として「御定書に関してこれまで考え、感じてきたことを二三書いておきたい」㈠一八頁）として出版社の広報誌に発表されたものである。それ故平松論文は、根拠となる史料を示して実証するというのではなくて、自らの考えを簡潔に記述するという体裁をとっている。編纂過程に関するその他の論考として、

・関西学院大学日本法史研究会「「元文三午年之御帳」の一史料㈠㈡――『公事方御定書幷伺之上被仰渡書付』

――」関西学院大学『法と政治』三六巻二・三号、昭和六十年（執筆者は林紀昭氏。以下、林論文と略称）を挙げておこう。林論文は、「元文三年帳」（後述）と密接な関係にある法令集を紹介した論考である。

茎田著書は「科条類典」[3]を基礎とし、これに加えて寺社奉行大岡忠相の日記（以下、「大岡忠相日記」と称する）[4]を併用し、且つ勤務先の明治大学刑事博物館（現在は明治大学博物館）の所蔵する史料を活用して多くの知見を表明している。一方、平松論文は主として『徳川禁令考』後集に収載する「科条類典」に依拠して考察を加えたものである。しかし両氏の研究をもってしても、寛保二年の成立に至る編纂過程の全容は十分に解明されたとは言い難く、その理解のすべてが正鵠を射ているとも言い難い。このような研究状況が生じている主たる原因は、二つある。第一は「科条類典」が難解であるという点である。これを正しく読み解くには少なからぬ熟練を要する。第二は、編纂の各過程における草案そのものが知られていないことである。草案の原本はもちろんであるが、その転写本すらも未確認なのである。そこで本稿は、編纂途上における一草案を紹介することをもって、編纂過程のより精確な理解を得ようとするものである。[5]

## 一　「公事方御定書」上下巻の編纂過程

まず、編纂過程の概略を史料に即して眺めておこう。寛保二年三月に法文が定まるについては、二つの過程を踏んでいる。すなわち、前段は老中松平乗邑を通じて「被仰出」が示され、その「被仰出」に基づいて「元文五年草案」（後述）を作り上げるまでをいう。後段はその後「前〻被仰出之趣幷先例其外」について評議して法文案を練り、これを順次伺って法文を決定してゆき、やがて寛保二年三月に上巻七八条、下巻九〇条の法文が確定するまで

をいう。

前段はこれをさらに第一段階と第二段階とにわけて考えると理解しやすい。その第一段階は、元文二年（一七三七）閏十一月九日に始まる。この日の「大岡忠相日記」に、

一今日評定所臨時之寄合ニ付て四時出宅、評定所ぇ罷越、前ゝゟ被仰出又は伺之上相極候御仕置申付候御定書共帳面仕立上候様ニ被仰出、依之今日寄合申候、右御用懸り牧野越中守、松波筑後守、杉岡佐渡守ぇ左近殿ゟ被仰渡候、

という記事が見える。[6] 大岡忠相が評定所に出勤したところ、老中松平左近将監（乗邑）を通じて次の指令が伝えられたのである。「前ゝゟ被仰出又は伺之上相極候御仕置申付候御定書共帳面」を「仕立上」るようにという指令である。すなわち、この時「公事方御定書」編纂の命が下ったのである。編纂担当の御用掛として任命されたのが、寺社奉行牧野越中守（貞通）、町奉行松波筑後守（正春）、勘定奉行杉岡佐渡守（能連）である。いわゆる御定書御用掛三奉行（以下、御定書掛三奉行と称す）である。

元文二年十二月十四日、評定所において「御定書」の編纂会議の開かれたことが、「大岡忠相日記」同日条に「今日、御定書幷竹千代様御誕生御祝義之赦之のものゝ帳面吟味ニ付て寄合申候、八時相済何も退散」と記されている。[7]

編纂下命からおよそ四箇月後の元文三年（一七三八）三月十四日、徳川吉宗から評定所一座に一つの帳面が下げ渡された。これは「科条類典」の各所に、

元文三午年三月十四日弥此通定置、追て被仰出等此帳ニ可記儀ハ書記可申候、其節々其趣書付可差出旨、評定所一座ぇ被仰聞候帳面、

とみえる帳面のことである。[8] この帳面に関する記事は、「大岡忠相日記」の同日条にも左のように記されている。[9]

左近将監殿、我等筑後守佐渡守ぇ被仰聞候ハ、先日上候御仕置御定書帳面之通ニて、弥能可相極候承書仕上可申候、此已後被仰出候御書付、此帳面之末ぇ段〻書加可然候、左候ハヽ御書付出候度〻左近殿ぇも上ヶ可申候旨被仰聞、帳面御扣御渡し承書銘〻袋之上共ニ可仕之由被仰聞候、扨又此通御定書二通り五月迄ニ相調上ヶ可申候、京大坂ぇ可被遣之由被仰聞候、右帳面承書佐渡守相調同人方ゟ返上申候、

ここに「先日上候御仕置御定書帳面之通ニて、弥能可相極候承書仕上可申候、此已後被仰出候御書付、此帳面之末ぇ段〻書加可然候、」と記すように、大岡忠相はこの帳面を「御仕置御定書帳面」と呼んでいる。「御仕置御定書帳面」は「二通り」、すなわち後述するように上下の二分冊となっており、袋に入れられて下げ渡された。その際、編纂を五月までに終えるよう指令された。本稿は、この帳面を「元文三年帳」と呼ぶこととする。右に登場する「筑後守佐渡守」とは、すなわち御定書掛三奉行をつとめる町奉行松波筑後守と勘定奉行杉岡佐渡守とであり、この二人は今後発令される「書付」を、その都度この帳面の末に書き加えることが指示されたのである。

御定書掛三奉行のうち、編纂の任にもっぱら当たったのは勘定奉行の杉岡佐渡守であった。『徳川禁令考』後集第一の「提要」に収載する「御定書出来候節之書物取調候趣」は、「元文三年帳」の編纂について朱書をもって左のように説明している。[10]

此御帳ハ御仕置附モ有之候得共、多分ハ御書付御触書等書載、御勘定奉行杉岡佐渡守ぇ被仰付、出来之御帳と相見、其頃佐渡守一名ニて一座ぇ之相談書扣有之候、

右の「此御帳」とは、すなわち「元文三年帳」のことである。この記事は、「元文三年帳」の編纂を杉岡佐渡守に命じ、佐渡守一人がその任に当たったことを伝える。「御定書出来候節之書物取調候趣」はまた、宝暦二年（一

七五二）四月付の「公事方御定書出来仕候節之書物取調之儀伺書」という書面を載せ、その中でも杉岡佐渡守の役割について、

公事方御定書之儀ハ、有徳院様思召ニて、最初杉岡佐渡守ぇ被仰付、当時之例帳之様ニ出来仕候処、云々

と述べている。[11] これらの記事から見ると、徳川吉宗は「公事方御定書」編纂を開始する際、その仕事の実質的担当を勘定奉行杉岡佐渡守(能連)に命じたのであり、その結果できたのが「元文三年帳」である。この帳面の末に「此已後被仰出候御書付」を「段ゝ書加可然」と指示して、評定所一座に下げ渡したのは元文三年三月十四日のことであった。[12] ところが、杉岡佐渡守は、それからわずか三箇月半後の同年七月二日に逝去してしまう。[13] この時点までを編纂過程中、前段の第一段階と捉えるのである。

御定書掛三奉行が「元文三年帳」の原案を吉宗に提出した日付は、目下知られていない。吉宗は「元文三年帳」原案の提出される以前、四つの法文について修正案を提示した。その冒頭、吉宗は、

壱是ハ問答之文言入交、紛敷候、畢竟口上之覚書之留ニて候間、別紙之趣書改、奉行共ぇ可相渡候、総て此類数多有之間、何れも当時取扱候趣ニ応候様ニ、文言宜相改、下書いたし差出候様ニ奉行共ぇ可申聞候、

と述べている。[14] 法文作成の要領について指示しているのである。御定書掛三奉行は、「青紙附札」をもって吉宗の修正案に応え、「元文三年帳」原案にその修正を反映させている。[15]

元文三年三月、「元文三年帳」が下付されるが、その後編纂作業はほとんど進捗しなかった。杉岡佐渡守の死去が編纂作業の頓挫を決定的なものとしたのだろう。こうした状況を打開すべく、同年九月九日、吉宗は老中松平左近将監を通じ、新陣容の御定書掛三奉行に左の指示を発した。[16]

元文三午年九月九日、松平左近将監殿御渡候御書付

牧野越中守　石河土佐守　水野対馬守

公事方定書之事、畢竟大意計之儀候間、附札之趣ニ所々直之、其外ニも右附札ニ准シ、可改分ハ改之、下番ニて可被差出候、

午九月九日

この時点の御定書掛三奉行は、――寺社奉行は引き続いて牧野越中守（貞通）であるが――町奉行が石河土佐守（正朝）に、勘定奉行が水野対馬守（忠伸）にそれぞれ交替している。[17] 編纂過程中、前段の第二段階はここに始まる。吉宗は、「元文三年帳」を下付する際、一三箇所に修正意見を添付した。「科条類典」が、「御好御書付」「御附札」「御附紙」として載せるのがこれである。[18] 右の書付に「附札之趣ニ所々直之」というのは、この一三箇所の修正意見を指している。その修正意見の趣旨にしたがって、他の法文についても修正を加えよとも指示している。

一三の修正意見のうち、二例だけを紹介しよう。「公事方御定書」下巻第三十条田畑永代売買幷隠地いたし候もの御仕置之事には、吉宗の修正意見が附札をもって左のように記されている。[19]

過怠牢之事、只今は相止候、此通計ニて差置候てハ過怠牢只今も申付候様ニ相聞候間、近年は過怠牢ハ相止候との事、脇付ニ可仕事、

過怠牢廃止のことを注記せよとの指示である。また、同下巻第八十五条牢抜手鎖外シ御構之地ぇ立帰候もの御仕置之事には、次の附札が貼付され、法文の文章の手直しと削除とを指示している。[20]

牢屋焼失之節欠落之事

是は、牢屋欠落いたし、又小盗ニても致候事にも無之候哉、左候ハヽ死罪ニハ及間敷候、惣て此一件文言悪敷候間、可除、

これらの修正指示に対する御定書掛三奉行の検討結果は、一年後の「元文四年帳」（後述）に懸紙を貼付してこれを記す。前者においては、「此箇条、御好之通過怠牢と申儀相除、当時取捌之趣ニ相改申候」と注記して修正法文を提案している。後者においてもまた「此箇条、御好ニ付、文言相改申候」と注記して修正した法文を提示している。その他、御定書掛三奉行は「此箇条、御好之通相除、題号も御好ニ准、相改申候」[21]あるいは「此ヶ条、御好ニ付、文言作略仕候」[22]などという注記をもって修正法文を掲げている（修正法文は墨書、注記は朱書である）。

「大意計之儀」にせよという吉宗の指示に従い、御定書掛三奉行はこれら以外の法文についても修正案を作文し懸紙をもって貼付する。懸紙修正は多数にのぼるが、数え間違いをおそれずに言えば、「科条類典」に三三の懸紙修正を見いだすことができる。これが、新任の御定書掛三奉行が行なった作業である。これらの修正法文の内、「公事方御定書」下巻第七十四条怪我にて相果候もの相手御仕置之事には、「次ニ有之箇条之大意計、此所ぇ書加申候」という朱書の注記が存し[23]、同下巻第七十七条酒狂人御仕置之事には、「此箇条、御好之通相改、大意計認申候」という朱書の注記が存する[24]。これらの朱書は、まさに吉宗の「大意計之儀」という指示に由来する注記である。

要するに、御定書掛三奉行は、一三箇所の修正意見に対する検討結果を懸紙に認めて「元文三年帳」に貼付し、その他三三の法文についても懸紙をもって修正案を提示したのである[25]。このような編纂作業をおこなった御定書掛三奉行は、編纂指令から半年後の元文四年三月二十二日、この帳面を吉宗に提出した。以下、本稿はこの帳面を「元文四年帳」と称することにする。

「元文四年帳」を受け取った吉宗は、この帳面に緑色の墨をもって修正意見を認め、三奉行に返却した。元文五年五月十日のことである。提出より一年二箇月の時間が経過している。「科条類典」の各所に、

元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面

と見えるのがこれである。[26] 一方、「御定書出来候節之書物取調候趣」はこのことを、

御仕置相定り候分ハ下巻ニ書載、評定所始之事巻頭ニて、都て被仰出候御書付御触書等上巻ニ認、同四未年三月廿二日御帳案差上、御好有之、同五申年五月十日御下ヶ被成、

と伝える。[27] 右にいう「緑色御書入御好之趣有之帳面」こそが、前掲の「公事方御定書」奥書に言う「左近将監を以被仰出之」の帳面のことである。本稿は、この帳面を「元文五年緑色書入帳面」と呼ぶこととする。[28]「科条類典」を検索すると、「緑色御書入」を一〇箇所に見いだすことが出来る。[29]

今、「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内」の箇所に存する「緑色御書入」を二例だけ紹介しよう。「公事方御定書」下巻第十条用水悪水幷新田新堤川除等出入之事」には、左のような「緑色御書入」が見られる。[30]

懸紙

双方相対之上新田新堤取立候事
〔朱書〕「此印緑色」
享保六丑年
御料幷一地頭地頭違之出入之事と有之所之文言ニ、此文言も籠り可申儀ニ候、然は此文言ハ除可然哉、右緑色
私領ニて新田新堤取立候双方地頭相対之儀候間、取上申間敷候、若子細有之、地頭ニ而難済儀ハ、奉行所ニて可致吟味事、

この懸紙は、「元文四年帳」に見られるもので、御定書掛三奉行の手に成る。すなわち、御定書掛三奉行は「元文三年帳」の法文を修正し、その修正法文を懸紙に認めて提出したのである。その修正法文に接した吉宗は、緑筆をもって自分の見解をこの懸紙に書き込んだのである。「享保六丑年」以下「除可然哉」までが吉宗の「緑色御書入」である。

又、「公事方御定書」下巻第十六条誤証文押取間敷事には、左のような「緑色御書入」が見られる。(31)

懸紙

誤証文取間敷旨之事

〔朱書〕「緑色」

向後相手不致得心ニ、押而誤証文　此趣ニ可相改哉、

向後誤証文取申間敷候、たとへ誤証文差出候とも、

其証文ニかゝわらす、理非次第ニ裁許可仕事、

〔朱書〕「此箇條、御好之通、文言相改申候、」

この懸紙もまた御定書掛三奉行が「元文四年帳」に貼付したものである。吉宗は、御定書掛の示した修正法文に対する見解を、ここでも緑筆をもって懸紙に書き込んでいる。この懸紙には、「此箇条、御好之通、文言相改申候」という朱書による御定書掛の注記が存する。このように御定書掛の懸紙には朱書による注記がしばしば存するので、これとの混同を避けるために緑色の墨を使用したのである。

このような「元文五年緑色書入帳面」を受け取った御定書掛三奉行は、「緑色御書入」の本格的な検討を後回しとし[32]、吉宗の承認を得た法文についての帳面を作成した（後述）。この帳面を「元文五年草案」と呼ぶこととする。本稿は、ここまでを前段の第二段階と捉える。

編纂過程の後段はすでに述べたように、「元文五年草案」ができた後、「公事方御定書」奥書にいう「前〻被仰出之趣幷先例其外」を「評議之上追〻」に伺う過程である。後掲するように、元文五年（一七四〇）・寛保元年（一七四一）の両年中の伺はもっぱら下巻の法文を決定するための伺であって、上巻についての伺は第一条、第二条、第五十六条の三箇条にすぎない。御定書掛三奉行は、「元文五年草案」の諸法文に二度三度の検討を加え、さらなる改訂案を将軍吉宗に提示するとともに、「前〻被仰出之趣幷先例其外」を審議してこれを法文に仕立て、こちらも吉宗に提案するのである。これらの法文すべてに対して、吉宗はいちいち目を通し、あるいは是とし、あるいは修正意見をのべて御定書掛三奉行に検討を命じた。御定書掛三奉行は吉宗修正案を審議してあらためて法文を報告した。このようなやりとりを経て次々と法文を確定していったのである。この間の事情を「御定書出来候節之書物取調候趣」は、

一同（公事方御定書のこと―筆写註）下巻は、前書元文三年御帳之内、幷前々より之例、或ハ評議之越趣、元文五申年より寛保二戌年迄度々ニ伺有之、右戌年御定書下巻出来、

と伝える[33]。

「元文五年緑色書入帳面」が吉宗より下げ渡された元文五年五月十日以降、「公事方御定書」上下巻の法文が定まる寛保二年三月まで、その期間はおよそ一年十一箇月である。この間、御定書掛三奉行がおこなった「度々」の伺と、これに応答した吉宗の下知は、「科条類典」によって確認すると、左の通りである。まず、元文五年中に、八

回の応酬があった（日にち不記載の場合は、□日と表記した）。

①元文五年七月□日伺（下巻一箇条）[34]　→　下知の月日不明

②元文五年閏七月□日伺（下巻四箇条）[35]　→　同年同月□日下知

③元文五年八月□日伺（上巻二箇条・下巻四箇条）[36]　→　同年八月二十八日下知

④元文五年九月五日伺（上巻二箇条）[37]　→　同年同月十一日下知

⑤元文五年九月□日伺（上巻二箇条・下巻二箇条）[38]　→　同年十月五日下知

⑥元文五年十月□日伺（下巻六箇条）[39]　→　同年十一月七日下知

⑦元文五年十一月十日伺（下巻一箇条）[40]　→　同年十一月十九日下知

⑧元文五年十二月□日伺（下巻五箇条）[41]　→　寛保元年四月十四日下知

次に、翌年の寛保元年中の伺と下知については、左の通りである。

①寛保元年三月□日伺（下巻一箇条）[42]　→　同年四月□日下知

②寛保元年三月二十三日伺（下巻二箇条）[43]　→　同年四月二日下知

③寛保元年四月□日伺（下巻一箇条）[44]　→　同年四月九日下知

④寛保元年六月□日伺（下巻九箇条）[45]　→　同年九月二十二日下知

⑤寛保元年十一月□日伺（下巻三十四箇条）[46]　→　寛保二年二月二十九日下知

⑥寛保元年十二月□日伺（下巻三十七箇条）[47]　→　寛保二年三月二十二日下知

翌年の寛保二年に入ると、制定直前の三月になってから下巻四箇条についての伺がなされた。これに対する下知は、前年十二月伺に対する下知と併せて、三月二十二日になされている。

①寛保二年三月□日伺（下巻四箇条）[48]　　↓　同年三月二十二日下知

この下知を最後として、「公事方御定書」下巻各条の法文がようやく固まったというべきであろう。

なお「公事方御定書」上巻に関しても、同年三月に最終草案を提出している。「科条類典」は、「寛保二戌年三月上り候帳面之内」として「公事方御定書」上巻の各条を引用する。この「寛保二戌年三月上り候帳面」が上巻の最終草案にあたる。本稿は、これを「寛保二年上り帳」と称することにする。この帳面に七八箇条の法令等を収載したのだが[49]、そのうち二七箇条が「寛保二年上り帳」において新しく起案した法令類である[50]。

右に見た一年十一箇月ほどが編纂過程の後段であり、編纂作業のもっとも白熱した時期である。前述したように、三月二十七日の日付をもって御定書掛三奉行の奥書が加えられ、この日をもって法文が定まったが、それは最終下知の五日後のことである。以上が、寛保二年三月に「公事方御定書」が成立するまでの編纂過程の概要である[51][52]。

ところで、「元文三年帳」は「科条類典」を検索することにより、その法文の大部分を知ることができる。それは「科条類典」が「元文三年帳」の法文を、

元文三午年三月十四日弥此通定置、追て被仰出等此帳ニ可記儀ハ書記可申候、其節々其趣書付可差出旨、評定所一座ぇ被仰聞候帳面之内、

として引用するからである。「元文四年帳」の法文もまた、「科条類典」はこれを、

元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内

として引用する。「元文三年帳」に対する御定書掛三奉行の懸紙による修正法文、および「元文四年帳」に対する吉宗の修正意見である「緑色御書入」も、「科条類典」はそれらをこの箇所に引用している。したがって、「元文三

年帳」の内容のみならず、「元文四年帳」およびこれに対する吉宗の見解についても、「科条類典」を通じて大方の内容を知ることは可能である。

しかしながら、「科条類典」をもってしては知り得ない事柄も存する。その第一は、法文の配列である。「科条類典」は、「公事方御定書」の各条文について、その条文がどのような変遷をたどって宝暦四年（一七五四）の最終の法文となったかを明らかにすることを目的の一つとしている。そのために、草案段階の法文は、「公事方御定書」の宝暦四年の条文配列に沿って引用されている。したがって、「科条類典」所引の法文から、各草案の法文配列を確認することはできない。

知り得ない第二は、「公事方御定書」の条文として成立しなかった法文についてである。「科条類典」は「公事方御定書」の宝暦四年の条文についての資料集である。「公事方御定書」は、寛保二年の成立から宝暦四年に至る十二年間に五次に渉る増補修正がなされたが、その途上において削除された条文[53]について、「科条類典」は黙して語らない。それ故、寛保二年以降において削除されてしまった条文については、何らの知見をもたらさない。同様に、寛保二年成立に至る段階において採用とならなかった法文についても、「科条類典」を通じてはこれを知ることができない。

第三に、編纂上の不手際や、編纂に供すべき原資料の不備などにより、「科条類典」に脱文が存するような場合には、これまた草案段階の法文を知り得ないことになる。[54]

こうした限界を克服するためには、各草案の原本もしくはその転写本の出現が望まれるのである。そのため、茎田氏や林氏はそれらの発見に努め、草案の伝本ではないにしても、草案と関連をもつ史料を発見されたのである。茎田氏の紹介された史料は、「評定一座大概」（二巻二冊、明治大学博物館蔵）という写本である。本書は「元文三・

四年御帳の痕跡を残した法令集」であり、「「元文四年御帳」にもっとも近い法令集であると考えられる」という（茎田著書二九七頁、その他同書二三六～二四二、四七六～四八三頁参照）。一方、林氏の紹介された史料は、「公事方御定書幷伺之上被仰渡書附」（上下二冊、関西学院大学法学部基礎法学研究室蔵）という史料であり、これは「元文三年帳と緊密な関係にある法令集である」という（林論文㈠一七四頁）。これらの史料が紹介されたことにより、草案の具体像が垣間見られるようになったのは大なる進歩である。とはいうものの、草案そのものの伝本ではないだけに隔靴掻痒の感がある。

## 二　原胤昭旧蔵の「寛保律」

原胤昭（嘉永六年（一八五三）～昭和十七年（一九四二））は、監獄教誨や出獄人保護に尽力した社会事業家として同時代の人々に知られた人物である。江戸の南町奉行所与力の家に生まれ、十四歳の慶応二年（一八六六）、与力として人足寄場見廻役に就いている。そうした経歴故、晩年の原は、江戸の町奉行所の事蹟を記録にとどめておくことに力を注ぎ、そのために多くの資料を収集した。[55] ここに紹介する「寛保律」もその収集資料のひとつであり、現在は千代田区立四番町歴史民俗資料館の所蔵となっている。[56]「寛保律」を紹介するのは、本書が「公事方御定書」の編纂過程をうかがい知ることのできる内容を含んでいるからである。すなわち、「寛保律」は、編纂過程の前段中、その最終の姿を示す「元文五年草案」と見なすべき伝本を収載しているのである。

「寛保律」は、縦二二・六、横一六・五糎の袋綴の写本である。「寛保律」という表題は表紙に打付書されており、小口にも記されている。内題は存しない。墨付第一帳の右下に「原氏蔵書」という蔵書印が捺されており、本

書が原胤昭の旧蔵書であることを語っている。本書は二種類の内容から成る。前半部七五丁は「公事方御定書」下巻である。後半部六〇丁は「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」という表題をもつもので、これが「元文五年草案」に相当する内容を有するのである。そのほか前半部と後半部の間に、わずか墨付半丁の「諸国入墨之覚」がはさまれており、ここには入墨図一五が列挙されている。

「寛保律」前半部の「公事方御定書」下巻に関しては、書写についての奥書が、

右一帖は京師公事方従藤田軍治郎借用、寛政五癸丑六月、朽木家臣本庄隼太於京師屋敷写取有之、

文化乙丑年二月写終　　早藤万次郎

と記されている。「寛保律」後半部はさらに上下に分かれており、その表題が上の第一丁表に、

公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付　上

弥此通り定置、追て被仰出等、此帳ニ可記義ハ書記可申候、其節々其趣書付可差出旨被仰聞承知仕候、

午三月十四日　　評定所一座

と記されている。後半部の下の第一丁表にも同様の表題が存し、右に「上」とある箇所が「下」と記されている。

御定書　上

「寛保律」後半部の「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」に関しても書写についての奥書があり、左のようにと記されている。

享和二壬戌年、東武勤番之節写之、

朽木御内　本庄隼太

文化元甲子年八月　写之、

早藤博明

「寛保律」は前半部も後半部も同一人の筆跡である。それ故、書写者は早藤万次郎博明であろうと思われる。早藤は、前半部を文化二年（一八〇五）二月に、後半部を文化元年八月に書写している。前半部後半部とも朽木家の家臣本庄隼太より借りて書写したのである。本庄隼太は前半部の「公事方御定書」下巻については、京都において同地の公事方の職務に就いている藤田軍治郎から借りて書写した。寛政五年（一七九三）六月のことである。本庄は、その九年後の享和二年（一八〇二）、江戸勤番の際に後半部の「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」を書写している。

朽木家は、丹波国福知山藩三万二千石の譜代大名朽木氏と、旗本の朽木氏とがある。本庄隼太は少なくとも福知山藩主朽木氏の家臣ではない。福知山藩の分限帳に本庄姓を見いだせないのである。[57] 本庄隼太はおそらく、旗本朽木氏の家臣なのであろう。同様に、早藤姓もまた福知山藩家臣中に見いだすことができない。結局、奥書に登場する京師公事方の藤田軍治郎、朽木家臣本庄隼太、早藤万次郎博明の三名について、その素性を明らかにすることができなかった。識者の御示教を乞うものである。

前半部の「公事方御定書」下巻は、良質な写本とは言い難い。脱落条文の多いのが特徴である。脱落条文は一一箇条を数える（第八・十二・十九・二十・三十一・三十二・三十四・三十八・五十八・八十三・九十六の各条）。書写の後、脱落に気づいたのだろう、巻末に脱落条文中の五箇条を追記している（第八・十二・十九・二十・三十八の各条）。また、第七十三条は脱落条文でもないのに、これを巻末に追記している。そのほか、条文の題号（条文名）を書き落としたり（第四十七条・第百三条）、題号を前条の但書と間違えたりもしている（第百一条）。脱落をはじめと

する様々な間違いがどの段階で生じたのか不明だが、ともかくも脱漏の多い乱雑な写本であるといわざるを得ない。

一方、後半部の「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」上下もまた、転写の際に生じた誤字脱字が少なくない。しかし、前半の「公事方御定書」下巻ほどに杜撰な写本ではないように思う。(58)

## 三　「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」の内容

本書は、上に六〇、下に六四の法文を収載する。このほかに、「此ヶ条　御好ニ付、文言作異仕候」「此ヶ条　御好ニ付、相除申候」などという注記のもと、やや細字をもって記した法文が上に五、下に一三存する。本書上下の各法文の表題を本稿末尾に一覧表にして掲げておく（法文番号を意味する漢数字・算用数字は筆者が与えたものである）。また備考として、「公事方御定書」の該当条文と「科条類典」（『徳川禁令考』後集収載）の該当箇所その他を注記しておく。

すでに見たように、本書の表題には、

弥此通り定置、追て被仰出等、此帳ニ可記義ハ書記可申候、其節々其趣書付可差出旨被仰聞承知仕候、
午三月十四日　　評定所一座

という注記が見られる。「科条類典」が「元文三年帳」の法文を引用する際は、

元文三午三月十四日弥此通定置、追て被仰出等此帳ニ可記儀ハ書記可申候、其節々其趣書付可差出旨、評定所一座ぇ被仰聞候帳面之内、

と記す。この両者はほぼ同文である。つまり、本書の「午三月十四日」は元文三年の三月十四日のことである。「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」という表題と右の注記とをもって考えるならば、本書の内容は「元文三年帳」そのものと見なすべきであろう。事実、「元文三年帳」に同文の法文を多数収載する（巻末一覧表の☆印の法文）。しかし、本書は元文五年段階の草案とみるべきである。それは、「元文四年帳」における懸紙修正の法文もまた多数収載するからである（巻末一覧表の★印の法文）。さらに、一部には元文五年八月伺の法文をも含んでいる（巻末一覧表の●印の法文）。

前述したように、吉宗は「元文三年帳」に一三の修正意見を表明した。御定書掛三奉行は、この意見を勘案して修正法文を作成し、懸紙をもって「元文四年帳」に貼付した。本書はこのうち一一の法文を収載している（★印の法文のうち）。その一例を紹介しよう。「科条類典」は、「公事方御定書」下巻第三十九条倍金幷白紙手形ニて金銀貸借いたし候もの御仕置之事の「元文三年帳」の法文を、「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」の箇所に、

享保三年戌閏十月
白紙手形ニて金子借候者之儀ニ付被仰出之書付

白紙手形ニて借シ金等仕候もの有之候節、証文ハ破り捨、過料三拾両、又ハ弐拾両出させ可申候、尤右之員数ニ不限、其者之身上ニ応し、過料多少可有之事、

と引用する。この法文に対し、吉宗は「御好御附札」をもって「三拾両又ハ弐拾両出させ、此文言宜候／証文ハ破り捨、重ク過料可申付事／ヶ様ニ直シ可然候」という修正意見を表明した。御定書掛三奉行は、この修正意見に基づいて改正法文を作成し、「元文四年帳」に懸紙を貼付して提案するのである。「科条類典」はその改正法文を、「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内」の箇所に次のように引用する。(59)

白紙手形ニて金子借候者之事

白紙手形にて借シ金等仕候もの有之節、証文ハ破り捨、重ヰ過料可申付事、

本書は、この改正法文を上五十三に収載している。

御定書掛三奉行はまた、「大意計之儀候間、附札之趣ニ所々直之、其外ニも右附札ニ准シ、可改分ハ改之」という吉宗の指令の従い、「元文三年帳」の他の法文についても改正案を提示した。こちらも「元文四年帳」に懸紙を貼付しての修正である。前述したように、その懸紙修正は「科条類典」に三三を見出すことができる。本書はそのうち三一の法文を収載している（★印の法文のうち）。

「元文四年帳」における懸紙修正の事例を眺めてみよう。「科条類典」は、「公事方御定書」下巻第三十三条借金銀取捌之事の「元文四年帳」における懸紙修正の法文を、「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内」の箇所に左のように引用する。(60)

借金銀裁許之事

一享保十四酉年以来之借金ハ、取上、裁許可致旨被仰出候事、

一右借金銀三十日限済方申付、日限之度々切金ニ為差出、済方不埒ニ候得ハ、百姓町人ハ手鎖懸置、猶又滞候得ハ、身躰限ニ可申付事、

一借金幷書入金利足之儀、高利之分ハ、壱割半之利足ニ改、済方可申付事、

右は、「元文三年帳」の法文「借金銀裁許申合之事」を、簡潔な条文体に改めたものである。本書は、この法文を上五十一に収載している。

また、「公事方御定書」下巻第七十七条酒狂人御仕置之事の「元文四年帳」における懸紙修正の法文は、左のようなものであり、(61)本書はこの法文を下十六に収載する。

酒狂人主人ぇ引渡之事

一酒狂ニてあはれ、相手も無之、自分ニ疵付候ニ相決、公儀御仕置ニ可成筋之ものハ格別、左も無之ものハ、主人其外可相渡方有之候ハヽ、其身計疵付候分ハ、不及養生、早速引渡、尤主人方ニても重く申付候ニハ不及旨可相達事、

以上に見たように、本書は「元文四年帳」における懸紙修正の法文を収載するのである。

なお、本書は元文五年八月伺の法文を二つ収載する。その一つは本書の上三十九の、

用水出入取捌之事

一御料私領共ニ、用水出入訴出候節、御料は御代官手代、私領ハ地頭家来ヲ呼出、用水不滞様ニ申談可相済旨申聞、訴状相渡、其上不相済段双方役人申出候ハヽ、其子細承糺、取上可致吟味候事、

という法文である。これは、「科条類典」が「公事方御定書」下巻第十条用水悪水幷新田新堤川除等出入之事の「元文五申年八月牧野越中守石河土佐守水野対馬守伺之内」の箇所に引用する法文である。[62] 元文五年八月伺のもう一つの法文は上一である。[63]

しかしその一方、本書は「元文三年帳」の法文も多数収載する。すでに述べた通りである。それは次の理由による。「元文四年帳」が「元文三年帳」の法文をそのまま引き継ぎ、その法文を吉宗が「元文五年緑色書入帳面」において了承したためである。その数は六六に達する（☆印の法文）。

本書は、これらの法文のほかに「元文三年帳」以来の法文なのか、「元文四年帳」において新たに起案した法文なのか、にわかに判別しがたい法文を二つ載せている（▲印の法文）。[64] また、「元文五年緑色書入帳面」における「緑色御書入」の指示を採用した法文が一つ存する（◆印の法文）。ここまでに説明した法文は、本書の一二四の法

文中、一一五に達する。残る九の法文は、いずれに分類すべきかが判断できない。それは、「科条類典」にこれらの法文を見いだすことが出来ないからである（＊印の法文）[65]。

前述したように、本書は通常の法文と区別するために、細字をもって記した法文を一八収載している。このうち、一一は「元文五年緑色書入帳面」において削除の指示のあった法文である。これらの法文には、削除した旨の注記が「准　御好相除候」「御好ニ付除申候」などと記されている。すなわち、これらの法文は、吉宗の指示にしたがって削除の措置がとられたのである。削除注記の存する一一の法文中、8 9 10 11 12は判決文である。「元文三年帳」は判決文そのものを法文として採録したのである。これらのうち、法文8には「此ヶ条、例ニ難成義ニ付、准　御好除申候」という注記が施されている。判決文は、そのままの文章では法文とは成りがたい。又、法文16は「享保六丑年　筋違之拷問申付候義御書付」と題し、こちらは判決文に基づく書付である。この書付も地名や人名などの個有名詞の登場する判決文を土台とする法令であるから、やはり法文としては採用しがたいのである。

なお、削除法文1は、「公事方御定書」上巻第二十四条の法文であるが、ここには「此ヶ条、奉行心得違（ママ）之義ニ付、准　御好相除候」という注記がある。「科条類典」同条の「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内」には懸紙欄があり、そこに「此文言は、奉行諸役人別て可相心得品ニ候条、張紙取退可申事」と記されている[66]。これは「緑色御書入」による吉宗の意見であり、法文削除を指示したものである[67]。

また、六つの法文については「此ヶ条、御好ニ付、大意認申候」「御好ニ付文意作異、本文之通ニ成候」などと、吉宗の修正意見に従って法文を整えた旨の注記を添え、修正前の法文を載せている。そのうちの3 14 15 17 18の五つの法文は、判決文もしくは判決文を下敷とした法令である。左に示す法文15は判決文であり、ここには「御好ニ付、本文之通大意計ニ成」という注記が存する。

鉄炮あた落ニて人殺之事

後藤庄左衛門代官所
武州秩父郡上吉田村　百姓
万右衛門

右猪狩ニ罷出、畑へ猪追懸候後、万右衛門持候鉄炮あた落致、近所之岩ニ中り、玉それ候て三之允と申者へ中り、其疵ニて三之允相果候由、右之通ニ候へハ、万右衛門下手人可為候得共、三之允存命之内、万右衛門義、親類其上ニ常々意趣等無之、不慮之怪我ニ候間、相果候共、下手人之御仕置御免被成下候様ニと相願、三之丞親兄弟迄も同様ニ願候、三之丞幷親兄弟、右(之)通相願候条、御構有之間敷候得共、鉄炮を打ニ出候上ハ、筒先等心を付、入念可取扱義、極りたる事ニ候処、畢竟麁末ゟあた落もいたし候、依之追放申付候、
右之通可被申渡候、

六月

この判決文の法文を、吉宗の意向に添って「大意計」に修正した法文が本書の下四十二である。次の通りである。

鉄炮あた落幷怪我ニて相果候者相手御仕置之事

一鉄炮あた落いたし、玉それ人に当、相果候もの、存命之内親兄弟一同(ニ)下手人御免相願、吟味之上相違於無之ハ、不及下手人、相当之御仕置可伺事、

一意趣無之怪我ニて疵被付候者、其疵ニて相果、疵付候者、吟味之上、怪我ニ無紛ニおゐてハ不及下手人、相当之御仕置相伺可申付事、

両者を見くらべると、個別具体的な事柄を記した前者の文章を、後者はこれを一般化・抽象化して法律の文章へと衣替えさせていることが判明する。本書は修正前の法文中、その一部分だけを収載するのだが、その理由は「大意計」の法文、あるいは「作異」を施した法文をこしらえる見本とするためではなかろうか。

以上を要するに、本書は――一部の例外は存するものの――「元文五年緑色書入帳面」において吉宗の承認した法文を採録した帳面なのである。この帳面は、編纂過程の前段の最終の姿を示している。それ故、本書を「元文五年草案」と称するのである。

## 四　「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」と「公事方御定書」

「公事方御定書」が寛保二年に成立した時点での条文数は、上巻が七八箇条、下巻が九〇箇条であった。そのうち上巻五一箇条、下巻五一箇条に関して、草案としての法文が「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」に存する。つまり、「元文五年草案」たる「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」は、「公事方御定書」上下巻全一六八箇条のうち、一〇二箇条に関する法文を収載しているのである。これは、「公事方御定書」の全条文中、六割の法文を収載していたことになる。

もっとも、「公事方御定書」上巻の諸条文のもととなる法文が「元文五年草案」上に、同下巻の諸条文のもととなる法文が同下に収載されていたかといえば、決してそうではない。「元文五年草案」上は、「公事方御定書」下巻のもととなる法文を多数含んでいるし、同様に、「元文五年草案」下は「公事方御定書」上巻のもととなる法文を少なからず収載する（末尾の一覧表参照）。「公事方御定書」の編纂にあたっては、「元文三年帳」の当初より上下の

二分冊として作業を進めている。「元文四年帳」は「元文三年帳」を台本として修正法文を懸紙によって貼付したから、上下の分類は「元文三年帳」と同じである。「元文五年緑色書入帳面」もまた、吉宗の修正意見である「緑色御書入」を「元文四年帳」の懸紙に書き入れたにすぎないから、上下の形式と法文の配列は「元文三年帳」以来のものである。「元文五年草案」たる「公事方御定書并窺之上被　仰渡候書付」は、吉宗の承認を得た法文について、これを帳面に仕立てたものである。それ故、法文の上下への配属と配列とは「元文三年帳」以来のものである。したがって、法文の上下への配属とそこにおける配列は、寛保二年次の上下巻とは大きく異なっていたのである。すなわち、寛保二年次の「公事方御定書」と比較するに、「元文五年草案」はかなり未完成な段階にあったといえる。しかし、この草案が土台となって本格的な編纂作業に突入したのであって、編纂過程の画期をなす重要な草案として位置づけることができよう。

すでに見たように、元文五年七月以降寛保二年三月にいたる間、御定書掛三奉行による伺と吉宗の下知との応酬が重ねられたから、その過程において新規の法文が起案されるとともに、[68]諸法文の上下巻への配属と配列とが整えられたのである。

本書は、表題中に「弥此通定置、追て被仰出等、此条ニ可記義ハ書記可申候、其節々其趣書付可差出旨被仰聞承知仕候」という文言があり、その日付と編者名が「午三月十四日　評定所一座」となっている。あたかも「元文三年帳」そのものであるかのような表記である。これは次の理由によるであろう。前に述べたように、「元文四年帳」は、「元文三年帳」対する吉宗の修正意見一三についての検討結果と、御定書掛三奉行の手になる三三の修正法文とを懸紙にて貼付した帳面である。つまり、「元文四年帳」は「元文三年帳」を台帳として、これに修正法文を記した懸紙を貼り付けたのである。吉宗はその「元文四年帳」の懸紙欄に緑筆をもって修正意見を書き加えた。これ

が「元文五年緑色書入帳面」である。したがって、「元文三年帳」の表題が「元文五年緑色書入帳面」にそのまま残ったのである。その「元文五年緑色書入帳面」をうけとった御定書掛三奉行は、やはり元の表題のままであらたな帳面を仕立てた。これが「元文五年草案」である。このことは、「公事方御定書」編纂の起点が「元文三年帳」たる「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」上下に存することを物語っている。

ところで、「公事方御定書」下巻は、「元文五年草案」の二つ以上の法文を採り込んで一つの条文を構成する場合が少なくない。左にその事例を列挙しよう。

①「公事方御定書」下巻の第四条無取上願再訴幷筋違願之事は、「元文五年草案」の下一、下二を採り込む。

②同下巻の第十条用水悪水幷新田新堤川除等出入之事は、元文五年草案の上三十八、上三十九、上四十の三つの法文を採り込む。

③同下巻の第二十一条隠鉄炮有之村方咎之事は、元文五年草案の上二十三、上二十五、上二十六の三つの法文を採り込む。

④同下巻の第二十七条御仕置ニ成候者闕所之事は、元文五年草案の下二十三、下二十五を採り込む。

⑤同下巻の第三十九条倍金幷白紙手形ニて金銀貸借いたし候もの之事は、元文五年草案の上四十六、上五十三を採り込む。

⑥同下巻の第四十二条奉公人請人御仕置之事は、元文五年草案の上五十六、上五十八、下十四の三つの法文を採り込む。

⑦同下巻の第四十三条欠落奉公人御仕置之事は、元文五年草案の上五十七、上五十九、下五十二の三つの法文を採り込む。

⑧同下巻の第五十五条三笠附博奕打取退無尽御仕置之事は、元文五年草案の下四十七、下四十九、下五十の三つの法文を採り込む。

⑨同下巻の第五十六条盗人御仕置之事は、下五十一から五十四までの四つの法文を採り込む

⑩同下巻の第六十四条巧事かたり事重キねたり事いたし候もの御仕置之事は、下五十九、下六十、下六十一の三つの法文を採り込む。

⑪同下巻の第七十七条酒狂人御仕置之事は、下十四、下十五、下十六の三つの法文を採り込む。

⑫同下巻の第八十九条無宿片付之事は、下九、下十を採り込む。

右とは逆に、「公事方御定書」下巻は、「元文五年草案」の一つの法文を二箇条に分割した場合が存する。それは、「元文五年草案」の上三十七の法文を、「公事方御定書」下巻の第六条と第八条とに分けて採り込んだ事例である。

## むすび

前掲したように、「御定書出来候節之書物取調候趣」には「御仕置相定り候分ハ下巻ニ書載、評定所始之事巻頭ニて、都て被仰出候御書付御触書等上巻ニ認、同四未年三月廿二日御帳案差上御好有之、同五申年五月十日御下ヶ被成」と見えていて、この記事は「公事方御定書」が上下に分かれたのが「元文四年帳」からであるかのような書きぶりである。したがって、茎田氏もそのように解釈し、「元文四年帳」において「始めて上下巻、法令集と御仕置附とを分冊したのであろう」と述べられた（茎田著書四一頁、なお、二三一頁も参照）。同様に平松氏も、「元文四年

帳」において上下巻に分かれたとされる（平松論文㈠一九頁）。しかしながら、「元文五年草案」たる「公事方御定書并窺之上被　仰渡候書付」を通じて判明したように、上下巻に分かれていたのは「元文三年帳」以来のことである。

次に、「元文三年帳」と「元文四年帳」との関係について、茎田氏は次のように捉えておられる。すなわち、「元文三年帳」は、「御仕置附箇条立てではなく書附、触書などを載録した例帳＝法令集」であり（茎田著書二三四頁）、「元文四年帳」は「元文三年帳」と「変わりがなく、わずかに上下巻各一箇条分の追加及び分条と、二、三の法令を追加しただけである。しかし（中略）始めて上下巻、法令集と御仕置附とを分冊したのであろう」というのである（茎田著書四一頁）。片や平松氏の理解は、次のようである。すなわち、「元文三年帳」は勘定奉行・評定所系の御書附中心の草案であり、一方、それ以前の「享保度法律類寄」という町奉行所系の刑罰法規中心のものがあって、「元文四年帳」において「この二系の素材」が「一体化すると同時に上・下巻に整理された」というのである（平松論文㈠一九頁）。「元文三年帳」と「元文四年帳」との内容上の差異について、平松氏の理解はまったく的をはずしていると言わざるをえない。また、「元文四年帳」は「元文三年帳」の内容と「変わりがなく、わずかに上下巻各一箇条分の追加及び分条と、二、三の法令を追加しただけである」という茎田氏の見解は、「科条類典」をおもな拠り所として分析した結果としては、事実にかなり肉薄した理解といえよう。

「元文四年帳」編纂の趣意の第一は、「元文三年帳」に対する吉宗の修正意見を検討して新たな法文を提示すること、その第二は、右の修正意見に準拠し、他の法文についても「大意計之儀」に書き改めることに存したといえよう。「元文三年帳」は勘定奉行杉岡佐渡守が中心となって編纂した草案であるから、編纂資料として勘定奉行所の判例、勘定奉行所の扱った事案が契機となった書付などの法令を用いている。これらの資料を法文として採用する

際、判決文の文章のままで法文とした場合が存する。すでに見た通りである。同様に、判例に基づいた法令をそのままの文章で法文に採録した場合も存する。その結果、それらの法文には人名や地名などの個有名詞が記されており、「公事方御定書」という法典の法文としてははなはだ似つかわしくない。そこで御定書掛三奉行は、個別具体的事案を処理する法文から法意を汲みとり、法文を一般化、抽象化する作業を行なったのである。「元文三年帳」の他の法文に関しても同じ作業を行なったことは言うまでもない。吉宗の言う「大意計之儀」の大きな眼目は、このことに存したのである。

たびたび紹介したように、本書の表題は「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」というもので、これは「元文三年帳」以来の表題であり、ここには「公事方御定書」という成語が見えている。また、元文三年九月九日、吉宗が新陣容の御定書掛三奉行に与えた指示のなかでも「公事方定書之事」と表現されている。[69] こうしたことから、「公事方御定書」という名称は、編纂開始の元文三年より用いられていたのである。[70]

「元文五年草案」である本書と「科条類典」とを併用することにより、「元文四年帳」のおおよそを復原することが可能である。さかのぼって「元文三年帳」についても復原することができる。その際、「科条類典」における編纂上の不備については、おおいに注意を払うべきである。[71]「元文五年草案」たる「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」も、これまた完璧とはいいがたく、少なくとも脱落法文を二つ指摘することができる。[72]

ともかくも、「元文五年草案」たる「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」の出現は、「公事方御定書」編纂過程の解明に多くの知見をもたらすのである。本書にもとづいて検討すべき事柄はなお多く存するが、それは後日を期したいと思う。

〔註〕

（1）小林宏「前近代法典編纂試論」『日本における立法と法解釈の史的研究』第三巻二八四頁、平成二十一年、汲古書院、初発表は平成十五年。

（2）寛保二年制定の「公事方御定書」は、同年中に運用が開始された（薮利和「「公事方御定書」の原テキストについて」大竹秀男・服藤弘司編『高柳真三先生頌寿記念 幕藩国家の法と支配』所収八二〜八三頁、昭和五十九年、有斐閣）。

（3）「科条類典」は、「公事方御定書」編纂に関する諸記録文書類を一書にまとめたものであって、御定書掛三奉行が主宰して十三年の歳月をかけて明和四年（一七六七）五月に完成した。上下二巻附録一冊から成る。本書は、「公事方御定書」上下巻の条文ごとに当該規定の来源を徴すべき史料を配列してあるから、各条文ならびに各規定の立法過程を確認するために必須の書である（石井良助「徳川禁令考後集解題」参照）。本稿は『徳川禁令考』後集（司法省蔵版・法制史学会編、石井良助校訂、平成二年第五刷、創文社刊）に収録の「科条類典」を利用した。

（4）大岡家文書刊行会編『大岡越前守忠相日記』上中下巻、昭和四十七〜五十年、三一書房。

（5）小出義雄氏の「御定書百箇条編纂の事情について」（『史潮』四年三号、昭和九年）もまた、「公事方御定書」の性格とその編纂過程を考察するためにおおいに参考となる。

（6）『大岡越前守忠相日記』上巻一六七頁。

（7）『大岡越前守忠相日記』上巻一八一頁。

（8）『徳川禁令考』後集第一、一・一三・三七・四一・四五（中略）二五八・二八四・二八七・三〇〇・三〇五・三〇八頁など。

（9）『大岡越前守忠相日記』上巻二二九頁。

（10）『徳川禁令考』後集第一、提要二八頁。

（11）『徳川禁令考』後集第一、提要二九頁。

（12）編纂過程の第一段階の理解に関して、茎田氏の見解と本稿との間に大異はない。茎田氏は、御定書掛三奉行の任命をもって「公事方御定書」編纂の開始ととらえ、「御仕置御定書帳面（元文三年帳）」を「公事方御定書」の第一次草(起)案と位置付けておられる（茎田著書二三四頁）。

（13）『寛政重修諸家譜』第十九、二一二頁（昭和四十一年、続群書類従完成会）、『柳営補任』二（巻之六）、四二頁（東京大学史料

編纂所編『大日本近世史料』、昭和三十八年、東京大学出版会）。

(14) 『徳川禁令考』後集第一、三〇一頁。

(15) 「御附札」「御附紙」による徳川吉宗の修正意見は「一之御案文」から「四之御案文」まで存し、御定書掛三奉行は「青紙附札」をもってそれに応答した。その所在は、左記の通りである。

①「公事方御定書」上巻第四十条重科人之悴親類等御仕置之儀ニ付御書付（『徳川禁令考』後集第一、一八〇頁）

②同下巻第六条諸役人非分私曲有之旨幷裁許仕置直等之事・第八条重キ御役人評定所一座領知出入取計之事（同後集第一、三〇〇～三〇一・三〇八～三〇九頁）

③同下巻第五十八条悪党者訴人之事（同後集第三、二八四頁）

④同下巻第七十八条乱気ニて人殺之事（同後集第四、六一～六二頁）

(16) 石井良助編『享保撰要類集』被仰出御書附之部、御定書直シ可申御書付之事、三三頁、昭和十九年、弘文堂書房。

(17) 石河土佐守の町奉行就任は元文三年二月二十八日、水野対馬守の勘定奉行就任は元文三年八月二十三日のことである。松波筑後守の町奉行退任は元文四年九月一日であるから、同年九月、御定書掛三奉行には二人の欠員が生じていたのである。

(18) 「元文三年帳」において吉宗が施した修正意見一三箇所の所在は、以下の通りである。

①「公事方御定書」上巻第二十一条御仕置筋取計専用之儀ニ付御書付（『徳川禁令考』後集第一、一三六頁）

②同上巻第四十二条御仕置伺書ニ入牢之月日可認旨之儀ニ付御書付（同後集第一、一八六頁）

③同下巻第十二条論所見分伺書絵図等ニ書載候品之事（同後集第一、三六四頁）

④同下巻第十六条誤証文押て取間敷事（同後集第一、四二五頁）

⑤同下巻第三十条田畑永代売買幷隠地いたし候もの御仕置之事（同後集第二、一三〇頁）

⑥同下巻第三十九条倍金幷白紙手形ニて金銀貸借いたし候もの御仕置之事（同後集第二、三九八頁）

⑦同下巻第四十二条奉公人請人御仕置之事（同後集第二、四二七頁）

⑧同下巻第四十三条欠落奉公人御仕置之事（同後集第二、四六九頁）

⑨同下巻第五十六条盗人御仕置之事（同後集第三、二〇五・二六七頁）

⑩同下巻第六十条拾ひ物取計之事（同後集第三、二九四頁）

⑪同下巻六十四条巧事かたり事重キねたり事いたし候もの御仕置之事（同後集第三、三二九頁）。この条文の「御附札」に「重キねたり事、如此可改」とあるから、吉宗の提示した修正法文も存した筈であるが、「科条類典」はそれを欠いている。

⑫同下巻七十三条疵被附候者外之病ニて相果疵附候もの之事（同後集第四、五頁）

⑬同下巻八十五条牢抜手鎖外シ御構之地え立帰候もの御仕置之事（同後集第四、一三五頁）

(19)『徳川禁令考』後集第二、一三〇頁。

(20)『徳川禁令考』後集第四、一三五頁。

(21)『徳川禁令考』後集第一、一八六頁。

(22)『徳川禁令考』後集第二、四七〇頁。

(23)『徳川禁令考』後集第四、一七頁。

(24)『徳川禁令考』後集第四、五四頁。

(25)　茎田氏は、「元文四年帳」は、「元文三午年御帳」と変りがなく、わずかに上下巻各一箇条分の追加及び分条と、二、三の法令を追加しただけである」と指摘される（茎田著書四一頁）。「元文四年帳」において新たな法文をどの程度起案したのか、あるいはまったく起案しなかったのかについては、今後検討すべき課題である。

(26)『徳川禁令考』後集第一、二・一三・三七・四一・四五（中略）二六三・二八五・二八七・三〇一・三〇・三〇九頁など。

(27)『徳川禁令考』後集第一、提要三二頁。

(28)　「元文五年緑色書入帳面」について、茎田氏は次のように捉えておられる。すなわち、茎田氏は「元文五年緑色書入帳面」のことを「元文四未年御帳」と呼び、「公事方御定書」編纂の準備段階はこの帳面をもって終了し、「これを編纂の底本としながら、各条審議に移る」とされるのである（茎田著書四一頁）。

(29)　「元文四年帳」に対する吉宗の修正意見である「緑色御書入」一〇箇所の所在は、次の通りである。

①「公事方御定書」上巻第二十五条用水論其外無筋出入之儀ニ付御触書（『徳川禁令考』後集第一、一五三頁）

②同下巻第六条諸役人非分私曲有之旨訴并裁許仕直等之事、同第八条重キ御役人評定所一座領知出入取計之事（同後集第一、三〇二・三一〇頁）

③同下巻第七条公事吟味物銘々宅ニて仕候事（同後集第一、三〇七頁）

④同下巻第十条用水悪水幷新田新堤川除等出入之事（同後集第一、三一九頁）
⑤同下巻第十一条論所見分幷地改遣候事（同後集第一、三五〇頁）
⑥同下巻第十三条裁許可取用証拠書物之事（同後集第一、三七一頁）
⑦同下巻第十六条誤証文押て取間敷事（同後集第一、四二六頁）
⑧同下巻第三十一条質地小作取捌之事（同後集第二、一五八頁）
⑨同下巻第三十六条家質幷船床髪結床書入証文取捌之事（同後集第二、三五八頁）
⑩同下巻第八十条科人為立退幷住所を隠候者之事（同後集第四、八三頁）

以上は、『徳川禁令考』収載の「科条類典」に「緑色」と明記してあるものを列挙したのであるが、後述するように明記されていない場合も存する（注(67)参照）。

(30)『徳川禁令考』後集第一、三一九頁。
(31)『徳川禁令考』後集第一、四二六頁。
(32)御定書掛三奉行は、吉宗の施した「緑色御書入」による法文修正の指示について、元文五年八月以降、寛保元年十二月にかけて伺をたて、裁可を乞うている（『徳川禁令考』後集第一、二九九・三〇四・三四九・三六九・四二四頁、同第二、一四九・三五二頁、同第四、八二頁）。
(33)『徳川禁令考』後集第一、提要三三頁。
(34)『徳川禁令考』後集第四、五九頁。
(35)『徳川禁令考』後集第三、二八三・三九二頁、同後集第四、一一〇・二三九頁。
(36)『徳川禁令考』後集第一、三・一四・三〇四・三一七・三六九頁。
(37)『徳川禁令考』後集第一、三・一四頁。
(38)『徳川禁令考』後集第一、四・一九六頁、同後集第二、八九・四〇四頁。
(39)『徳川禁令考』後集第一、三一八頁、同後集第二、四一・九〇頁、同後集第三、二六五頁、同後集第四、六〇・八一頁。
(40)『徳川禁令考』後集第四、二四〇頁。
(41)『徳川禁令考』後集第二、一四七・一九九・三四七・四一一・四五九頁。

(42)『徳川禁令考』後集第二、四六三頁。
(43)『徳川禁令考』後集第二、一五一・四一六頁。
(44)『徳川禁令考』後集第二、一五二頁。
(45)『徳川禁令考』後集第二、四二・九七・三九七頁。
同後集第三、五一・一八九・三四九・四二一頁。
(46)『徳川禁令考』後集第一、二五八頁。
同後集第二、一三・五〇・六八・八四・二〇三・三七一・三八〇・四一七・四八二・四八八頁。
同後集第三、五四・八四・一〇五・一一九・一三三・一九六・二六六・二八五・二九八・三〇六・三一六・三五九・三六三・三六八・三九三・四三一頁。
同後集第四、三〇・三四・六〇・八八・一〇一・一一六・一五七頁。
(47)『徳川禁令考』後集第一、二五一・二八三・二八九・二九八・三〇七・三六三・四一一・四一九・四二一四二四・四二七頁。
同後集第二、二五・六一・九三・一二〇・一二三・一九五・三五〇・三五二・四九四頁。
同後集第三、二・八七・九五・一四〇・二九三・三二一・三四六・三六九・三七四頁。
同後集第四、一・五・四八・一二五・一六三・一六五・一六七・二三四頁。
(48)『徳川禁令考』後集第二、二〇一・三四五・三五四頁、同後集第四、一〇三頁。
(49)『徳川禁令考』後集収載の「科条類典」は、第七十二条奉公人年季之儀ニ付御書付ならびに第七十八条婚礼之砌礫を打候儀ニ付町触については、「寛保二戌年三月上り候帳面之内」という記事を欠く。この二箇条は「元文三年帳」以来の法文である。おそらくは、「科条類典」に脱文が存するのであろう。
(50)「公事方御定書」上巻の全七八箇条のうち、「寛保二年上り帳」起案の二七箇条は、第十一・二十六・二十七・三十・三十二・三十三・三十四・三十五・三十六・三十八・四十一・四十三・四十四・五十一・五十三・五十五・五十九・六十一・六十六・六十九・七十・七十五・七十六・七十七・七十九・八十一の各条である。なお、第三十九条は「元文三年帳」「元文四年帳」のいずれの起案なのか不明である。これら以外の五〇箇条はすべて「元文三年帳」における起案である。なお蛇足ながら、上巻第四十五・四十六・四十七の三箇条は宝暦四年次の増補修正における追加の条文であることを付記しておく。

(51) 小出義雄氏の引用する「江坂孫三郎私記」は、「公事方御定書」編纂の経緯を簡潔に次のように記している（「御定書百箇条編纂の事情について」『史潮』四年三号一二八頁）。

御定書は（中略）元文年中に至り、杉岡佐渡守ぇ被仰付取調差上、佐渡守病死後、評定所一座ぇ御渡被極御好も有之、其通認差上候処、牧野越中守・石河土佐守・水野対馬守懸り被仰付、再応之御調ニて寛保二戌年上巻下巻共出来、（読点は高塩）

江坂孫三郎（正恭、享保五年〔一七二〇〕～天明四年〔一七八四〕）は、評定所留役勘定組頭として「科条類典」の編纂に携わった人物である。明和四年（一七六七）、その功により黄金二枚をたまわり、安永六年（一七七七）には勘定吟味役に進んだ（「柳営補任」「寛政重修諸家譜」）。「江坂孫三郎私記」は今日その所在がわからない。

(52) 「公事方御定書」編纂の起点を享保五年（一七二〇）一月十五日の法典編纂の下命（「御仕置者軽重ニ寄可申付候御定ニ相違之事訴出候共、取上申間敷旨被仰渡候上、御前ぇ被為召上意之事」石井良助編『享保撰要類集』都て御仕置筋之部、六一頁、昭和十九年、弘文堂書房）に求める考え方も存するが、同年より元文二年（一七三七）までを「公事方御定書」編纂の準備段階と捉え、本稿では言及しないこととした。

(53) 「過料申付方之事」という条文がかつて存し、「身躰限申付方之事」の次条として配列されていたが、延享二年次もしくは延享三年次の増補修正の際に削除された。

(54) 「科条類典」の不備については、薮利和氏論文（「『公事方御定書下巻』の原テキストについて」大竹秀男・服藤弘司編『高柳真三先生頌寿記念 幕藩国家の法と支配』所収、九六～九八頁、昭和五十九年、有斐閣）参照。

(55) 加藤貴「原胤昭旧蔵資料について」、滝口正哉「南北会の動向とその意義」『原胤昭旧蔵資料調査報告書(1)－江戸町奉行所与力・同心関係史料－』平成二十年、千代田区立四番町歴史民俗資料館編刊。

なお、原胤昭について詳しく知るには、安形静男氏の「原胤昭（釧路集治監教誨師）とその著作」、「原胤昭に関する文献目録」（『標茶町郷土館報告』一〇・一二号、平成八・十二年、（北海道）標茶町郷土館編刊）が手引きとなる。

(56) 「原胤昭旧蔵資料目録」一〇九番、『原胤昭旧蔵資料調査報告書(1)－江戸町奉行所与力・同心関係史料－』一四頁。

「寛保律」には、「原氏蔵書」という蔵書印が捺されている。原氏が古書店等を通じて入手した資料中の一点であると思われる。

(57) 安永五年（一七七六）十一月の「御家中御宅名前覚」（福知山市郷土資料館蔵）。福知山藩家臣団の調査にあたっては、同市役所企画政策部の西村正芳氏のご教示をえた。

(58)「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」に存する脱漏については、註(72)参照。
(59)『徳川禁令考』後集第二、三九八～三九九頁。
(60)『徳川禁令考』後集第二、二〇六頁。
(61)『徳川禁令考』後集第四、五四頁。
(62)『徳川禁令考』後集第一、三一七頁。
(63)御定書掛三奉行は、元文五年八月、五つの法文について伺っている。それは「公事方御定書」上巻第二条、同下巻第七・第十、第十一、第十三条に関する法文である（『徳川禁令考』後集第一、一四・三〇四・三一七・三四九・三六九頁）。「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」は、そのうちの上巻第二条、下巻第十条に関する法文を載せるのだが、二つの法文のみを載せる理由は未詳である。
(64)「元文三年帳」以来か「元文四年帳」起案かの判別のしがたいのは、上五十四寺附之品へ書入之義ニ付触書、下三十六追放御構之場所之事の二法文である。上五十四は「公事方御定書」上巻第三十九条寺附之品へ書入之儀ニ付触書の草案であり、「科条類典」は本条中、「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」の記事そのものを載せていない。
　一方、下三十六は「公事方御定書」下巻第百三条御仕置仕形之事の草案であるが、「科条類典」は本条中、「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」の箇所にこの法文に関する記事を載せていない。しかし、下三十六が「元文三年帳」以来の法文である可能性を否定できない。それは、次のような事例を指摘できるからである。本書の下七入墨之事は、かつて林論文が紹介した「公事方御定書幷伺之上被仰渡書附」にも同文の法文が収載されている。林論文紹介の史料は「元文三年帳」と密接に関係ある法令集であるから、下七入墨之事は「元文三年帳」以来の法文とみるべきである。しかしながら、この法文に関する記事は、下三十六追放御構之場所之事と同じ箇所の「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」中に存すべきであるのにこれを見出すことができない。下三十六も下七と同様に、何らかの理由でその記事が「科条類典」から脱漏した可能性がある。
(65)「科条類典」に記事の見えない九つの法文のうち、少なくとも上三十六（「公事方御定書」上巻第五十一条）・下二十一（同下巻第二十七条）・下二十二（同下巻第二十七条）・下六十二（同下巻第五十一条）の四箇条については、何らかの理由により「科条類典」がその記事を脱落させたものと思われる
(66)『徳川禁令考』後集第一、一五二頁。

(67)「公事方御定書」上巻第二十四条の「科条類典」においては、懸紙欄の記述が「緑色御書入」である旨を注記していない。それは、『徳川禁令考』の編纂方針により、その旨の注記を省略したからである。前条の上巻第二十三条にも懸紙欄に同文の記述があり、その記述が「緑色御書入」であることを、『徳川禁令考』の編者は左のように注記している（『徳川禁令考』後集第一、一四九頁）。

　　按ニ、此三云々スルモノハ、此回奉行中ヨリ本章ヘ懸紙ヲ為シ、刪除ノ儀ヲ稟議セシニ、尚ホ如此指令アルモノトス、則チ云フ所緑色御書入ナリ、後如此モノ皆倣之、

「科条類典」によるに、「緑色御書入」の指示によって削除した法文はもう一つ存する。それは、享保十八年九月の「論所吟味評議等入念可申旨之儀ニ付御書付」である。「公事方御定書」上巻第二十三条の元となった法文である（『徳川禁令考』後集第一、一四九頁）。「元文五年草案」たる「公事方御定書并窺之上被　仰渡候書付」は、この法文に関する記事を書き漏らしているように思う。

　なお、「公事方御定書」上巻第二十三条と第二十四条はともに元文五年の「緑色御書入」の指示により削除された。しかしながら、これらの法文は「寛保二年三月上り帳」によって復活した。

(68)　元文五年七月以降、寛保二年三月に至る間、新規に起案された法文は、上巻は二七箇条について、下巻は三九箇条についてである。上巻の二七箇条が寛保二年三月の「寛保二年上り帳」において起案されたことは、すでに述べたとおりである。下巻の三九箇条についていえば、寛保元年十一月伺においてもっとも多くの法文が新規に起案され、その数は二四箇条にのぼる。その二四箇条は、第二・十九・二十二・二十五・三十七・三十八・四十四・四十五・四十九・五十二・五十三・五十四・五十九・六十一・六十二・六十三・六十六・六十七・六十八・七十五・七十六・八十一・八十四・八十六の各条である。

(69)　石井良助編『享保撰要類集』被仰出御書附之部、御定書直シ可申御書付之事、三三頁、昭和十九年、弘文堂書房。

(70)　林紀昭氏の紹介された史料も同じく「公事方御定書并窺之上被　仰渡書付」という表題をもち、この史料は「元文三年帳」そのものではないが、「元文三年帳」と緊密な関係にある法令集であるという（林論文一七四頁）。この法令集もまた、元文三年には「公事方御定書」という名称が用いられていたことの証左に数えることが出来る。

　なお、平松義郎氏はかつて、「遅くともこの帳面（「元文四年帳」のこと、引用者註）から「公事方御定書」と呼ばれるようになる」と指摘された（平松論文㈡二三頁）。

(71)「元文五年草案」たる「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」を通して考えるに、「科条類典」には左の条文に関して脱落が存すると思われる。

①「公事方御定書」上巻第四十二条赦之者書出候儀ニ付御書付に、「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」および「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内云々」の記事がともに存しないこと（『徳川禁令考』後集第一、一九二頁）。

②「公事方御定書」下巻第一条目安裏書初判之事に、「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内云々」の記事が存しないこと（『徳川禁令考』後集第一、二五四頁）。

③「公事方御定書」下巻第二十七条御仕置ニ成候者闕所之事に、「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」および「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内云々」の記事がともに存しないこと（『徳川禁令考』後集第二、八五頁）。

④右同条において、「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」の記事中、本書の下二十三「私領百姓　公儀御仕置(ニ)成候節田畑闕所之事」に関する記事が欠けること（『徳川禁令考』後集第二、九二頁）。

⑤「公事方御定書」下巻第四十二条奉公請人御仕置之事において、「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内云々」の記事中に、本書の上六十「奉公人之請人出入有之家主引請幷店立候事」に関する記事が欠けること（『徳川禁令考』後集第二、四三二頁）。

⑥「公事方御定書」下巻第五十一条女犯之僧御仕置之事に、「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」および「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内云々」の記事がともに存しないこと（『徳川禁令考』後集第三、九六頁）。

⑦「公事方御定書」下巻第百三条御仕置仕形之事において、「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」の記事中に、「元文三年帳」の法文である「入墨之事」が欠けること（『徳川禁令考』後集第四、二六四頁）。なお、註(64)参照。

(72)　本書には、「公事方御定書」上巻第二十三条論所吟味評議等入念可申旨之儀ニ付御書付に関する法文、ならびに同上巻科無之無宿非人之外養生所ぇ遣候儀ニ付御書付に関する法文を欠いている（『徳川禁令考』後集第一、一四九・二四〇頁参照）。

## 「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」法文名一覧

☆印…「元文三年帳」の法文を継承した法文（六六箇条）
★印…「元文四年帳」における修正法文（四四箇条）
▲印…「元文三年帳」以来か、「元文四年帳」起案か不明の法文（二箇条）
◆印…元文五年の「緑色御書入」による修正法文（一箇条）
●印…元文五申年八月の御定書掛三奉行伺の法文（二箇条）
＊印…「科条類典」に見えない法文（九箇条）

「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」上

一　評定所始幷看板之面

●元文五申年八月の御定書掛三奉行伺の法文…「公事方御定書」上巻第二条（『徳川禁令考』後集第一―一三頁）

〈以下、「上巻第二条（第一―一三頁）」のように略記する〉

二　評定所古来之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第一条（第一―二頁）

三　評定所之面々へ被仰渡之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第三条（第一―三七頁）

四　評定所一座可心得条々

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第四条（第一―四一頁）

五　御仕置筋取計専要之事之由ニて御渡御書付

★「元文四年帳」における修正法文（吉宗の修正意見に対する回答）…上巻第二十一条（第一―一三六頁）

六　公事訴訟人〆音物贈候義ニ付御書付

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第二十二条（第一―一四八頁）

七　享保五子年　式日老中出座之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第五条（第一―四五頁）

八　享保四亥年　式日立合ぇ御目付出座之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第六条（第一―五〇頁）

九　正徳六申年　忌有之者立合内寄合出座之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第七条（第一―五一頁）

十　日本橋・浅草橋・常盤橋・芝車橋（町）・筋違橋・麹町　高札

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第十三条（第一―八四頁）

十一　此御高札ハ十月〆三月迄日本橋計ぇ相立候　火附訴人之事高札

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第十四条（第一―一一三頁）

十二　此御高札ハ日本橋迄計へ相立候　諸国新田取立高札之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第十五条（第一―一一六頁）

十三　此御高札ハ日本橋計へ相建候　博奕之儀ニ付高札

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第十六条（第一―一二二頁）

十四　諸国浦高札

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第十七条（第一―一二五頁）

十五　浦〻添高札

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第十八条（第一―一二七頁）

十六　享保六丑年　評定所前訴状箱ニ有之文言

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第八条（第一―六八頁）

十七　評定所相（前箱）之際建札

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第九条（第一―七三頁）

十八　訴状箱（え）書付入候儀ニ付触書

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第十条（第一―七四頁）

十九　享保十七子年　評定所箱訴状宿

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第十二条（第一―七六頁）

1　享保六丑　公事出入訴下役所等ニて滞セ候事

・「本書ニ張紙ニて有之」「此ヶ条、奉行心得違（ママ迄カ）之義ニ付、准　御好相除候」

「元文五年緑色書入帳面」において削除したが、「寛保二年三月上り帳」にて復活…上巻第二十四条（第一―一五二頁）

二十　唐船持渡之諸色抜荷買取御制禁之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第十九条（第一―一三〇頁）

二十一　浦賀ぇ添替之事

＊「科条類典」に見えず

二十二　出売出買之儀触書

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第二十条（第一―一三四頁）

二十三　鉄炮御改之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第二十八条（第一―一五五頁）、下巻第二十一条（第二―四六頁）

二十四　享保七寅年　猪鹿おとし鉄炮願之事

＊「科条類典」に見えず

二十五　享保十一午年　鉄炮打幷隠鉄炮所持之儀ニ付御触書

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第二十九条（第一―一五七頁）、下巻第二十一条（第二―四四頁）

2　享保十一午年　過怠鷹番之事

・「附紙之趣朱書ニ有」「鉄炮打隠し鉄炮所持所持之条　此ヶ条、准御好、奉行心得迄之義ニ付相除之」

「元文三年帳」以来の法文（懸紙欄が空白）…下巻第二十一条（第二―四五頁）

二十六　享保六年丑　鉄炮打捕候者御褒美之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第二十一条（第二―四六頁）

二十七　享保十一年二月　新規之神事仏事執行異説等之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第三十七条（第一―一七一頁）

二十八　享保六丑年　御料幷一地頭地頭違出入(之)事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第三条（第一－二六三頁）

二十九　享保十八丑年　目安裏書初判之事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、題号を修正。「科条類典」には「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内云々」の記事が存しない。脱落によるか）…下巻第一条（第一－二五四頁）

三十　享保六丑年　町方出入差紙等之事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、二つの法文を合体し、但書を削除。「科条類典」には「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内云々」の記事が存しない。脱落によるか）…下巻第一条（第一－二五四頁）

三十一　享保六丑年　公事吟味銘〻宅ニて仕候事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第七条（第一－三〇七頁）

三十二　享保三戌年　火附之儀訴出候節奉行ニて可致吟味事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、題号を修正）…下巻第十七条（第一－四二七頁）

三十三　享保五子年　火札張札等取計之事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、題号を修正）…上巻第六十条（第一－二〇六頁）

三十四　享保十巳年　芝口町何(河)岸建札文言

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻八十条（第一－二四四頁）

三十五　享保七寅年　誤証文取間敷旨之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第十六条（第一－四二六頁）

三十六　元文三午年　赦之者書出候節生死之不及吟味事

＊「科条類典」に見えず（「元文三未年三月十四日弥此通定置云々」および「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内云々」の記事がともに存しない。脱落によるか）…上巻第五十一条（第一―一九二頁）

3　享保七寅年　誤証文取間敷旨之事

・「下ヶ札之由、朱書ニて有之」「此ヶ条　御好ニ付、文言作異仕候」

「元文三年帳」以来の法文（この法文を修正したのが、上三十五「享保七寅年　誤証文取間敷旨之事」）…下巻第十六条（第一―四二六頁）

三十七　諸役人非分私曲有之者訴（旨）　重御役人領知出入取計　裁許仕直等之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第六条（第一―三〇一頁）、下巻第八条（第一―三〇九頁）

三十八　双方相対之上新田新堤取立候事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第十条（第一―三一九頁）

三十九　用水出入取捌之事

●元文五申年八月の御定書掛三奉行伺の法文…下巻第十条（第一―三一七頁）

四十　享保十四丑（九辰）年　用水論其外無筋出入之義ニ付御触

◆元文五年の「緑色御書入」による修正法文…上巻第二十五条（第一―一五三頁）

四十一　御料私領入会之論所見分之事

★「元文四年帳」における修正法文（但し、末尾の一文「難決候ハ、御番衆御代官可差遣事」が存せず）…下巻第十一条（第一―三五〇頁）

四十二　論所見分伺書絵図等ニ書載候品之事

★「元文四年帳」における修正法文（但し、第一項は「元文三年帳」の法文と「元文四年帳」の懸紙修正の法文との折衷の法文。第二項は「元文三年帳」の法文を踏襲）…下巻第十二条（第一―三六五頁）

四十三　縁起譲状古証文等（を）以裁許之事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、題号を修正。懸紙による修正法文があるが採らず、「元文三年帳」の法文を踏襲）…下巻第十三条（第一―三七〇頁）

四十四　田畑永代売買御仕置之事

★「元文四年帳」における修正法文（吉宗の修正意見に対する回答）…下巻第三十条（第二―一三〇頁）

四十五　延宝三卯年　御朱印地質地入間敷事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第三十一条（第二―一五八頁）

四十六　質地幷借金請人手形ヲ（以）取やり申候もの咎之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第三十九条（第二―三九八頁）

四十七　元文二巳年　質地之儀ニ付触書

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第三十一条（第二―一五八頁）

四十八　質地出入取捌之事

★「元文四年帳」における修正法文…上巻第五十七条（第一―一九九頁）…下巻第三十一条（第二―一六〇頁）

四十九　質地滞金日限定

★「元文四年帳」における修正法文（但し、懸紙欄が空白）…下巻第三十二条（第二―一九六頁）

4　貸切(地)借金日限定

・「附札朱書ニ有之分」「此ヶ条、御好ニ付大意認申候」

「元文三年帳」以来の法文（なお、懸紙欄が空白。この法文を修正したのが、上四十九「質地滞金日限定」）…下巻第三十二条（第二―一九六頁）

五十　享保二十卯年　知行所ぇ用金申付候付触書

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第五十六条（第一―一九六頁）

五十一　借金銀裁許之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第三十三条（第二―二〇六頁）

5　借金銀裁許申合(之)候事

・「附札朱ニて有之」「評定所一座申合之書付ニ付、准御好文意改申候」

「元文三年帳」以来の法文（この法文を修正したのが、上五十一「借金銀裁許之事」）…下巻第三十三条（第二―二〇六頁）

五十二　家質済方之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第三十六条（第二―三五八頁）

五十三　白紙手形ニて金子借之者(之)事

★「元文四年帳」における修正法文（吉宗の修正意見に対する回答）…下巻第三十九条（第二―三九九頁）

五十四　元文三午年　寺附之品へ書入之義ニ付触書

▲「元文三年帳」以来か、「元文四年帳」起案か不明の法文（「科条類典」に「元文三午年三月十四日弥此通定置

云々」の記事が存しない）…上巻三十九条（第一―一七九頁）

五十五　奉公人年季之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻七十二条（第一―二二四頁）

五十六　元禄十一寅年十二月五日　諸奉公人出入之義ニ付町触

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻七十三条（第一―二二六頁）、下巻第四十二条（第二―四二五頁）

五十七　引負之者之事

★「元文四年帳」における修正法文（吉宗の修正意見に対する回答）…下巻第四十三条（第二―四七〇頁）

五十八　奉公人給金出入取捌之事

★「元文四年帳」における修正法文…上巻第七十四条（第一―二二八頁）

五十九　使之者致取逃候御仕置之事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、題号を修正し末文を削除）…下巻第四十三条（第二―四六五頁）

六十　奉公人之請人出入有之家主引請幷店立候事

★「元文四年帳」における修正法文（「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」の箇所に元となる法文が存するが、「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内云々」の箇所にこの法文に関する記事が見えない。脱落によるものか）…下巻第四十二条（第二―四三二頁）

「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」下

一　無取上願再訴幷筋違願咎之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第四条（第一－二八五頁）

二　奉行所ぇ不(訴)出直ニ評定所ぇ訴出候者幷当人之外ゟ願出候之者

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第四条（第一－二八七頁）

三　享保四亥年　御代官ぇ不相届訴訟ニ出候者之儀触書

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第三十一条（第一－一六三頁）

四　寺社方訴訟人取捌之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第十四条（第一－四一三頁）

五　養娘遊女奉公ニ出実方ゟ訴出候共品ニゟ取上間敷事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、法文の末文を削除）…下巻第四十六条（第二－四九五頁）

六　譲屋敷名前之儀ニ付町触

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第五十八条（第一－二〇一頁）、下巻第四十一条（第二－四〇八頁）

七　入墨之事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、題号を修正。「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」の箇所にこの法文に関する記事が見えない。脱落によるものか）…下巻第百三条（第四－二六七頁）

八　科人為立退幷住所を隠候者之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第八十条（第四－八三頁）

九　入墨敲ニ成候者再科御仕置之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第八十九条（第四－一七一頁）

十　無宿片付之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第八十九条（第四－一七二頁）

6　無宿幷奴女片付候事

・「附紙有之」

「元文三年帳」以来の法文（但し、題号を付加）…下巻第八十九条（第四－一七〇頁）

十一　捨子貰候者之事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、題号を修正）…上巻第六十三条（第一－二〇八頁）

十二　捨子御制禁之事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、題号を修正）…上巻第六十二条（第一－二〇七頁）

十三　奴女片付之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第五十四条（第一－一九四頁）

7　享保十三申年二月　奴女牢内ニ差置候義書付

・「附紙有之」「作意之義付、准　御好除申候」…「科条類典」にこの記事見えず

十四　酒狂人御仕置之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第四十二条（第二－四三二頁）、下巻第七十七条（第四－五二頁）

十五　酒狂ニて人を殺候もの之事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、「元文三年帳」の末文を削除）…下巻七十七条（第四－五三頁）

十六　酒狂人主人ぇ引渡之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第七十七条（第四－五四頁）

十七　乱気ニて人殺之事

★「元文四年帳」における修正法文（但し、懸紙修正を一部採用せず）…下巻第七十八条（第四－六二頁）

8　享保十七年子十月　弟子を致折鑑（ママ、檻）相果候を隠置候者御仕置之例

・「下札之旨　此ヶ条、例ニ難成義ニ付、准　御好除申候」…「科条類典」にこの記事見えず

十八　相手理不尽之仕形ニて下手人（ニ）不成事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第七十二条（第四－三頁）

十九　親類主人等へ尋申付方之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第八十二条（第四－一〇五頁）

9　子供怪我ニて相果下手人ニ不及事

・「此ヶ条、前〻ヶ条へ書加へ候ニ付、相除申候」

「元文三年帳」以来の法文（懸紙欄が空白）…下巻第七十四条（第四－一七頁）

10　享保十三年申五月　御扶持人死罪遠島被成候一件之内、町人百姓有之節科無之候ニて品ニより咎可有之旨被仰出候事

・「御好ニ付、除申候」…「科条類典」にこの記事見えず

11　享保十三申年二月　召仕ヲ折鑑（ママ檻）ニて敲候もの事

・「此ヶ条、例ニ難成義ニ付、准御好除申候」…「科条類典」にこの記事見えず

二十　欠落者尋之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第八十二条（第四－一〇五頁）

二十一　欠所田畑家屋敷家賊（マヽ、財）之事

＊「科条類典」に見えず（「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」および「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内云々」の記事がともに存しない。脱落によるか）…下巻第二十七条（第二―八五頁）

二十二　取上田畑之事

＊「科条類典」に見えず（「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」および「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内云々」の記事がともに存しない。脱落によるか）…下巻第二十七条（第二―八五頁）

二十三　私領百姓　公儀御仕置（ニ）成候節田畑闕所之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第二十七条（第二―九二頁）

二十四　妻持参田地之事

★「元文四年帳」における修正法文（「科条類典」に「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」の記事が存しない）…下巻第二十七条（第二―九四頁）

二十五　身代限申付方之事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、末文を削除）…下巻第二十九条（第二―一二一頁）

二十六　二重御仕置申付候事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第百三条（第四―二六五頁）

12　享保二十年御書付　死罪可成もの遠島ニ被成候事

「下ヶ札写」「心得之義、准　御好除」…「科条類典」にこの記事見えず

二十七　過料申付方之事

＊「科条類典」に見えず（本条は延享二年もしくは延享三年の増補修正の際の削除条文であるから、「科条類典」は本条を採録しない）

二十八　養生所ぇ遣候病人之事

＊「科条類典」に見えず

二十九　溜預ヶ之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第八十八条（第四―一六五頁）

三十　年中御仕置者幷在牢人数書付可差出さる事

＊「科条類典」に見えず

三十一　出火之節咎之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第六十九条（第三―三八〇頁）

三十二　男女申合相果候者之事

☆「元文三年帳」の法文を継承（「元文五年緑色書入帳面」の懸紙修正を採用せず）…下巻第五十条（第三―八八頁）

三十三　隠し遊女差置候者御仕置之事

★「元文四年帳」における修正法文（但し、第三項が本書に欠落。また、第四項として、寺社門前ニ隠遊女差置候儀ニ付伺書の懸紙修正の法文が記される。但し、「科条類典」はその懸紙欄空白）…下巻第四十七条（第三―一〇頁）

三十四　科人追放之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第五十二条（第一―一九三頁）

13　享保七寅年　追放救（マヽ、赦）免之事

・「下札写」「御好ニ准、除申候」…「科条類典」にこの記事見えず

三十五　類族之者追放之事

★「元文四年帳」における修正法文（但し、本書には本条第二項が見えず）…上巻第五十条（第一―一九二頁）

三十六　追放御構之場所之事

▲「元文三年帳」以来か「元文四年帳」起案か不明の法文（但し、「科条類典」に見えない江戸追放の記事を存す）

…下巻第百三条（第四―二六四頁）

三十七　遠島者減方之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第四十八条（第一―一九〇頁）

三十八　死罪遠島追放之外伺不及候事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、題号を修正）…上巻第四十九条（第一―一九一頁）

三十九　牢抜手鎖外し御構之地ぇ立帰候者之事

★「元文四年帳」における修正法文（吉宗の修正意見に対する回答）…下巻第八十五条（第四―一三六頁）

四十　疵被附候者外之病ニて相果疵付候者御仕置之事

★「元文四年帳」における修正法文（吉宗の修正意見に対する回答）…下巻第七十三条（第四―六頁）

四十一　享保七寅年　車荷付馬等ニて為致怪我候者之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第六十五条（第一―二一〇頁）

14　口論ニて掴合候上相手相果候得共頓死と相見へ疵無之付不及下手人事

・「下ヶ札写」「此ヶ条も節之作異付、准　御好相除」…「科条類典」にこの記事見えず

四十二　鉄炮あた落幷怪我ニて相果候者相手御仕置之事

★「元文四年帳」における修正法文（第二項の懸紙欄空白）…下巻第七十四条（第四－一七頁）

15　鉄炮あた落ニて人殺之事

・「下ヶ札写」「御好ニ付、本文之通大意計ニ成」

「元文三年帳」以来の法文（この法文を修正したのが、下四十二「鉄炮あた落幷怪我ニて相果候者相手御仕置之事」）…下巻第七十四条（第四－一六頁）

四十三　旧悪御仕置之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第十八条（第二－七頁）

四十四　重科人之悴親類等御仕置之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…上巻第四十条（第一－一八〇頁）

四十五　御仕置伺書入牢之月日可認旨之事

★「元文四年帳」における修正法文（吉宗の修正意見に対する回答）…上巻第四十二条（第一－一八六頁）

四十六　拷問可申付品（之）〻事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第八十三条（第四－一一三頁）

16　享保七寅年　筋違之者拷問申付候義御書付

・「下ヶ札写」「此ヶ条、御好ニ付相除申候」

「元文三年帳」以来の法文（懸紙欄が空白）…下巻第八十三条（第四－一一三頁）

四十七　博奕三笠附御仕置之事

★「元文四年帳」における修正法文（但し、第二項は本書第五十の法文として独立させている）…下巻第五十五条（第三―一四九頁）

四十八　三笠附博奕頭取、遠島赦ニ可書出旨幷取上候屋敷之事

★「元文四年帳」における修正法文（但し、第二項は「元文三年帳」の法文のまま）…上巻第六十八条（第一―二一五頁）

四十九　三笠附博奕有之村名主組頭咎之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第五十五条（第三―一五〇頁）

五十　武士屋敷ニて家来致博奕候者御仕置之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第五十五条（第三―一五〇頁）

五十一　盗ニ入家之内之者ニ疵付候者御仕置之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第五十六条（第三―二〇五頁）

五十二　盗人御仕置軽重之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第四十三条（第二―四六四頁）、下巻第五十六条（第三―二〇六頁）

五十三　盗物之(と)不存買取候ニ相決候者之事

★「元文四年帳」における修正法文（吉宗の修正意見に対する回答。但し、第三項は「科条類典」に見えず）…下巻第五十六条（第三―二〇六頁）、下巻第五十七条（第三―二六八頁）

五十四　盗ニ達(逢)其盗人を捕召つれ来候者之事

★「元文四年帳」における修正法文（但し、懸紙欄ば空白。懸紙は末文削除を指示か）…下巻第五十六条（第三―二

〇七頁）

五十五　享保八卯年　紛失物吟味仕形町触

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、題号を修正）上巻第七十一条（第一―二二二頁）

五十六　捨(拾)物取計之事

★「元文四年帳」における修正法文（吉宗の修正意見に対する回答）…下巻第六十条（第三―二九四頁）

五十七　火附幷盗賊等訴人之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第五十八条（第三―二八四頁）

五十八　火罪之者取計之事

☆「元文三年帳」の法文を継承（但し、題号を修正。また「科条類典」所引の法文と相違あり）…下巻第七十条（第三―三九七頁）

五十九　巧事かたり事御仕置軽重之事

☆「元文三年帳」の法文を継承…下巻第六十四条（第三―三二九頁）

六十　巧ヲ以度〻金子(等)語り取候ハ盗より品重き事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第六十四条（第三―三三〇頁）

17　享保十卯(マヽ二十)年　巧ヲ以度〻金子語り取候ハ盗ゟ品重キ旨之御書付

・「下ヶ札写」「御好ニ付、作異本文之通ニ成候」

「元文三年帳」以来の法文（この法文を修正したのが、下六十「巧ヲ以度〻金子(等)語り取候ハ盗より品重き事」）…下巻第六十四条（第三―三二九頁）

六十一　〔重キねたり事御仕置之事〕

★「元文四年帳」における修正法文（吉宗の修正意見に対する回答）…下巻第六十四条（第三－三三〇頁）

六十二　破戒之僧御仕置之事

＊「科条類典」に見えず（「元文三午年三月十四日弥此通定置云々」および「元文四未年三月差上、翌申五月十日緑色御書入御好之趣有之帳面之内云々」の記事がともに存しない。脱落によるか）…下巻第五十一条女犯之僧御仕置之事（第三－九六頁）の法文案

六十三　偽之証文を以金銀致貸借候者御仕置之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第四十条（第二－四〇六頁）

18　享保十七子年　偽との事乍存金銀致貸借候もの御仕置幷同罪之儀御書付

・「下ヶ札写」「御好ニ付、文意作異本文之通ニ成ル」

「元文三年帳」以来の法文（この法文を修正したのが、下六十三「偽之証文を以金銀致貸借候者御仕置之事」）…下巻第四十条（第二－四〇五頁）

六十四　重キ科人死骸塩詰之事

★「元文四年帳」における修正法文…下巻第八十七条（第四－一六四頁）

## 〔史料翻刻〕

### 凡　例

一　本稿は、拙稿「「公事方御定書」の編纂過程と「元文五年草案」について」の史料として「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」上下（原胤昭旧蔵「寛保律」収載、千代田区立四番町歴史民俗資料館所蔵）を翻刻するものである。

一　「寛保律」一冊は、縦二二・六糎、横一六・五糎の袋綴の筆写本である。「寛保律」の表題は表紙に打付書してあるほか、小口にも見える。全体の墨付は一一三丁であるが、「公事方御定書幷窺之上被　仰渡候書付」の墨付は上が三七丁、下が二二丁である。

一　翻刻にあたっては原文の体裁に忠実を旨としたが、印刷の都合上、体裁に若干の変更の生じた箇所が存する。判読に便ならしめるため、原文に読点、並列点をほどこした。

一　『徳川禁令考』後集（司法省蔵版・法制史学会編、石井良助校訂、平成二年第五刷、創文社）所収の「科条類典」をもって校勘を施し、（　）を以て示した。又、翻刻者の校訂には（ママ）と表記してこれと区別した。

一　解読できなかった文字は、□をもって表記した。

一　ゴシックの漢数字および算用数字は、翻刻者があたえた番号である。

（表紙）

公事方
御定書幷窺之上被　仰渡候書付　上

弥此通り定置、追て被仰出等、此帳ニ可記義ハ書記可申候、其節〻其趣書付可差出旨被仰聞承知仕候、

午三月十四日　評定所一座

御定書　上

一　評定所始幷看板之面

一寛永十二年乙亥十一月十日、評定衆被相定、同年十二月十二日ゟ寄合始ル、

一看板之面寛永十二年亥十二月二日　讃岐守

右看板当時之御文言　大炊頭

定

一寄合之式日、毎月二日・十一日・廿一日、諸奉行之立合、四日・十三日・廿五日、但、公儀之御用於有之ハ、可為延引事、

一寄合所へ評定衆、卯之刻半時致出座、御用隙明次第可有退参事、

一評定所へ役人之外一切不可参、勿論音信停止之事、

一公事人ニかいそへハ、老人若輩幷病者之外停止之事、

一公事訴訟ニ罷出もの、たとひ御直参(之)輩たりと云共、刀脇指を帯べからざる事、

一公事人雖為親類縁者知音は(之)好身、寄合場於ハ評定衆不被(ママ)可取持事、

一遠国ゟ来ル公事人は、在江戸久敷次第ニ可承之、当地之公事人ハ、其日之帳面ニ先次第可承之、但、不承して不叶義か又急用は格別之事、

一公事人(え)不審申かくる義ハ、筋〻役人可初(勤)之、勿論惣座中ゟも遠慮なく存寄之通可申事、

一公事裁許以後、其節(筋)之役人裁断之始末可被致留書事、

一公事其日ニ落着無之儀ニ重て被致寄合、其上ニて不相済義、相談之上可致言上事、

一役人宅ニて承之公事訴訟、評定所ぇ可出儀於有之ハ、証文証跡相揃、寄合所へ出之、無滞様ニ可被致事、

一預もの長〻不差置之、急度遂穿鑿可済事、

一裏判幷古状(召)を請遅参(之)者ハ、其所之遠近を考、日数を積、軽重に応し可為過料事、

右条〻可被相守之者也、

年号月　　老中

## 二　評定所古来之事

覚

一明暦三年之頃迄ハ、評定所立合(え)老中出座有之候処、稲葉美濃守老中(之)節、向後立合へ(は)奉行中計出座有之、寺社奉行をおもにいたし詮義有之様ニ申渡候由、

一立合へ老中出座有之時分ハ、登城抑無之、此時分ハ評定所へ上使等有之候由、

一公事之内入組候て伺ニも可成義ハ、式日毎ニ老中銘〻一通聞届、其上ニて落着無之義ハ、伺(ニ)成候も有之候由、

一元和年中之頃ハ、公事訴訟酒井雅楽頭宅ニて裁断有之候由、明暦三年大火ニて雅楽頭宅類焼(之)節、龍之口伝奏屋敷之内仕切、公事訴訟老中寺社奉行大目付町奉行御勘定奉行出座ニて裁断、毎月六日宛有之候、寛文之頃ゟ(式日)立合之分ぇ、式日へ老中壱人ツヽ出座有之、内寄合毎月三日宛奉行衆(宅)ニて公事訴訟承之候、其頃ゟ評定所ニて申ならハし候由、

右は評定所一座へ相尋候処、(聢と)書留等は無之、書面之通承り伝候由之事、

## 三　評定所之面〻へ被仰渡之事

一寛永以後、御代〻被仰(出)之評定所法式、評定衆、卯半刻ゟ会合候て申刻退出シ、其日決難き事候ハヽ、翌日再会候て、猶又決断及難き事ハ老中(ニ)申し言上すへき由ニ候、近年公事訴訟其数多成来候処、評定所之面〻事馴、巧を積、裁断之次第滞所もなく候歟、会合之間もなく退出候様ニ相聞候、若毎事候は(其)大法ニ任せて其道理を尽に及ばすして裁断(ニ)至り候ハヽ、尤以不可懸(然)事被　思召候事、

一評定所幷諸奉行ニおゐて沙汰之次第、専(マヽ)へ其証状を拠として、道理のある所をハ推尋す、其本旨を捨て、枝葉の事をは穿鑿し候由風聞(候)、証状之ことき八其拠とすへき事勿論候と云へとも、すべて　公儀の証にも引用ゆへき物に大法ニ背き候事ハしるさしむへからす、又事の末なる所につきて其本旨を知るへき(事)勿論候と云へども、枝葉の事を論して多事にわたらハ、其本旨を失ふ事あるべし、然らハ必(す)其証を拠とし難く、末を逐ひ難

し、就中論地等の事、古来多ハ評定所ニて詮議之上を以事決候処ニ、近年之例御代官所ニ申付、検使を以裁断し候故、（マヽ不）承可然事共有之由相聞候、すへて此等之類、諸事ニつきて其心得可有之事ニ被　思召候事、

附、近年以来罪悪極重之輩を助置、目明し口問など、名付て□罪の疑ハしきもの出来明（候時）ハ、奉行中彼輩に申付、或ハ捜求め糾明せしめ、事ニ（之実）定否、罪ニ（之）有無を決断有之由候、たとひ彼輩之申所、其事をあやまらす候とも、力を借り用い候て、天下之御政事を取沙汰候ハん事甚以不可然候、況又彼輩之申所、或ハ遺恨ニより或ハ賄賂によりて事之躰引違へ、理を非となるの類、種〻有之由風聞候、よろしく早（く）彼輩之本罪をたゝし、自今以後此等不可然事共儒（停）廃あるへき事ニ被思召候事、

一評定所之法、公事訴訟之事、者（其）筋之役人問難有之候旨（て）、一座之面〻存寄も候へは、其存寄候所を残さす申出すへき由ニ候処、近年以来大方ハ詮議ニも及ハす、最初申出し候輩の沙汰に任て事を決し候様相聞候、もし其事実に背（有）之候ハヽ、評定之面〻、者（其）人数多と云へども、壱人之沙汰決候上は古より詮義と申、評定と申事ハ其本儀を相失ひ候、自今以後ハ各其心力を尽し、詮議之上ニ評（定）し候様（ニ）可仕由被　思召候事、

一評定所之法、遠国6訴来候輩、其滞留之日久しからす候様ニと有之由ニ候、然ニ近年以来ハ、評定所幷諸奉行所ニおゐて公事訴訟相聞難く、年月を経候て滞留之輩有之由相聞候、軽賤之者共、其業（を）抛て在所を離れ、滞留之日久しく候てハ、たとひ其本意之ことく事済候共、其費用之失脚すくなかるへからす、況又申所かなひ難儀（き）もの（に）おゐて、猶〻迷惑に及ふへき事、尤以て不便之事候、自今以後は奉行之面〻此等の所をおもひ廻し、沙汰之次第可有之由被　思召候事、

附、老中（ニ）申達言上候事ハ再三思慮をも用ひ候故か、毎事遅滞候事も有之、御尋之旨有之時節、申所其儀わかれさる事も有之候、すへての事滞なく申所明らか成る心得可有之事被　思召候事、

一凡公事訴訟之事、或ハ権勢之所縁有之候輩、或ハ賄賂を用ひ行ひ候輩之類ハ、其志を得候て、其望を達シ候者共有之由、世上沙汰シ候所、すてに年久敷候を以て、御代初之時御条目しるし出され候と言へとも、其旧弊今に相改さるよし、猶〻其聞候、もし若風（ママ衍）聞候ことく候ニおゐてハ御政事のてより（よりて）破れ候所ニ候へハ、此上は其沙汰ニ及（は）るへき（御）ハ事ニ候、奉行之面〻其家中之輩ハい

ふに及候(は)す、支配之者共に至迄、宜敷其戒め可有事被思召候事、

附、牢屋之役人と言へとも種〻之私法をたて、牢舎の輩の賄賂をむさほり候次第等相聞(候)、此等之事共奉行中ハ未承りも伝す候故、制禁ニハ及ハす候か、尤以不可然事候、すへて如此之事等、急度厳禁あるへき事、

右条〻よろしく承知せしむへく候、諸奉行所之事ニおゐてハ天下御政事之出る所に候上ハ、万事(之)理非ハ此所に相定る事共ニ候、然るに只今のことくに有之候ては其奉行之越度と申計ニてハ無之、すなハち御政事之明らかならすして、人民之安からさる所に候間、各其心得を以、沙汰之次第可有之由被　仰出候者也、

正徳二年辰九月五日　　評定所一座
奉行中

**四**　評定所一座可心得条〻

一公事訴訟人、遠国より罷越候ものハ不及申、当地之ものも裁断及遅滞候てハ、本人其外其所之輩迄も内外之物入も日を逐ひ候てハ多(く)、是につきてハ内縁秘計を廻し、其事を取持候者抔も出来、種〻不宜取沙汰も有之候、亦ハ是等之物入をいとひ候者共ハ、おのつに公事訴訟も難成、道利(理)有之者も非道之事(に)押かすめられ迷惑いたし候者も可有之候、すへて如此之事ハ御仕置之ためニ甚夕不可致(然)候、然れ共、其事ニよりて道理(理非)疑敷、又ハ一座之評議もまち〳〵にて事決しかたく、裁断延引し候事も可有之候、自今以後ハ公事訴訟ニ百日過候て事決しかたく候儀ハ、其事之始末分明(に)書記、何も存寄之所をは二筋も三筋ニも附札ニ記し可(被)差出候事、

一評定(所)え召出借金公事人、年〻其数多く候故、此外之公事訴訟を全儀(詮議せられ候)出られてためニ事之妨ニ成来(候)、自今以後は式日三日之内ニて一日、立合三日之内ニて一日、凡一月二日ツヽ、借金公事人計召出候日を相定め、其餘は此外之公事訴訟等召出し、其理非ハ(分)明ニ全儀(詮議)之上裁断及るへく候事、

一諸奉行所ゟ牢ニ入置候者之事、只今迄ハさして事むつかしからす候事ニ、五年も十年も事を決せす候故ニ、牢内ニて死候もの年〻に多く、又ハ火事等之時ニけうせ候者も有之、本罪は軽く候共、大犯之罪(ニ)入候者も出来、又ハ相手も有之、同類も有之候事(ニ)、者(其)相手同類等死し失候て、或は僉議之手掛もなくして事決シ難く、或ハ存生之者計相手(当)之刑罪に行れ候てハ、片落なる事ニ

似より候事(も)出来、すへて此等之類ハ御仕置之ために甚夕不可然事ニ候、自今以後牢ニ入置、百日ニ過候ても決しかたく候事ハ、是亦其事之始末分明(ニ)書記、何れも存寄之所をハ二筋にも三筋ニも付札にしるし可(被)差出候事、

附、古来より牢舎又ハ過怠なとゝ申し、其罪科を決断シ、牢へ入候事ハ、御仕置之一筋ニ成候処ニ、近来ハ其罪科もいまた決せす候ニ、僉議之間、先ッ牢へ入置候者甚多成来候歟、是又不可掛(然)事ニ候、人をも殺害盗賊等之罪犯有之者、又ハ其身を預置へき所も無之者、又ハ主本人(本主人ニ)預置候てハ不可然候子細も有之ものゝ類ハ、僉議之間、牢えも入置候事も可有之候、此等之外ニ預置へき所も有之候ものを、其罪科いまた決せす候内、先ッ牢へ入置候事ハよろしく思慮あるへき事、

右条〻、評定所奉行所之事ハ、天下之理非相定候処ニ(て)、其上又世之人之安堵し候も迷惑し候も、公事訴訟之決断(裁断ニ)相可掛り候、たとへ一旦ハ其時之奉行之沙汰ニ候故ニ、理を以て非とせられ、非を以て理とせられ候共、違背ニハ不及候といへとも、年月を経候後に至て、其事破れ候てハ最初裁断(之)時、一座之衆中のためニ不可然事ニ候、すへて此等之道理ハ不及申候へ共、御仕置之ためニ大切之御事ニ候を以、相違し候間能〻可被存其旨候、以上、

正徳六年申四月　日

## 五　御仕置筋取計専要之事之由ニて御渡御書付

覚

一米穀之類、積夫(損失)無之能出来候様、常〻無油断可申付事、

一有来田畑、損毛無之様、常〻心懸普請申付、又ハ川除等之悪敷成たる所ハ、能致させ候義専要之事、

一新田出来候義ハ、宜鋪事(ニ)候へ共、外之害ニならさる所(ハ申付)可然候、大概古田畑或ハ秣場等之障(ニ)成候事、度〻有之義ニ候条、左様成所ハ可為無用事、

一差当入用等も無之山林を伐出し、交易いたし候義、堅可為無用事、

一食物ハ勿論、其外諸色沢山(潤沢ニ)候共、猥ニ遣ひ捨不申様、酒菓子類むさと多(く)作り出し候ハぬ様ニ可心得事、

一当時売買(之)諸色、別て不宜なりと申者も無之処、此上数多仕出申候とても、人〻寄限(分)を越て物を遣す候へハ、事是(足)不申、旨竟(畢)国之衰となり、無益之事に候、米穀并□□(薬種)之外ハ、金銀夜類(衣)心得見類(道具)ニ至物(迄)、乃(新)規之品ハ勿論、有来物ニても相増仕出し候義、猥(ニ)申付間敷

事、
一有来外遊所物見せ幷売買等ニて、人多集(め)候様致候義、其所之にぎハひを申立といふ共、猥にも付間敷事、
一故なくして商物俄ニ高直ニ売出し候ハ、過分の利得をむさほり候て之義候条、遂吟味、致させ(申)間敷事、
　但、商物一所ニ請込、下直売出すへき抔と申と言共、是又取上申間敷事、
一国〻所〻ゟ出し候諸色運送不自由候て、又ハ途中之煩ニて損失無之様心付可申事、
前条も有之通、諸人一同之御故(敕)ニハ、米穀能出来候義と、人〻分限(を)守、費不致様之御仕置専要ニ可申付候、此外之義は、其事取扱候者之利得ニハ可成候へ共、諸人(へ)行渡り命ヲつなき候事ニハ不相成、却て悪事(悪敬事共)ハ出来可申候条、許(件)之趣能〻相考可申付旨被　仰渡候、以上、
享保六丑六月

**六**　公事訴訟人ゟ音物贈候義ニ付御書付

公事訴訟有之ハ(者共)、其奉行役人中幷其家来之末〻といふ共、内縁を求、音物を相贈候義制禁有之候、違犯之輩(に)至てハ、たとひ理運之公事、其謂ある訴訟といふも一切に許容有へからす、若又裁許之後、年月過き相聞候といふか(と)も、急度(其)沙汰ニ及はれ、罪科に可被行者也、
右、此義(今度如此)候得被　仰出旨、よろしく可相心得候、以上、

**七**　享保五子年式日老中出座之事

覚

一評定所式日寄合之節、老中出座之儀、向後一月(ニ)一度宛出座之筈ニ候、刻限も五ッ時罷出、奉行中公事取捌見分(之)為候条、当日之公事ニ(不)相済内ニも登城可申候、時ニゟ従御城相越候義も可有之候、左様之節は前日可申申(マヽ衍)達事、
一公事訴訟、何によらす立合公事を可差出候、式日公事として撰出し候義、堅無用ニ候事、
一式日は十一日可有出座候、若差合之節ハ廿一日可有出座候事、
一公事出入等難決類、入組候品ハ、向後式日老中出座之節差出候様仕候事、

**八**　享保四亥年式日立合え御目付出座之事

覚

一評定所式日(ニ)御目付壱人、立合日両人代ル〳〵只今退(迄)

罷出候へ共、向後壱人宛一ヶ月切(ニ)人を相定罷出、奉行役人(之)公事訴訟裁許、其外諸事取捌之次第委細見聞置、御尋之節具(ニ)申上候様相心得候、若公事訴訟之儀(訳)見聞候迄ニて、奉行役人之取捌委細難相知義ハ、目安訴状等奉行中へ申達、得(と)遂一覧、出入之訳奉行中ぇも其子細具(ニ)承届可申候、

一非番之御目付之内障(隙)ニて有之旨(者)、立合日ハ壱人宛相加り可罷出候、然共病人差合等有之、難出節ハ不及其儀候、

一御徒目付、向後式日立合共一人ツヽ罷出候様可致候、尤御小人目付も右ニ准し相減可申候、

## 九　正徳六申年　忌有之者立合内寄合出座之事

一忌中之時立合内寄合(ぇ)出座之義、父母之外(之)忌中ハ日柄立候ハヽ可致出座、たとへハ廿日之忌中ハ七日立候ハヽ、致出座候様可相心得旨、伺之上相極候事、

## 十　日本橋　浅草橋　常盤橋　芝車橋　筋違橋　麹町(町)　高札

定

一親子兄弟夫婦を始め、諸親類にしたしく、下人等に至ル迄、是をあはれむへし、主人ある輩ハ各は(其)奉公に精を出すへき事、

一家業を専ニし、懈(る)事なく万事其分限過へからさる事、

一いつわりをなし、又ハ無理(を)といひ、惣して人の害なるへき事をすへからさる事、

一博奕之類、一切に禁制之事、

一喧嘩口論をつゝしミ、若其事ある時ミたりに出合へからす、手負たる者隠し置へからさる事、

一鉄炮猥に打へからす、若違犯之者あらハ申出へし、隠置、他所ゟあらハるゝにおゐてハ其難(罪)重かるべき事、

一盗賊悪党之類なら(あ)ハ申出へし、急度御ほうひ下さるへき事、

一死罪に行はるゝ者ある時、馳集るへからさる事、

一人売買かたく停止す、但、男女之下人、或ハ永年季、或ハ譜代召済(置)事ハ、相対に任すへき事、

附、譜代之下人、(又)ハ其所ニ住来候輩、他所へ罷越、妻子をもち、有付候もの呼返すへからす、但、罪科ある者ハ制外之事、

右条ゝ可相守之、若於相背ハ可被行罪科者也、

正徳元年五月日　　奉行

定

一毒薬幷似せ薬種売買之事禁制す、若違犯之者あらハ是(其)罪重るへく、たとひ同類といふとも申出候におゐてハ、其罪をゆるされ急度御褒美下さるへき事、

一似金銀売買一切停止す、若似せ金銀あらハ金座銀座へ遣し、相改むへし、はつしの金銀も(是又)金座銀座へ遣し、相改むへき事、

附、惣して似せ物すへからさる事、

一寛永之新銭、金壱両四貫文、壱歩ハ壱貫文たるへし、御料私領共ニ、年貢収納等ニも御定之ことくたるへき事、

一新銭之事、銭座之外一切鋳出すへからさる事、

一新作之慥ならさる書物、商売すへからさる事、

一諸職人いひ合せ、作料手間賃(等)高直ニすへからす、諸商売物或一所ニ買置しめうりし、或ハいい合せて高直(ニ)すへからさる事、

一何事によらす誓約をなし、徒党をむすふべからさる事、

右条〻可相守之、若於相背は可被行罪科者也、

正徳九(元)年五月日　　奉行

定

一駄賃幷人足荷物之次第

御伝馬幷駄賃之荷物壱駄　重サ四十貫目
歩持之荷物壱人　重サ　五貫目
長持壱丁　重サ三十貫目

但し人足壱人持重サ五貫目之積、三十貫目之荷物ハ六人して持へし、夫〻軽き荷物ハ、貫目ニ随ひて人数減へし、此外何れの荷物も是ニ准ずべし、

乗物壱丁　次人足六人
山乗物壱丁　次人足四人

一御朱印伝馬人足之数御書付之外多出すへからさる事、

一道中次人足次馬之数、たとひ国持大名たりといふ共、其家中共東海道ハ一日五拾人五十疋ニ過へからす、此外之伝馬道ハ弐十五人弐十五疋ニ限へし、但し江戸京大坂之外、道中おゐて人馬共迄(通)へからさる事、

一御伝馬駄賃之荷物ハ、壱(其)町之馬残(ら)す出すへし、若駄賃馬多入(時は)、在〻所〻〻やとひ、たとひ風雨の節といふとも、荷物遅〻なき様に相はからふべき事、

一人馬之賃、御定之外増銭を取ニおゐてハ牢舎せしめ、壱(其)町之間屋年寄は過料として鳥目五貫文ツヽ、人馬役之者ハ家壱軒〻百文ツヽ出すへき事、

附、往還之輩、理不尽之義を申掛、又ハ往還之者ニ対

し非分(之)事あるへからさる事、
右条〻可相守之、若於相背は可為曲事者也、
正徳元年五月　　奉行

定

江戸よりの駄賃幷人足賃銭

品川迄
荷物壱駄　九拾四文
乗掛荷人共　同断
から尻馬壱疋　（六拾壱文）
附、あふ所(つけハ)てから尻(二)同、夫6重(き)サ荷物
之(ハ)本駄賃ニ同しかるへし、
人足壱人　四拾七文

千住迄
荷物壱駄　九拾壱文
乗物荷(掛)人共　同断
から尻馬壱疋　六拾文
人足壱人　四拾六文

川口迄
荷物壱駄　百四拾文
乗物荷(掛)人共　同断
から尻馬壱疋　九拾文
人足壱人　六拾壱(七)文

板橋迄
荷物壱駄　九拾四文
乗掛荷人共　同断
から尻馬壱疋　六拾壱文
人足壱人　四拾七文

上高井戸迄
荷物壱駄　百六拾壱文
乗掛荷人共　同断
から尻馬壱疋　百八文
人足壱人　七拾九文

下高井戸迄
荷物壱駄　百四拾九文
乗掛荷人共　同断
から尻馬壱疋　百文
人足壱人　七拾三文

泊〻ニて木賃銭
主人壱人　三拾五文
召仕壱人　拾七文
馬壱疋　三拾五文

右之通可取之、若於相背は可為曲事者也、

享保三年十月日　　奉行

定

きりしたん宗門は累年御制禁たり、自然不審成者有之ハ申出すへし、御ほうひとして、

はてれんの訴人　銀五百枚
いるまんの訴人　銀三百枚
立かへり者の訴人　同断
同宿幷宗門の訴人　銀百枚

右之通下さるへし、たとひ同宿宗門(之内)たりといふとも申出ル品ニ〆銀五百枚下さるへし、隠し置、他所〆あらハるゝにおゐてハ、其所之名主幷五人組迄、一類とも ニ可被行罪科者也、

正徳元年五月日　　奉行

定

在〻ニて若鉄炮打候もの有之候ハヽ、申出(へ)し、幷御留場之内にて鳥を取申もの捕候か、見出し候ハヽ、早〻申出へし、急度御褒美可被下置者也、

享保六年三月(二)

定

一火を付け候者をしらハ早〻申出へし、若隠し置(に)おゐてハ其罪重かるべし、たとひ同類たりといふ共、申出たるニ於てハ其罪を免され、急度御褒美下さるへき事、

一火を附け候者を見付ハ、是を捕へ早〻可申出、見のかしニすへからさる事、

附、あやしき物(者)あらハ、せんさくをとけて早〻奉行所ぇ召(連)来べき事、

一火事出来之時、ミたりに馳集るへからす、但、役人差図之ものハ格別たるへき事、

一火事場へ下〻相越、理不尽ニ通ニおゐてハ、御法度之旨申聞せ通すへからす、承引なきものハ搦捕へし、万一異儀に及ハヽ、討捨てたるべき事、

一火事場之(其)外いつれの所にても金銀諸色拾ひとらハ、奉行所迄持参すへし、若隠シ置、他所〆あらわるゝニおゐてハ其罪重かるへし、たとひ同類たりといふとも、申出候輩ハ其罪をゆるされ、御褒美可被下事、

一火事之節、地車大八車にて荷物をつミのくへからす、鑓長刀刀脇差等ぬき身にすへからさる事、

一車長持停止す、たとひあつらへ候もの有とも造るへからす、一切商売すへからさる事、

右条〻可相守之、若(於)相背は可(被)行罪科者也、

正徳元年九月日　　奉行

十一　此御高札ハ十月ゟ三月迄日本橋計ぇ相立候
火附訴人之事高札

一火を附る者召捕、町奉行所へ可来事、
一火を附る者之有所をしらは、早速可訴出事、
右之品〻有之ハ、御褒美として此銀子三十枚下さるへし、たとひ同類たりといふとも其科をゆるし、此御褒美下さるへし、怪敷(もの)ハ不慥候共、召つれ来へし、若火を付る者ヲ見のかし聞のかしに仕、追テ相知候ハヽ其科おもかるへき者也、

寅十一月　　奉行

十二　此御高札ハ日本橋迄計へ相立候
諸国新田取立高札之事

一諸国御料所又ハ私領ト入組候場所ニても、新田(ニ)可成場所於有之ハ、其所(之)御代官地頭幷百姓申談、何れ得心之上新田取立(候)仕形、委細絵図書付(ニ)記、五機内ハ京都町奉行所、当国中国筋(西)ハ大坂町奉行所、北国筋関八州ハ江戸町奉行所へ可願出候、願人或ハ百姓をたまし、或金元之ものぇ巧を以勧メ、金銀等むさほり取候義を専一(に)存、偽ヲ以申出る者あらハ、吟味之上、相とかむるニも(て)可有之事、
一惣て御代官申付候筋之義ニ付、納方(之)益ニも不相成、下〻却て致難儀候事有之ハ可申出候、併、申立へき謂も無之、自分勝手ニよろしく義計願出ニおゐてハ取上ヶ無之候事、
右之趣可相心得者也、

寅七月廿六日　　奉行

十三　此御高札ハ日本橋ぇ計相建候
博奕之儀ニ付高札

覚

一三笠附点者金元幷致宿候もの、句拾ひ等、
一博奕打頭取幷博奕宿致候者、
右之族、当正月ゟ相止候ものハ可差免候間、弥此以後(急度)相慎可申候、若不相止者ハ当人ハ流罪、或ハ其品ニゟ死罪可申付(候)、句拾ひ等ハ身躰取上、非人手下ぇ可差遣候事、
一右之通候間、当正月以前之旧悪ハ可差許候間、正月以後迄も不相止族於有之ハ、何者ニても町奉行所へ密ニ可訴出候、急度御褒美金可被下候事、
但、同□(類)之内たりといふとも訴出、勿論自分之旧悪を(今)は自分於相改ハ、其科を免し、是又御ほうひ被下候

事、
一如斯申付候上ハ、却(都)て家主幷名主五人組之者共申合、常〻心懸致吟味、疑敷者於有之ハ、早〻可訴出候、外ゟ訴人有之、博奕頭取三笠附点者金元幷右宿致候者召捕候ハヽ、其屋敷(取)上、家守有之ハ家主家さい取上、百日之手鎖かけ、両隣幷五人組家賊(財)取上、名主町内ぇ急度過料可申付事、
右之趣可相心得、万一科なきもの意趣を以於申出出(ママ衍)ハ、吟味之上急度可申付者也、
享保十一年午正月

## 十四　諸国浦高札

定

一公儀之御船ハ云に及はす、諸廻船共ニ遭難風時ハ助船出し、船破損せさる様ニ成程精を出すへき事、
一船破損之時、其所近キ浦之者精を出し、荷物船具等取揚へし、其取揚所之荷物之内、浮荷物ハ廿分一、沈荷物ハ十分一、但、川船浮荷物之内ハ三十分一、沈荷物ハ廿分一、取揚者ニ可遣事、
一沖ニて荷物はぬる時ハ、着船之湊ニおゐて其所之御代官手代庄屋出会、遂穿鑿、船に相残荷物船具等之分、可出証文事、
附、船改浦〻の者申合、荷物ぬすミ取、はねたると偽申ニおゐてハ、後日に聞といふ共、船頭ハいふニ及ハす、申合輩ニ至迄、其罪重かるへき事、
一湊ニ長く船を懸置輩あらハ、其子細を所之者相尋、日和次第早〻出船いたすへし、其上ニても其(令)難渋ハ何方之船と承届之、近辺ハ其地頭御代官、遠方ハ御勘定奉行又ハ其辺之奉行所ぇ急度申達事、
一御城米廻之刻、船具水主不足之悪船(ニ)不可積之、幷日和能節、船(於)頭破損ハ、船主船頭可為曲事、惣て利(理)不尽成(儀)申掛之、又ハ私曲於有之ハ、可申出候段、雖同類其科をゆるされ、御褒美可被下候事、
一自然寄船幷荷物於流来ハ可揚置之、半年過迄荷主無之於ハ、揚置之輩可取之、若右之内日数過、荷主雖為出来、可返之、雖然其所地頭代官可請差図事、
一博奕惣て賭之勝負、堅く停止たるへき事、
右条〻可相守之、若於相背は可被行罪科者也、
正徳元年五月日　　奉行

## 十五　浦〻添高札

所(前〻)〻より浦〻高札相建

公儀之船(は)不及申、諸廻船共猥成義無之様被　仰付候処、遭難風候節も、所之者共船之助ニハ不相成、却て破船候様ニいたし懸、荷物ヲ刎させ、或ハ上乗船頭と申合、不法之儀有之様ニ相聞へ不届候、御料ハ御代官、私領ハ地頭ゟ常〻遂吟味、毛頭不埒不仕様急度可被申付候、若此上不埒之儀於有之は、後日相聞候ハヽ、其宿(者)ハいふニ及す、所之者迄可被行重科、其上は(其)所之御代官地頭迄可為越度事、

一御城米船、近年破船多候付、今般諸事相改、別て大切ニ可仕旨申渡、船足之義も深く不入様ニ、大坂船之(は)大坂奉行、其外国〻之船ハ其処支配之御代官ゟ船足定之所ニ極印を打、船頭水主之人数を不減少様ニ急度申付、其(令)運漕筈候、依之湊え寄候船之分ハ、船頭水主人数幷船足極印之通無相違哉、送状(に)引合、急度相改候、帳面(ニ)記置、上乗船頭印形致させ、右書物其所ニ留置、御料は御代官、私領は地頭へ差出シ、御代官幷地頭ゟ御勘定奉行迄可被差出候、且又極印之(より)船足深く入候船有之候ハヽ、積候俵数委細に改之、御城米之外、船頭私之運賃を取、他之米穀或ハ商売之荷物等積入哉、又ハ水主人数定之内、其減少(令)候ハヽ、私(ニ)積入候荷物ハ其所ニ取揚置、水主人数不足之分ハ、其所(ニて)え慥か成水主を雇せ、為致出船、其上ニて右之訳、早速御勘定奉行へ可訴之事、

一破船有之節、浦〻之者出会、荷物船具等取揚候刻、盗取候歟、又(は)不届之仕形有之於ては、船頭ゟ不隠置、有躰早速可訴之事、

右之条〻急度可相守、若違犯之輩於有之は、詮議之上可被行罪科、不吟味之子細候ハヽ、其所支配之御代官又ハ地頭迄可為越度者也、

辰八月

## 十六　享保六丑年評定所前訴状箱ニ有之文言

一御仕置筋之儀ニ付　御為(ニ)可成品之事、

一諸役人をはしめ私曲ひふんこれある事、

一訴訟有之時、役人詮義(を)とけす、永〻捨置ニおゐてハ、直訴すへき旨相断候上出へき事、

（右之類、直訴すへき事、）

一自分為(に)よろしき儀、或ハ私之いこんを以、人之悪事申間敷事、

一何事ニよらす、自分慥ニ不知義を、人ニ頼まれ直訴いたす間敷事、

一訴訟等之義、其筋〻の役所へいまた不申出うち、あるひハさいきよいまた不済内、此両様申出間敷事、

一惣てありていを不申、少々も事を取つくろい、きよせつ
書のせ申間敷事、
右之類取上なし、かき物は則やきすつへし、尤たくミ事の
品々(に)よりて、罪科に行るへし、かき物ハかたく封し持
来へし、訴人之名并宿書付無之者、是又不取上者也、
丑八月　奉行

**十七**　評定所相(前箱)之際建札
毎月式日訴訟(状)箱出し置、書付入候筈之処、去月廿一日箱
出シ不申前、此所へ書付はり置候者在之、不届候、向後
右之通儀有之候ハヽ、早速役人封之侭焼捨可申者也、
寅二月

**十八**　訴状箱(え)書付入候儀ニ付触書
訴状箱へ書付入候事、右ハ御仕置筋之儀付、御為ニ可成
品、并諸役人を始、私曲非分有之事可致直訴候、且又訴
訟有之時、役人不遂僉議永々捨置候ハヽ、直訴可仕由、
其役所へ相断候上ニて直訴致筈之段、去年日本橋ぇ建置
候御高札御文言之内在之候処、其筋之御役所ぇ可願出義
共をは(も)、御役所へは不申出、毎度訴状箱へ書付入候段、
相違之事(ニ)候故、為心得左ニ書付候、縦ハ
一町方其外ニても御救可相成之(候)間、何之品被仰付候様との
願之事、
一公事合之事、
一自分願之事、
右此等之類は、其筋々之御役所へ訴出候へは、吟味有之事
(ニ)候処、一応も不申出、猥ニ箱ぇ書付入、就夫御吟味可
有之品ニても御取上無之間、右之趣相心得、其筋々ぇ可申
出、若滞義も有之候ハヽ、相断候上、直訴可仕候、依之猶
又触知らせ候者也、
享保七年寅四月

**十九**　享保十七子年 評定所箱訴状宿
一評定所前箱ぇ訴状入候者、江戸宿附無之候共、所附在之
候ハヽ、呼出申聞候儀、又ハ叱可申事ニ有之節、近郷ニ
て其日帰ニ罷成(程)之処(は)、呼出可申候、夫ゟ遠国ニ
候ハヽ、御領(料)(は)御代官、私領は地頭へ申達、於其処申
聞、又ハ叱候様可仕候、
但、遠国ニ候ハヽ品ニゟ其者呼出、可取計義ハ只今迄
之通たるへき事、

本書ニ張紙ニて有之

此ヶ条、奉行心得違之(ママ迄)義付ニ付、准　御好相除候、

享保六丑

1　公事出入訴下役所等ニて滞セ候事

一惣て下ゟ訴出候義、奉行所へ早速品相達(ヤ)、下役所或ハ其所支配人之方(ニ)滞せ候義ニ有之由(ニ)候条、随分心を附可申候、若押置候故、越訴なと致候者有之節ハ、其筋之役人急度相糺可申事、

丑六月

## 二十　唐船持渡之諸色抜荷買取御制禁之事

一唐船持渡之諸色、抜荷仕売買(ヲ)て者、今以不相止不届候、向後買元不慥疑敷(品)有之候ハヽ、不可相求、於訴出候(は)、詮議之上、其荷物可被下候、尤抜荷仕候もの有之候由沙汰なく(承)共、是又可訴出、縦同類たりと言とも其科を免し、御褒美被下之、其上あたをなさるゝ様可申付、若存なから不申出者有之、於其露顕(ハ)ハ急度可被行罪科事、

一海上ニて唐船見懸候ハヽ、縦行違候とも唐船とはるかに間を隔若通(可相)、唐船懸り有之近辺、同しやうニ船かゝりいたし候ハヽ、遂詮議可行罪科旨、国ゝ所ゝおゐて西国北国往来之船持者共へハ常ゝ急度可申付事、

右之趣、堅被申渡置、外ゟ相知さる以前、面ゝ領地支配下ゟ相改出候様、無油断可被申付候、若違犯之者有之時ハ、伺之上仕置可被申付候、以上、

享保三年
戊六月

## 二十一　浦賀ぇ添替之事

覚

一下田ハ湊によろしからさるニ付、風波之節難乗入、或ハ船破損ニ及ひ、其上乗おとしの船も多く、旁諸廻船之者共、難義仕候由相聞候ニ付、御吟味之上浦賀湊ぇ御番所被　仰付候事、

一諸廻船之儀、米穀を始、其外炭薪材木等滞留なく運送候様ニ被仰出候義候間、向後植木庭石、其外遊ひ道具類積廻し不申筈候条、此旨船持共ぇ可申付事、

右御番所替り候ニ付、判鑑等引替、其外之義付て浦賀奉行へ可聞合事、

享保五年
子十二月

## 二十二　出売出買之儀触書

一近年品川沖ゟ湊内まて、諸廻船掛居処ぇ町中ゟ小船を(数多)乗出シ、中途ニて廻船乗組之水主と出売(買)之者共馴合、不埒成商売物隠買仕候故、積荷物不定(足)有之、船頭幷

問屋共難儀候由申出候、向後中途ニて万物堅買取申間敷事、

一右出買船之外(ニ)小船乗、出売候者有之、此者共儀不埒成義有之由候、向後荷物瀬取候茶船幷湯船水船之外、一切諸廻船之辺ぇ乗参間敷候、若相背、出買出売之者有之候ハヽ、召捕可訴出之(旨)、廻船問屋共へ申付置候間、此旨可得(相)心得候、

## 二十三　鉄炮御改之事

一鉄炮改之義、向後関八州ハ貞享四年被仰出候趣ニ相心得、鉄炮改役被相伺、可受差図事、

但、猪鹿多(く)出、田畑をあらし候節は、不及相伺、御料私領寺社領共ニ、月切日切ニ極、玉込鉄炮ニてうたせ、其段早速鉄炮役人(改役)(ぇ)可相届候、打仕廻候ハヽ、鉄炮取上之、是又其趣改役ぇ可相届候事、

一江戸ゟ十里四方、猟師たりといふ共、一切鉄炮取上可申事、

但、猪鹿猥(狼)(多く)出、田畑をあらし、人馬ぇ懸り、百姓及難義候節は、鉄炮改役ぇ相伺、可受差図事、

一関八州之外国ゝハ、鉄炮改役ぇ例年証文書(等)差出候事、以来不及其儀候、尤猥に無之様に、御料私領寺社領共、急度可申付事、

右之趣可被得其意候、以上、

享保(二)酉年
五月

## 二十四　享保七寅年 猪鹿おとし鉄炮願之事

関八州猪鹿多候由、おとし鉄炮願候去年御拳場外捉飼場を始、四月朔日ゟ七月晦日、玉込鉄炮御免ニて猪鹿狼に打殺候筈ニ候、其段向ゝぇふれ候処、心得違候所も有之、夏中鉄炮打せ不申趣相聞候、且又冬ニても捉飼場之外ハ日数廿日之積り、是又鉄炮御免候処、今おとし鉄炮類とハ、去年御触書不致承知者と相聞候、向後はいつれも玉込之筈候、おとし鉄炮と申儀ハ無之候、此段弥無相違様ニ、夏中精入猪鹿狼可相殺旨在之可被相触候、以上、

## 二十五　享保十一午年 鉄炮打幷隠鉄炮所持之儀ニ付御触書

一此度武州多摩郡之内、御制禁之隠鉄炮致所持候者、又打候もの有之、段ゝ御詮議之上、武州所沢村名主壱人、同国上川口村名主壱人、同国国分寺村之もの壱人、遠島被仰付候、右悪事有之村ゝ之名主ハ田畑取上、組頭幷村中

其外掛合候者迄、又〻(夫〻)過料未(等)申付候、若心得違ニて只今迄不相届、鉄炮致所持候もの有之候ハヽ、御料ハ御代官、私領ハ地頭ニて相改、取上置(候)ニて、その段来未二月迄、鉄炮改へ相届可申候、尤此度有躰ニ申出、鉄炮差出候ハヽ、御咎は無之候、来十二月(未)迄之内ニ不差出候て、追て相知候ハヽ、当人(は)勿論名主組頭、其村中迄御仕置可被仰付事、

右之趣、関八州之内御料ハ御代官、私領は頭之(〻)支配〻〻急度可被申渡候、

附紙之趣朱書ニ有之　鉄炮打隠し鉄炮所持所持之条

2　享保十一午年　此ヶ条、准御好、奉行心得迄之義ニ付、相除之、

過怠鷹番之事

一隠し鉄炮有之、打候村ぇ可申付事、

一其村隠鉄炮ニては無之、外〻参り候て打村ぇも可申付事、

一隠し鉄炮有之、打ハ不仕候得共、此儀改出し村ぇも可申付事、

一隠し鉄炮有之、打候ても、又ハ打不申候ても、今度旧悪を書上之村〻、無構可仕事、

野廻り引替之覚

一野廻り預り場之内ニ隠し鉄炮幷鉄炮打有之候ハヽ、引替可申事、

但、代り之野廻りハ、今度隠し鉄炮有之近村辺〻可申付候、

## 二十六　享保六年丑　鉄炮打捕候者御褒美之事

覚

一鉄炮打捕候者(御褒美)、壱人ニても何人ニても人数無差別、銀廿枚被下候、

一同訴人いたし候者、御褒美銀五枚被下候、

## 二十七　享保十一年二月　新規之神事仏事執行異説等之事

於在〻所〻、神事何事其外不依(何)事、新規之義堅不可取建、若無拠子細有之ハ、奉行所又ハ地頭へ相達、可任差図、たとへ有来儀ニても、例ニ替たる品ハ無油断心付、為相止可申候事、

一惣て異説等申触候事有之おゐてハ、急度遂詮議可申事、

## 二十八　享保六丑年　御料幷一地頭地頭違出入(之)事

一地頭違、又ハ一地頭之百姓出入出訴候事、

是ハ両様共ニ地頭より断有之上ニて取上可申候、若地

頭ゟ断無之内、百姓訴出候ハヽ、取上申間敷候、且一地頭之出入ハ、地頭之取捌ニて事済可申義ハ、其趣地頭可被訳(申談)候、其上ニても不相済候ハヽ、取上可申事、

但シ、地頭ゟハ届一通ニて、出入之品を申立候義ニてハ無之事、

一御料所之百姓出入訴出候事、

是ハ其所之支配人之添状無之候ハヽ、取上申間敷候事、

一御料所之百姓、其所之支配人へ願候時、何之訳も不申聞、久敷押置(候歟)て、或ハ裁許之次第請かたく、再往願候ても取上無之節ハ、不得已、奉行所へ訴出候事、

是(八)非分之所(品)(ニ)候ハヽ、伺候て取計(候)ハ筈ニ兼て被仰出候、左程ニ無之、心得違之趣(ニ)相聞候ハヽ、支配人奉行申請(談)、宜取計候様可申付候、其上ニても訴訟人得心不致候ハヽ、奉行所ニて裁許可申付事、

(一)私領之百姓地頭へ願之時、久敷取上不申、裁許之次第請かたく、再往願候ても取上無之節は、不得已、奉行所え訴出候事、

是ハ地頭奉行申訳(談)、宜敷取計ハせ可申候、其上ニても訴訟人得心不致、地頭ゟ断有之おゐてハ、奉行所ニて裁許可申付(候)、但、格別地頭非分之申付相聞候ハヽ、其品言上可致事、

## 二十九　享保十八丑年　目安裏書初判之事

覚

一関八州より申出候公事、御料私領共、御勘定奉行月番(え)願出、初判(仕)、評定所へ罷出候、但、関八州之外も、御料之義ハ御勘定奉行え願出、初判仕候、

此内大岡越前守支配之分、越前守方へ願出、評定所へ差出候義、同前ニ御座候、

一関八州之外私領之分、寺社奉行月番へ願出初判仕、評定所へ罷出候、

但、関八州之内ニても、寺社領之分ハ寺社奉行へ願出申候、此外五畿内近江丹波播磨、此分京大坂町奉行へ願(訴)出申候、

右之通、初判之者掛りニて、評定所一座相談之上、裁許相極申候、

## 三十　享保六丑年　町方出入差紙等之事

自今訴訟人罷出候ハヽ、其訴訟人之家主名主五人組、右相手幷家主名主五人組立合、来ル幾日迄之内ニ可相済候、若不埒明候ハヽ、幾日双方召連可罷出由、差紙遣可

申候、

一惣躰之願事ハ、願人罷出候ハヽ、其支配名主方ぇ差紙願人ニ為持遣可申候、右文言如斯願出候、町中ニて障之有無遂吟味、大勢之者難義不仕義候ハヽ、来ル幾日願人召連可罷出旨、差紙遣し可申候、

但、町中障無之旨之（ニて）、名主附添罷出候共、願之品（ニ）ゟ猶又町年寄ぇも申付、吟味為仕可申也、

右之通ニ付、江戸之内寺社奉行支配之者（より）、町奉行支配之者へ懸り候出入は勿論、江戸町はつれ御勘定奉行ゟ初判出候近在ゟ江戸之者ぇ懸り候出入共、自今ハ裏判出ス不及、双方之家主名主組（頭）五人組立合、来候（ル）幾日迄之内可相済候、若不埒明候ハヽ、幾日双方召連、誰方へ可出（罷出）罷旨、月番（より）裏書遣、内証ニて不相済、差日ニ罷出候ハヽ、遂吟味、其上ニて評定所ぇ差出、可致裁許候事、

## 三十一　享保六丑年　公事吟味銘〻宅ニて仕候事

公事吟味之義、式日立合（ぇ）差出、入組（前日）不相済義は、掛奉行宅ニて、日数不懸様吟味を詰、一座評義之上裁許可申付候、

但、御代官手代掛申間敷候、

## 三十二　享保三戌年　火附之儀訴出候節奉行ニて可致吟味事

覚

一只今迄町方ゟ訴出候附火詮議之義、伺之上火附改ニ相渡、詮議有之候得共、向後町奉行所ぇ訴出候ハヽ、火附役ぇ不相渡、其手筋ニて□（遂）詮議可申候、火附改方ニてハ、組之者廻し候節、捕へ又候（は）改出シ候火附計吟味可仕候、惣躰詮議之筋、火附改方を申合候様可仕候、

一盗賊改火附改博奕改共、向後火附改方打込（仕可）間相勤候、右之趣共、火附改方ぇも被仰渡候間、其旨可相心得事、

## 三十三　享保五子年　火札張札等取計之事

一町方（ニ）火札其外張札等有之有（マヽ衍）之候得ハ、其所ゟ申出吟味有之候得共、畢竟右は先ぇ難義を掛可申ため、事を偽り候処（品）（ニ）候間、自今張札等有之候共、何方（事）ニよらす申出ニ不及候条、其所ニて名主共火中可仕候、然共致張札候者（を）見届候ハヽ、召捕差出可申候、且又張札仕候付、右言たてられ候ものを宿等替させ候事、一切致させ申間敷候、

右風聞之義ニ付、宿たてさせ候（可申由）申者も候ハヽ、当人直ニ奉行所ぇ罷出、其段相達候様致させ可申候、以上、

**三十四**　享保十巳年　芝口町何岸（河）建札文言

去ル幾日、何方ニ歳頃何歳はかり、衣服何を着し、
倒死
病人
水死　有之候、心あたり候者、誰方へ早〻可申出候、
異死
迷子
首縊
自害

**三十五**　享保七寅年　誤証文取間敷旨之事

向後誤証文取申間敷候、たとへ誤証文差出候共、其証文ニてかゝハらす、理非次第裁許可仕事、

**三十六**　元文三午年　赦之者書出候節生死之不及吟味事

大赦之義被　仰出候節は、生死之不及吟味書出、赦免之上死失之者ハ、親類又ハ由緒有之者ぇ可被申渡候、

下ヶ札之由、朱書ニて有之、

**3**　享保七寅年　誤証文　取間敷旨之事

三年以前子七月、大御番稲垣長門守元寄力隠居郷町源里儀、質之致取扱、申（中）売抔之様成義致候取（赦）、持（侍）ニ不似合仕形と申候て、源里追放之節誤証文申付処、追て吟味之所（品）有之節、源里誤無之品ニ相成候、就夫畢竟吟味能詰り候得共（は）、証文ニハかゝわらさる義候との御事ニて、左之通三奉行へ申渡ス、

向後誤証文取申間敷候、若御代官抔之類、其外支配方ゟ縦誤証文出候とも、証文ニかゝわらす、理非次第ニ候、口書之末ニハ誤候段有之候とも別（其）段候間、其旨御代官抔へも為知候様との御事ニ候、

右之通、向後被相心得、誤証文取申間敷候、

寅二月　此ヶ条　御好ニ付、文言作異仕候、

**三十七**　諸役人非分私曲有之者（旨）訴

重御役人領知出入取計　等之事

裁許仕置

一諸役人を始、其所之支配人非分私曲等之義有之旨、訴出候事、

右は、訴出候節、先其旨相伺候処、差図次第取計、尤裁許之儀ハ相伺可申候、

一重御役人其外評定一座之面〻、領知等之出入之事、

右は、訴出候節、伺ニ不及取計、裁許之儀相伺可申

候、

一於奉行所諸役所幷私領、所之(前ヽ)裁許在之候(て)、事済候義ヲ、往年(経)月、右裁許非分之由申立、再吟味願出候共、取上申間敷候、然共、訴訟方慥成証文等有之、相手方証拠無之者、裁許等(必)定過失と相見候ハヽ、伺之上詮議取掛可申、若又双方証文有之ハ、再吟味無用之事、

但、相手方不尋して不叶義も候ハヽ、各相談之上、其所支配人或ハ地頭へ一通相尋候は不苦候、猥相手召寄申間敷事、

一奉行所ニて評議之上、先裁許相達候義ハ、伺之上改可申事、

**三十八**　双方相対之上新田新堤取立候事

私領ニて新田新堤取立候儀、双方地頭相対之義候間、取上申間敷候、若子細有之、地頭ニて難済義は、奉行所ニて吟味可致事、

**三十九**　用水出入取捌之事

一御料私領共ニ、用水出入訴出候節、御料は御代官手代、私領ハ地頭家来ヲ呼出、用水不滞様ニ申談可相済旨申聞、訴状相渡、其上不相済段双方役人申出候ハヽ、其子細承糺、取上可致吟味候事、

**四十**　享保十四巳年（九辰）用水論其外無筋出入之義ニ付御触

一在〻用水掛引井路之義、川中ニ井堤を立、水を引分候処、堰之仕形ニより、川下之井水不足せしむるニも無構、手前勝手之宜様ニ(而已)仕候故、及争論、或両頰ニ井口有之場所、片川(頰)之井口附替(替)候時、双方不申合、一方之自由へ任(せ)仕置候故、令出訴候類有之候、自今右躰之義、双方致相対、普請仕候節は立合、無障様ニ可致候、若滞留有之歟、又ハ不法之事仕候時ハ、其節ゟ十二月を限り、出訴之者可有裁断、右期月過、令出訴候ハヽ、不取上候事、

一郡境村境山野之論、又ハ質田地等之儀、其外奉行所訴出候事ニ付、証拠無之非分之儀をも何角申紛ハし、又証拠有之儀も年経候得は、其事を申掠及出訴、相手村方之難義(に)及せ、双方村〻困窮之元ニ成、不届候、向後如斯之節不可訴出、若此類之事訴出、詮議之上、巧ミ之分相知候ニおゐてハ、其咎可申付事、

**四十一**　御料私領入会之論所見分之事

私領国境郡境之論所は御番衆御代官、村境は御代官計見

分差遣、御料之内又ハ御料私領入会(候)処、入組不申論所(ハ)、郡境村境ニても、(先)其辺之御代官見分為致可申候、

**四十二**　論所見分伺書絵図等ニ書載候品之事

一論所吟味之義ニ付、見分裁許伺帳証文、又ハ古き帳面を以、証拠ニ致候義を、右之大意計書出し、肝要ニ引候其事之員数等之義ハ書載不申候、且又古キ絵図面ニて境を極候も、右之絵図出し不申候、就夫、自今論所之町反別ハ勿論、証拠ニ引候諸帳面証文之文言之内ハ、事之員数等書出可申候、絵図面ニて極候義ハ、右絵図入用(之)所計を小絵図仕、差出可申候、

一唯今迄ハ論所之絵図色紙を以附札調之候付、存(数ヽ)ニ成候てハ色分紛敷候間、向後色紙は相止、白紙付札之肩(ニ)訴訟方相手方見分方遣候(杯と)、又ヽ(夫ヽ之)可題号を書付可申事、

**四十三**　縁起譲状古証文等(を)以裁許之事

一寺社領争論、縁起譲状を以申出候時、　御朱印之面(ニ)寺社領縁起之通(と)可有之歟、或ハ縁起譲状御国絵図名前(所)符号仕、書面(も)疑敷無之候へハ、取用申候、

一山論境目秣場出入并田畑論、先奉行裁許仕候書付、古水帳且又古来御代官所之時裁許仕候書付、或ハ地頭掛(捌)置候書付差出候節、吟味之上、御国絵図等ニ符号仕候歟、又ハ地所無相違候得は取用申候、

一寺院後住争論、先住遺状譲状、慥成書面候へ共(は)取用候、将又百姓町人家督出入ニハ、譲状正敷書面ニ候得ハ用之候、

一惣て古キ書物差出候節、印形無之候間も、慥成書付ニて、水帳(又ハ)地面符合書面、将又扱証文山手証文名寄帳、印形有之、年貢等納方相違無之ハ取用申候、

**四十四**　田畑永代売買御仕置之事

一売主牢舎之上所追放、家財闕所ハ不及沙汰、本人死候時ハ子同罪、

一買主過怠牢、本人死候時子同罪、此過怠牢之儀、近年相止候付、過料申付候、

　但、売(買)候田畑ハ、売主之御代官又ハ地頭可被取上之、

一証文(人)過怠牢、本人死候時ハ子之無構候、此過怠牢近年相止候付、過料可申付候、

一質ニ取候者ハ作取にして、質置候者6年貢役勤候へは永代(売)同前御仕置、

但、頼納売ト言、
右之通、田畑永代之売買御停止之旨、寛永二十年未三月十一日被仰出之、
但、百姓苗田畑山林等之外、開発新田又ハ浪人侍抔之田地売候儀無構、

**四十五**　延宝三卯年御朱印地質地入間敷事

一惣て　御朱印之寺社領田畑屋敷、外之者へ相渡義難成事ニ候間、質地不取様ニ、兼て百姓共へ申聞可置旨、御代官へ書付を以申渡候、

**四十六**　質地幷借金請人手形ヲ(以)取やり申候もの咎(之)候事

一倍金手形之質地幷借金等取やり仕候者、双方不埒ニ付、元金為相済候以上、双方幷加判人共ニ重キ過料可申付候、

**四十七**　元文二巳年質地之儀ニ付触書

一名主加判無之質地証文之事、
一名主置(候)質地ハ、右(相)名主又ハ組頭等之役人加判無之証文之事、
一拾ヶ年季を越候質地証文之事、
右三ヶ条之儀幷田地(畑)永代売買、又ハ地主ゟ年貢諸役を勤、金主ハ年貢諸役ヲ不勤質地之類ハ、前〻ゟ御停止ニて、村方五人組帳ニ書記有之処、右之通之不埒之証文ヲ以訴出候も有之候、自今五人組帳名主庄屋等ゟ大小之百姓等え度〻読為聞、不致忘却様可仕候、
一享保元申年以来年季明候質地ハ、自今年季明十ヶ年過訴出候ハヽ、取上由(無)之事、
一金子有合次第可請返旨証文有之質地ハ、質入之年ゟ十ヶ年過訴出候ハヽ、取上無之事、
右二ヶ条、自今十ヶ年之内訴訟候ハヽ、取上裁断有之候、右年数過候分ハ取上無之事、右之通、村〻ニて可相心得者也、

二月

右之通、関八州幷伊豆国村〻へ可被相触候、私領之村方へ其最寄候御代官ゟ不洩様相通可被申候、且又私領方ハ百姓五人組帳も無之村方も有之由ニ候間、是又最寄之御代官ゟ其領主地頭へ相通、此義(度)改帳面渡候様、是又可被申通候、

**四十八**　質地出入取捌之事、

一質地本証文取上無之分、小作滞も取上不申事、
一別小作ハ、日限済方申付候上、不相済候ハヽ、身代限申付候事、
一評定所一座重御役人、知行所出入も、質地之分ハ不及伺、裁許申付候事、
一名主加印、又ハ名所無之享保四丑年（十四酉）以来（之）質地証文ハ、書入借金ニ准、日限済方可申付事、

**四十九**　質地滞金日限定

一百両百石以上　十ヶ月切
右、准日限可申付候事、

附札朱書ニ有之分

**4**　質切（地）借金日限定

一五両以下五石以下　三十日切
一五両以上十両迄五石以上十石迄　六十日切
一十両以上五十両迄十石以上五十石迄　百日切
一五十両以上百両迄五十石以上百石迄　弐百五十日切
一百両百石以上　十ヶ月切
一弐百両弐百石　十二（三）月切
卯十二（十）月（二日）

此ヶ条、御好ニ付、大意認申候、

**五十**　享保二十卯年知行所え用金申付候儀ニ付触書

一知行所百姓（ニ）申付、田畑質地ニ入、金子借出させ（候）類有之候、ヶ様之義有之間敷事候条、向後無用可致候、
右之面（外）ハ只今迄之通たるへく候、

**五十一**　借金銀裁許之事

一享保十四酉年以来之借金ハ、取上、可致裁許旨被　仰出事、
一右借金銀三十日限済方申付、日限之度ゝ切金為差出申候、済方不埒ニ候得ハ、百姓町人ハ手鎖を懸置、猶又滞候得は、身代限申付候事、
一借金并書入金利足之義、高利之分ハ、壱割半之利足（ニ）改、済方申候事、

附札朱ニて有之

**5**　借金銀裁許申合候（之）事

評定所一座申合之書付ニ付、准御好、文意改申候、

享保十四年酉十二月

借金銀買掛等之出入、享保十四酉年正月ゟ如前〻取上、裁許可仕旨被仰出候事、

一名(右)訴出候ハヽ、訴状ニ取扱之裏書(判)遣、差ス双(日)方罷出候ハヽ、三十日切申付、日切之度〻切金為差出、其上ニて出金之仕方(形)不埒ニ候ハヽ、手鎖を懸、猶又滞候ハヽ、身代限ニ申付、右ハ町人百姓ニ申付方ニ候、武士方之義、是又三十日切申付、日切之度〻切金可申付候、右何も先年之仕形ニ候間、弥右之通可申付候、

一家質金質地金其外質物出入ハ、只今迄も申付来候間、酉正月以前之分も、弥只今迄之通可申付候事、

但、右二ヶ条、高利ニ相見へ候ハヽ、可致吟味候、

質地之義ハ小作之事ニ付、利分不及沙汰候、

一借金証文之内、本文之内ニ利分(金)有之、高(ニ)詰(結)候ハヽ、取上申候、末ニ有之書入候様成ハ、吟味可有之事、

元文元年辰九月

一借金并手入金等利足之儀ハ、弐割ゟ元利分ハ五分利ニ直、済方申付候得共、自今ハ壱割半之利足ニ致(改)、裁許可申付事、

右之通一座相談之上相極候事、

**五十二**　家質済方之事

一家質金出入之義ハ、享保十四酉年以前之分も取上、済方申付候事、

但、壱弐ヶ月済(滞)候分ハ、取上申間敷事、

一千両以上十二ヶ月切、右ニ准、日限済方可申付、尤日限之内、利金も申付候事、

但、右之日限不相済候ハヽ、家屋敷金主へ為相渡可申事、

**五十三**　白紙手形ニて金子借之者(之)事

白紙手形ニて借シ金等仕候者有之候節、証文ハ破捨、重キ過料可申付事、

**五十四**　元文三午年寺附之品へ書入之義ニ付触書

近年諸寺院、猥(ニ)其寺之本尊什物仏具并建具等書入、又ハ売渡之証文ヲ以、金銀致借用候寺院数(多)有之、不埒ニ候、向後右之品質ニ入、或売渡証文ヲ以、金銀致借用候当人は勿論、証文(人)迄も吟味之上、急度可申付候、尤金主之義も右之品質物(ニ)取、或売渡証文ニて金子借(貸)候段、不埒ニ付、金子済方之義訴出候共、向後済方申付間敷候、

**五十五**　奉公人年季之事

覚

奉公人年季、前〻ゟ十年を限候処、向後は年季(之)限無(之)、譜代(に)召仕候とも相対次第たるへく候間、其旨可致(存)候、以上、

**五十六**　元禄十一寅年十二月五日
諸奉公人出入之義ニ付町触

一諸奉公人欠落之義、主人断次第ニ給金済方之義、請人ぇ急度申付候事、

　但、給金済方請人へ申付候以後、若滞候ハヽ、請人身代(限)可申(付)候事、

一取逃引負等之欠落者、主人断次第、請人三十日限ニ尋申付、不尋出テおゐてハ過料可申付、若数度ニ及候ハヽ曲事可申付候、欠落者為(尋)出候ハヽ、取逃物売払候共、買主ゟ為戻可申候、金子抔遣ひ捨候事候(衍)分明候ハヽ、すたりニ可致候、尤請人過料ハ差免、給金計済方可申付事、

　但、請人奉公人下請人取置候て、請人相弁候金子、下請人掛ヶ度旨願出候者(共)、相対は格別、御役所ゟは申付間敷事、

一惣て取逃引負之義、若請人兼〻存候様(子)ニ候ハヽ、急度遂詮議、其上ニ(之)落着次第、請人御仕置可申付事、

一町人之召仕、欠落取逃引負等之義も、右之通可相心得候事、

一右之類、若請人致欠落候ても、請人欠落以前ニ家主へ預置、其品役所ぇも断出(於)有之ハ、請人之可済金、過料共ニ家主へ可申付事、

　但、家主欠落ものゝ店請人懸り度旨願出候共、相対(ハ)格別、御役所ゟハ申付間敷候事、

一欠落者有之、主人ぇ請人を預候節、家主方へ召連参、預可申、主人方ゟ請人を呼寄候節、及数度不罷越義も候ハヽ、主人方ゟ奉行所ぇ断次第、吟味之上可申付事、

一奉公人出入ニ付、主人ニて断有之候ハヽ、請人之家主不及異議、急度預置可申候、但、借金筋ニ付ては、店之者を預り申間敷事、

一請人欠落以後、主人に断有之候共、取上申間敷事、

一取逃引負之欠落者之請人、自然致欠落候ハヽ、主人見合(に)本人召連可来(候)、本人を尋出差出候ハヽ、取逃物ハ別(前)条有之通申付、右欠落者当宿有之店請人取置候ハヽ、不慥成者之請ニ立、差置候品ヲ以、其店請人(ぇ)過料可申付候、若又当宿之者店請人も取置不申差置候ハヽ、尤当宿へ過料可申付候、右取逃致引負候者ハ勿論、御仕置可申付事、

一請(諸)借金買掛出金(入)之儀訴出候ハヽ、日切又ハ其宿(者)之身代限可申付候、証文ニ加判人於有之は、当人加判人両方ゟ済方可申付事、

但、当人加判人共、致欠落候ハヽ、右出入はすたりたるへし、右之出入、畢竟相対之義ニ候間、御役所ニて済方申付候節、当人と加判人計証人(文)申付、家主加判ニ不及候事、

一門前払之義、只今迄之通可申付、右門前払(に)成候当人、重て住所見届、元家主出入相掛候ハヽ、尤当人身代を限可申付候、当家主へハ金子申付間敷事、

一請人欠落又ハ不届有之、御仕置ニ成候共、自今家主致継判候ニ不及、主人と奉公人相対ニ可仕候、此外奉公人給金借金等之義ニ付、請人又ハ家主五人組抔を屋敷方ぇ留置、済方申付(候)事、堅無之筈ニ候、請人滞於有之は、其主人ゟ御役所へ断次第、不埒有之候ハヽ、吟味之上急度可申付候事、

一奉公人出入幷諸借金買掛り等之義、本人滞先(候得)は、家主又は店請人ぇ近来段ゝ申付候得共、右条ゝ之通向後相極候事、

右之趣、急度相心得可申候て(旨)、町中へ可触知者也、

亥八月

**五十七**　引負之者之事

引負いたし候当人は入牢申付、可弁物無之候ハヽ、敲之上追放シ可申候、親類又ハ可弁筋之者有之節は、弁金申付、少シも相済、此上可弁手当無之候ハヽ、当人は出牢之上、追て身代持之(候)節、主人可訴出旨申渡、幾度も身代限ニ可申付候、

一引負いたし候者を、吟味之内請人ぇ預置、欠落為致候ハヽ、重キ過料可申付候、

**五十八**　奉公人給金出入取捌之事

諸奉公人致欠落、又ハ不届有之暇出候節、給金済方之儀、組金(合)人宿入(え)給金ハ十日限申付候、若不埒之人宿ニて不相済候へは、身代限(可)申付候、人宿奉公人之下請取置、書替(立)金願出候へは、右立替金下請へ三十日限(可)申付候、

一取逃欠落者ハ、人宿へ日限ニ尋申付、不尋出候へハ過料申付候、但、給金ハ済方申付、取逃之品は済方不申付候、

一人宿之外、素人宿親類(同国好身之もの)二三人(十人程)迄(ハ)可致請判、奉公人致欠落、又(ハ)不届有之、暇出候者、請人ぇ給金済方(可)申付候、請人済兼候得ハ、人主ぇも前

条之通済方申付候、

**五十九**　使之者致取逃候御仕置之事

一取逃之仕置ハ、只今迄之通可相心得事、

一主人ゟ使(ニ)申付、金銀等其外先々(え)為持遣候を、道より取逃候者、宅ニ有之物を取逃候とハ違、其者を頼ニいたし為持遣候処、取逃候事、重キ科(ニ)候間、金壱両以上(之)盗物ハ、向後死罪可申付候事、

**六十**　奉公人之請人出入有之家主引請幷店立候事

一奉公人之請人、出入之上家主預ヶ置請人致欠落候ハヽ、其出入家主へ済方申付候、右立替金、請人之店請人家主掛り出候共不申付候、

一奉公人請人、店請無之出入ハ、家主引請相済、当人店立願出候者、右請人ハ門前払いたし、追て住所見届、家主於願出候ニ付、身代限可申付候、

一店質相滞候者、店請人ぇ引渡店立、追て店質相応義、家主願出候節、当人店請人共、三十日限済方申付候、

（表紙）

公事方
御定書幷窺之上被　仰渡候書付　下

弥此通定置、追て被仰出等、此帳ニ可記義ハ書記可申候、其節〻其趣書付可差出旨被仰聞承知仕候、
午三月十四日　評定所一座

御定書　下

一　無取上願再訴幷筋違願咎之事

一諸願申出候内、吟味之上難相済願ハ、如此之品ニて不相□(調)段、以書付訴人え可申聞候、証文為致候儀ハ無用仕、重て罷出候ハヽ、御料(過)可申付由申渡、其上ニても訴訟ニ罷出候ハヽ、過料可申付候、

一親子兄弟其外親類ニても、御科御免之願、且又裁許之義付て之願、是は別段之事ニ候間、只今迄之通可相心得候、

一奉行所ニて不取上願、老中若年寄(等)え訴訟罷出候節、奉行所へ出候哉と相尋、未不出由申候ハヽ、其筋之奉行所え可出旨可申聞、若奉行所へ出候得共取上無之由申候ハヽ、訴訟取上、奉行中へ可相渡条、其節相談之上弥不取上願候ハヽ、再過料可申付候、万一可相立品も候ハヽ、尚又吟味之上裁許可申付候、

一其所之奉行所又ハ其筋へ可願出儀も(を)、無其儀筋違(え)願出候ハヽ、戸〆等之咎可申付候、

二　奉行所え不(訴)出直ニ評定所え訴出候者幷当人之外〻願出候者之事

一三奉行(所)え不訴出、直ニ評定所へ訴訟罷出候者ハ、跡〻〻取上無之候、向後訴出候者有之候ハヽ、寺社方(町方)地方、其筋之奉行所へ罷出候様ニ申渡、月番之奉行所ニて訴訟之趣委細致吟味、一座相談之上、其品ニ依て評定所へ差出候共、何れニも落着可申付候事、

一当人難願出障も無之処、或ハ親類縁者之由ニて、訴訟(状)ニ差出候共、当人間(為)願可申旨申渡、取上申間敷事、

三　享保四亥年御代官え不相届訴訟ニ出候者之儀触書

惣て御代官所之百姓、公事訴訟等何事ニよらす、江戸へ出候義、御代官へ不相伺候て、猥ニ江戸へ出候百姓共之義ハ、道中往来幷江戸逗留中之宿払等之諸入用、不残右罷出候者共之内、自分入用ニ申付候間、村中掛之割合(ニ)一切致させ申間敷候、若右之旨違背之族於有之ハ、可為曲事者也、

**四**　寺社方訴訟人取捌之事

一寺社訴訟人可届処ぇ不断して願出、添簡無之類ハ取上申間敷、強て相願候ハヽ、本寺触頭へ相尋、本寺触頭ニて可致吟味ト申筋ハ、本寺触頭ぇ吟味可申付事、

一本寺触頭ヲ相手取候歟、又ハ本寺触頭へ願出候ても、押置(候)付、不得已願出候類ハ、添簡無之候共、取上可致吟味事、

一寺社領之町人百姓、地頭非分之儀ヲ申出候類ハ、地頭寺院或ハ神主等呼出、様子相尋、品ニゟ取上可致吟味事、

一寺院かゝり候出入、裁許申付候節ハ、触頭又(ハ)本寺呼出、裁許之趣為承可申事、

**五**　養娘遊女奉公ニ出実方ゟ訴出候共品ニゟ取上間敷事

軽キ者養ひ娘いたし、遊女奉公等ニ出候義、実方ゟ其段願出候共、娘貫候節、証文無(之)分ハ勿論、証文有之候共、自今取上間敷候、卑賤之者いわれも無之者之子ヲ養ひ可申様無之、畢竟遊女等ニも遣ハし、自分之勝手ニ成(候)可為覚語、実方も其心得ならてハ、卑賤之者ぇ養女ニ遣し可申様無之候、実方ゟ訴出候願(類)ハ、金銀不(所)得之筋ニ付て之訴(ニ)候、左候へは願取上可申義ニ無之候間、此度右之通相定候事、

但、養ひ娘、何とそ格別難義(ニ)逢候事を、養父取計候ハヽ、吟味可有之儀ハ付(ニ候)、実子ニても、親之仕形法外成(儀)有之節ハ、其分ニハ難差置候条、養父実父之無差別、遂吟味、相応(之)御仕置可有之事、

**六**　譲屋敷名前之儀ニ付町触

家屋敷、他人は勿論、縦ひ親類へ譲渡候共、早速町内は不及申、一類(ぇ)も弘メいたし、帳面名(も)改可申候、譲渡候儘ニて致不念、打捨置、重て及出入、僉議之上、(証)拠無之於ハ(勿論)、向後奉行所へ取上ニ成候間、右之段町中へ可相触者也、

**七**　入墨之事

耳鼻をそき候科之者ゟ一等軽キ品之者ハ、向後腕ニ廻シ幅三分程宛ニ筋入墨致可申候、

**八**　科人為立退幷住所を隠候者之事

一火附
一盗賊之上ニて人を殺候もの
一重盗賊
右之類、科人同類ニハ無之候共、其者ニ被頼、住所を隠し或ハ立退(せ)候者ハ、重追放可申付候、
一喧嘩口論、当座之儀ニて人を殺候者
右之類、科人同類ニハ無之候共、其者ニ被頼、住所を隠し或ハ立退(せ)候者(ハ)、追放可申付候、

**九**　入墨敵ニ成候者再科御仕置之事

入墨ハ敵(歟)ニ成候者、渡方も無之類ハ門前払(ニ)可申付候、其以後悪事仕候ハヽ、伺之上死罪可申付候、

**十**　無宿片付之事

一御当地出生之無宿、引取人於無之ハ、門前払可申付候、
病人ニ候ハヽ、快気迄溜預ニ可申付候、
一遠国者、御当地へ参り無宿ニ成、行倒又(ハ)紛者ニて科無之類、在所(ニ)ても科無之分ハ、其領主へ相渡、在所へ差越候共、江戸ニ差置候共、其段(ハ)無構旨申達、相渡可申候、

附紙有之

**6**　無宿幷奴女片付候事

享保六丑年
軽科之無宿領主ゟ引(え)渡之儀御書付

土井甲斐守知行所
越前之国織田村　無宿
長兵衛

此者義、安部式部方ニて入墨可被申付之上ニて、甲斐守(方ぇ)科之様子を申聞相渡、態ト領知へ差遣シ不及、家来之召仕ニ成とも、道中往来之供ニ召連候とも、又荷物等之持人成とも可仕候、当地ニても召仕候義ハ勝手次第(ニ)候、其内致欠落候ても其通之事ニ候、此旨可相達候、
右躰(之)者、地頭へ直ニ渡し遣候てハ、地頭之難儀ニも可相(罷)成候間、最前被仰出候趣被仰出(マヽ)候趣相止、向後右之通可被致候、

丑七月

**十一**　捨子貰候者之事

捨子を貰ひ、又外之者へ遣候義、弥停止ニ候、併無拠子細有之、外之者へ遣候ハヽ、拾歳迄之内、先達て貰(候)奉行所、又ハ貰候其屋鋪へ相届候上、差図次第ニ可遣候、

**十二**　捨子御制禁之事

捨子いたし候事、弥御制禁候、養育難成訳有之候ハヽ、奉公人は其主人、御料ハ御代官手代、私領ハ其村之名主五人組、町方ハ其所之名主五人組(え)其所(出)申出へし、はこくミ於難成ニハ、其所ニて養育可仕候、此上捨子仕候ハヽ、急度可為曲事者也、

**十三**　奴女片付之事

奴女有之候節、御目付へ申達、御殿詰合面〻(え)相達候様可致候、且又望之者有之候ハヽ、可被相渡候、

一町方ハ町年寄へ申付、致世話、貰ひ候者有之候ハヽ、相渡候様可被致候、町中へ相触ニハ不及候、

附紙有之

作異之義付、准　御好除申候、

**7**　享保十三申年二月
奴女牢内ニ差置候義書付

奴女牢内ニ差置候儀、可(了)簡仕候処、昼之内ハ牢内築地之内へハ勝手次第罷出、洗濯等仕、用事相達候様いたし、晩方ハ牢内ニ入置候様可仕候、

右之通伺之上、相極候事、

**十四**　酒狂人御仕置之事

一酒料(狂)ニて人ニ疵付候者、其主人え預ヶ、疵被附候者平癒次第、療治代為出可申候、

但シ療治代難出者ハ、刀脇差被疵付候者へ可相渡候、

一右療治代、疵之多少ニよらす、中小姓躰ニ候ハヽ銀二枚、徒士ハ金壱両、足軽中間は銀壱枚為差出可申事、

一酒狂ニて人を打擲いたし候者ハ、前条之通療治代申付、難差出候ハヽ、刀脇指取上(ニ)不及、諸道具取上、打擲逢候者へ為取可申事、

但、右酒狂者之義、主人え断候節、欠落と申立候共、主人方を罷出、三日之内ニて候ハヽ、欠落ニ相立申間敷事、

右二ヶ条、町方浪人町人ハ、則牢舎申付候上、次第同様可申付候、

一酒狂ニて諸道具損(さ)し候者ハ、損失之道具償可申付候事、

**十五**　酒狂ニて人を殺候もの之事

一酒狂ニて人を殺候共、可為下手人候、右殺候者之主人幷親類等、下手入(人)御免之願出候共、御免有之間敷、ヶ様之類、願ニ依て御免有之候ハヽ、毎度相願候様ニ相成、其内ニハ賄賂等不宜敷筋ニて願候も出来可申候条、願取上申間敷候事、

**十六**　酒狂人主人ぇ引渡之事

一酒狂ニてあはれ、相手も無之、自分ニ疵付候(ニ)相聞(決)ぇ、公儀御仕置(ニ)可成筋之者ハ格別、左も無之者ハ、主人其外可相渡方有之候ハヽ、其身計疵付候分ハ、不及養生、早速引渡、尤主人方ニても重(く)を申付候(ニ)ハ不及旨可相達事、

**十七**　乱気ニて人殺之事

一乱心ニて人を殺候共、可為下手人候、然共、乱心之証拠(慥に)有之上、被殺候者之主人幷親類等、下手人御免之願申ニをゐてハ、遂詮議可相伺事、

但、主殺親殺たりと云者(共)、乱気ニ無紛候ハヽ、死罪一通り可被相心得候、右之通ニ候間、致自滅候ハヽ、死骸不及塩詰、取捨ニ可仕候、火を附候時、乱気之証拠不分明ニ候ハヽ、死罪たるへし、乱気ニ無紛ニおゐてハ常(之)乱心之通可申付事、

下札之旨　此ヶ条、例ニ難成義ニ付、准　御好除申候、

**8**　享保十七年子十月(マヽ、壓)弟子を致折鑑相果候を隠置候者御仕置之例

小石川下紺差町(マヽ、屋カ)

知恩院末　源光寺懐園　六十才

右懐園義、円宿・円達と申弟子共方へ相廻候所、芝居見物いたし候由ニて夜ニ入帰り候旨、両人ともニ致折鑑(マヽ、壓)候上、裸ニ致シ食をも不与、土蔵へ入置候へハ、翌日円達相果候処、密下人へ申付、死骸為埋、欠落分ニ致依科、遠島申付候、右之通、伺之上相済候、以上、

一乱心ニて其人ゟ至て軽キ者を致殺害候ハバ、下手人ニ不及候事、

**十八**　相手理不尽之仕形ニて下手人(ニ)不成事

一百姓町人、口論之上、相手理不尽之仕形ニて、不得止事

相手を殺候時、縦令刃傷ニて死候共、相手方之親類幷其処之名主年寄等、右殺され候もの平日不法ものニて、殺され候ても申分無之候条、相手(方)下手人御免之儀願出候ハヽ、弥遂詮議、申所紛無之におゐてハ、下手人ニ不及、追放可申付事、

一武士奉公人ハ、其主人願(無)之候ハヽ、指免候儀可為無用候、

**十九**　親類主人等へ尋申付方之事

科有之、逐電、欠落等致候者尋申付候義、主人を家来(ニ)、親(を)子(ニ)、且又兄ヲ弟ニ、伯父を甥に尋候様ニ申付候事ハ有之間敷義ニ候間、向後其心得(ニて)可有差略候、

下札三枚写

**9**　子供怪我ニて相果下手人ニ不及事

伊奈半左衛門御代官所
武州東葛西領下鎌田村百姓
市郎左衛門子半助
巳十三才

右半助義、同村百姓藤左衛門子十三才ニ相成候与助と申者と、狂い遊ひ候所(上)、いさかい抔ニも無之、半助持候小刀ニ与助当り、怪我ニて疵負相果候、親藤左衛門も下手人御免之義願出候、依之下手人ニ不及、親一郎(市)右衛門方ニて百日押込置候様、伺之上申渡候事、

享保十年巳五月

此ヶ条、前〻ヶ条へ書加へ候ニ付、相除申候、

**10**　享保十三年申五月　御扶持人死罪遠島被成候一件之内、町人百姓有之節、科無之候ニて品ニより咎可有之旨、被仰出候事、　御好ニ付、除申候、

惣て町人百姓一分掛り候事ニて、何卒仕形も可有之義を訴出、御詮議之上、御家人知行御切米等被　召上候程ニ成およひ候は、其町人百姓科無之相決候とも、其旨其通ニハ難成可有之候間、其心得を以、向後御仕置相伺可申事、

**11**　享保十三申年二月(樞)　召仕ヲ折鑑ニて敲候もの事　此ヶ条、例ニ難成ニ付、准御好除申候、

増上寺領巣鴨村善左衛門地借
才兵衛店請酒屋市兵衛女房
なつ

右なつ義、召仕権八と申十四歳ニ成候者、酒代幷見せニ置候売物盗ニ付、致折檻候処、当所急処之痛(痛募)候哉翌朝相果候、権八義常〻不届者と相聞候間、折檻仕間敷儀ニも無之候得共、夫留守之義、其若輩者ニ候へとも、仕形も可有之処、折檻甚敷候故相果候、不埒之仕方ニ付、なつ儀手鎖を懸ケ、夫市郎兵衛ぇ百日預候、

右之通り、伺之上相除候、

## 二十　欠落者尋之事

欠落者尋之義、事を巧、人を殺候て(か)、又ハ訳有之て之事ニ候へは、公儀ゟ御仕置有之儀(ニ)候間、尋申付、不尋出候ハヽ、其品ニゟ親類之内かゝるへきもの一両人も入牢申付、残(ル)もの共三十日五十日百日とか日限申付、夫ニても不尋出候ハヽ、其軽重(ニ)ゟかゝ(る)へき者追放、又ハ過料等申付、事済し可申候、尤欠落者見出し次第召捕為訴(可)出候、外ゟ見出候ハヽ、猶又急度可申付旨可被申渡候、

一御仕置者一件之内、欠落者抔有之ニてハ者(其)尋申付、不尋出候へハ落着難成とて、其一件御仕置差延置候ニ付、構無之者之及難儀候事(ニ)候間、欠落者尋之内、六ヶ月を限、不尋出におゐてハ、其旨被相伺、残り候者、又ハ相応(ニ)御仕置可申付候、尋之者之追て出次第、其節相応(ニ)御仕置可被申付候、伺(ニ)不及御仕置申付候も、右同断ニ可被相心得候、惣て欠落者不尋出候とて、一件之者共之儀、延〻ニいたし、年月を経候義不宜候、

## 二十一　欠所田畑家屋敷家賊(マヽ、財)之事

重追放　御扶持人は御扶持上り、家屋敷家賊(マヽ、財)共欠所、

改易　御扶持人は御扶持家屋敷上り、家賊(マヽ、財)無構、

中軽追放　田畑(在方町方)家屋敷上り、家賊(マヽ、財)無構、

## 二十二　取上田畑之事

一田畑取上候者之儀、科重候者、田畑幷屋敷共取上可申候、科軽候ハヽ、田畑取上、屋敷ハ取上不及候事、

但、居処は無構候、

## 二十三　私領百姓　公儀御仕置(ニ)成候節田畑闕所之事

一私領之百姓、公儀御仕置ニ成候者ハ、田畑も家賊(財)(と)も一所ニ闕所申付、売払代金取上、田畑買取候者ゟ、有来通年貢地頭ぇ為納可申事、

**二十四**　妻持参田地之事

一夫悪事有之、田畑欠所之節、妻持参田地之義、持参金ニ准、可為欠所、尤江戸町方寺社門前等ニて家屋敷差添縁付候も、右可為同前事、

但、妻之名付ニて有之分ハ、可為格別、

**二十五**　身代限申付方之事

一身代限之事、自分居宅并蔵家賊(財)共、不残取上可申候、

但、他所ニ家蔵有之共、諸賊(財)物之分ハ取上可申候、

家蔵之義構無之、

**二十六**　二重御仕置申付候事

一科之品ニゟ過料之上戸〻、又ハ入墨之上敲、或ハ入墨之上追放等ニも可申付之事、

下ヶ札写　享保二十年御書付　心得之義、准　御好除、

**12**　死罪可成もの遠島ニ被成候事

武州横見郡万光寺村

名主　六左衛門

一荒川通武州荒子村堤之儀ハ、郡中ニ掛り候大切之場所ニ候所、普請不丈夫之由申募、右普請入札之者ゟ馴合、金差出候旨申候、且常〻六左衛門、郷不応之百姓へ難題申懸ケ、或ハ損失有之様ニ致、或打擲等仕、其一村難義之段、惣百姓とも申出候ニ付、此度遂吟味候処、普請不丈夫ニ無之、馴合金入札之者ゟ差出候義も無之、惣て一村之百姓共、数度難義候段無紛候、畢竟普請不丈夫馴合金差出候由申段、是以人〻可及難儀を巧、剰私用之由ニて江戸ニ罷在、普請中一度も其場へ不罷出旨不届候、先年も度〻不法之義申出、及出入候得共、其事済候得共、前〻御代官其儘名主役申付置、御勘定奉行も其段相承、其通りニ差置候之趣、不埒之至ニ候、六左衛門名主役ニ付て之御仕置は死罪ニ相当候、然とも元来名主可勤者無之処、其儘勤させ候は、其時之御勘定奉行并御代官不調法ニ候条、此度は品を以、平百姓相当りの御仕置遠島申付、伊奈半左衛門支配下之処、只今迄六左衛門不埒之行跡不存段油断ニ候、向後右躰之者名主勤させ置候ハヽ、御代官御咎可□有之候、右之段半左衛門并□外御代官共へ可申聞候、

**二十七**　過料申付方之事

一向後過料申付候員数増減之儀、例ニかゝわり不申、其者之身躰軽重とに応し、過料可申付候、

但シ、至て軽キ者ニて、過料差出候義難成者ハ、手

鎖可申付候、

**二十八**　養生所ぇ遣候病人之事

無宿非人之外咎無之病人、養生難遂者ハ、小石川養生所へ差遣、可為致療養事、

**二十九**　溜預ヶ之事

牢舎申付候者を最初溜ぇ遣間鋪候、乍然、行倒ものなとの類は格別ニ候事、

但、牢舎申付もの相煩、溜（え）出（遣）候義ハ格別（ニ）候、

**三十**　年中御仕置者幷在牢人数書付可差出さる事

一惣て年中御仕置ニ成候者之人数高書付幷牢舎之者、翌年越候分共、書上可申事、

**三十一**　出火之節咎之事

覚

一平日出火之節咎　出火類焼之多少ニ付、三十日・廿日・十日押込　火元

一大火之節之咎　五十日手鎖　火元

屋敷沽券金十分一之過料　火元之地主

三十日押込　同家主

過料　風上弐丁　風脇左右二町宛

是ハ十五人宛欠付人足遅参故、大火ニ成（候ニ）付、過料、

一御成之節出火之咎　五十日手鎖　火元

三十日手鎖　火元之家主

三十日手鎖押込　月行事

二十日押込　火元之五人組

十日押込　名主

屋鋪沽券金十分一之過料　火元之地主

但、所之者早速消候得ハ、咎（ニ）不及、火元之当人計五十日手鎖、

右之通ニ候得共、寺社門前町寄（屋）等（ハ）、其寺社ぇ過怠難申付ニ付、其所買請、又ハ致借地、町家建置候者へ過怠申付候事、

**三十二**　男女申合相果候者之事

一男女申合候て相果候者之儀、双方共ニ自今ハ死骸取捨可申付候、一方存命ニ候ハヽ下手人申付、且又此類絵草紙又ハかふき狂言なとニも不為致、尤死骸吊(弔)候事停止可申付候、

一双方共存命候ハヽ、三日さらし、非人は(行)手下ニ可申付候、

一此度大坂ニて主人と下女申合相果候者之儀、主人存命候得共、下人之身として主人(え)対し不届候間、不及下手人、非人手下可申付、惣て此類ハ向後右之通可申付候、

**三十三**　隠し遊女差置候者御仕置之事

一隠し遊女商売いたし候者、店(ニ)差置候ハヽ、其屋敷幷家財家蔵共ニ公儀え取上可申候、

但、遊女商売いたし候当人ハ、家財不残取上、百日之手鎖ニて所え預ヶ置、隔日封印改、

一家守計差置、地主は外ニ罷出(在)候共、家屋敷取上可申候、

但、家守ハ家財を不残取上、百日之手鎖ニて所へ預ヶ置、隔日封印改、

一御朱印地幷大小之寺社、都て門前町屋之分ハ百姓同前、地頭之寺社へは年貢寺役等相勤候処、隠遊女差置候ハヽ、屋敷主之町人不届ニ付、通例町方之通家屋敷不残取上、屋敷之入札ヲ以相払、代金　公儀え取上、跡屋敷貰主ゟ地頭之寺社へは年貢寺役等為相勤可申候、尤地頭之寺社ハ武士方町人とハ違候間、寺社奉行ニて(叱)置、自分ゟ致遠慮候様可申付候事、

**三十四**　科人追放之事

科之品ニ依て扶持を召放候歟、或ハ家財闕所、又は其品軽共過料等、夫〻ニて被(可)申付義は勿論ニ候、件之悪事有之候者、領内ニ差置候を嫌ひ、他所え放遣候義ハ有之間敷事、近年於　公儀ハ追放もの先ハ無之様被仰付候間、国〻所〻之(其)旨を存、猥(ニ)追放有之間敷候、然共、喧嘩なとにて双方疵付候者歟、又ハ侍なと品(ニ)より追放被申付、却て可然趣ニ可有之候間、其段ハ格別之事(ニ)候、

下札写　　御好ニ准、除申候、

**13**　享保七寅年　追放救(マヽ赦)免之事

追放救(マヽ赦)免之類出候ハヽ、三奉行火附盗賊博奕改方ニて、老中へ伺ニ不及可差免候、併何とも格別之品も有之、難差免存候もの有之候ハヽ老中へ可申候、

一私領ニて追放申付候者之赦免之義、奉行所へ願出候ハヽ、

頭有之面〻ハ、其頭之障も無之候ハヽ、差免候様ニ可仕旨可申通候、頭無之面〻ハ、其地頭へ右之趣相通し可申候、

**三十五**　類族之者追放之事

一類族之者(ニ)候共、科之品(ニ)ゟ追放ニも可申付事、

**三十六**　追放御構之場所之事

重追放

武蔵・相模・上野・下野・安房・上総・下総・常陸・山城・摂津・堺・奈良・長崎・東海道筋・木曽路筋・甲斐・駿河・尾張・伊勢

中追放

江戸十里四方・京・大坂・堺・奈良・伏見・長崎・東海道筋・木曽路筋・日光・日光道中・甲府・名護屋・和歌山・水戸

軽追放

江戸十里四方・京・大坂・東海道筋・日光・日光道中・甲府

江戸追放

江戸十里四方

右重追放・中追放、御構場所之外、者共(其者)住居之国共ニ相構、軽追放・江戸追放ハ、其居村構之旨書付当人ぇ相渡候事、

**三十七**　遠島者減方之事

一大勢遠島之者有之候間、此何(如)之候間、向後死罪ハ(か)遠島かと存候程之者、吟味之上重き追放可被申付候、右之類、追放ニ成候とて猥に追放申付候事ニハ無之候、只今迄江戸払、所抔(払)等(ニ)申付候者ハ、只今迄之通可相心得候、

**三十八**　死罪遠島追放之外伺不及候事

死罪・遠島・追放可申付者之義ハ、前〻之通可被相伺候、右之外之御仕置之分ハ、伺(ニ)不及候、然とも死罪遠島ニ成候(ものゝ)一件之内ニ候ハヽ、軽キ御仕置ニても相伺可申候、

但、軽キ御仕置者ニても奉行中ニて難決義ハ可相伺候、

**三十九**　牢抜手鎖外し御構之地ぇ立帰候者之事

一牢抜出候者は、科之段(軽)重サ(ニ)一等重ク御仕置ニ(可)申付、尤牢番人其外之者共(ハ)、相当之御仕置可申付候、

一手鎖はつし候者之事、右(ニ)准し御仕置可申付候、
一御構之地え立帰、致徘徊候迄ニて、外ニ子細聞へ(無之)候ハヽ、前ゝ科(之)ゟ一等重可申付候、悪事なと仕候ハヽ、勿論重科可申付事、

**四十**　疵被附候者外之病ニて相果疵付候者御仕置之事
覚
一手疵負候者、元ゟ死(ニ)及候疵ニて無之処、平癒之内餘病差発、死候ハヽ、弥吟味を遂、餘病ニて死候ニ紛無之(に)おゐてハ相手不及下手人事、

**四十一**　享保七寅年町触
車荷付馬等ニて為致怪我候者之事
覚
牛車大八車地車并荷付馬等引通義、往来之障ニ不罷成様ニ前ゝも度ゝ相触候処、就中去ル寅年急度相触候処、近頃又(候)猥ニ相成、往来之人を除不申、我儘に引通ニ付、頃日も神田佐久間町壱丁目久次郎店仁兵衛、神田相生町伝右衛門店清六と申者両人、から車を引き、牛込払方町通り候節、同町四兵衛悴新八と申十五歳ニ成候者へ車を引懸、新八相果候、畢竟先年ゟ度ゝ触書之趣亡却いたし候故之儀、旁不届至極ニ付、仁兵衛ハ死罪、清六ハ遠島被　仰付候、自今車引馬士等、此趣を急度相守可申候、此以後往来之者(え)我儘いたし、軽(怪)我人等於有之ハ、当人共は重き御仕置被　仰付、人之召仕ニて候ハヽ、其主人并家主五人組名主迄夫ゝニ御咎可被　仰付候、雇ひ候もの方ニても念ヲ入候様、弥可申付候、麁末之義も候ハヽ可為越度候、此段町中地借店借召仕等迄委細可知(触知)触者也、
右之趣町中ぇ相触候様ニ町奉行へ申渡候間、面ゝ家来下ゝ等ぇも、弥急度可被申付置候、以上、

下ヶ札写
**14**　口論ニて摑合候上相手相果候得共頓死と相見へ疵無之付不及下手人事
三田二丁目十兵衛店勘七出店衆
五兵衛
右五兵衛、白銀臺町孫四郎と申ものと、当座之義ニて口論仕出シ摑合候処、近所之者両人入、双方引分候以後、無間も孫四郎相果候付、遂吟味候処、孫四郎惣身疵も無之、病後ニて頓死ニ無紛相聞、親類等も申分無之、下手人御免之義相願候ニ付、伺之上追放申付候事、
享保十八丑五月

此ヶ条も筋之作異付、准　御好相除、

**四十二**　鉄炮あた落幷怪我ニて相果候者相手御仕置之事

一鉄炮あた落いたし、玉それ人に当、相果候もの、存命之内親兄弟一同(ニ)下手人御免相願、吟味之上相違於無之ハ、不及下手人、相当之御仕置可伺事、

一意趣無之怪我ニて疵被付候者、其疵ニて相果、疵付候者、吟味之上、怪我ニ無紛ニおゐてハ不及下手人、相当之御仕置相伺可申付事、

下ヶ札写　　御好ニ付、本文之通大意計ニ成、

**15**　鉄炮あた落ニて人殺之事

後藤庄左衛門御代官所
武州秩父郡上吉田村　百姓
万右衛門

右猪狩ニ罷出、畑へ猪追懸候後、万右衛門持候鉄炮あた落致、近所之岩ニ中り、玉それ候て三之允と申者へ中り、其疵ニて三之允相果候由、右之通ニ候へハ、万右衛門下手人可為候得共、三之允存命之内、万右衛門義、親類其上ニ常〻意趣等無之、不慮之怪我ニ候間、相果候共、下手人之御仕置御免被成下候様ニと相願、三之丞親兄弟迄も同様ニ願候、三之丞幷親兄弟、右(之)通相願候条、御構有之間敷候得共、鉄炮を打ニ出候上ハ、筒先等心を付、入念可取扱義、極りたる事ニ候処、畢竟麁末ゟあた落もいたし候、依之追放申付候、

右之通可被申渡候、

六月

**四十三**　旧悪御仕置之事

旧悪之儀、御法度を背候事(ニ)候間、御仕置可成候得共、重盗いたし或は人を殺候品なとハ、たとへ相止候と申候ても、さかひも無之事(に)候、渡世ノ為悪事一旦いたし候へ共、其後不宜事と(存)相止候段、分明ニ付てハ其品ヲ取立(被)、過料又ハ相当之咎可有之事、

**四十四**　重科人之悴親類等御仕置之事

一主殺親殺、其科人之子共ハ伺之上可申付、親類ハ構無之候へ共、所ぇ預ヶ置、本人落着之上、右悪事ニて(之)企不存(ニ)相決候ハヽ、可差免候、此外火罪磔ニ成候者之子供構無之事、

右は、町人百姓其外軽者共之事(ニ)候、

**四十五**　御仕置伺書入牢之月日可認旨之事

覚

一科人夫者(又は)御仕置者伺書付被差出候節、右科人名書之上ニ何月幾日ゟ揚座敷と有之義書付可被差出候事、

**四十六**　拷問可申付品(之)〻事

覚

一惣て拷問申付候儀、人殺或ハ火附或ハ盗賊、ヶ様之類、畢竟死罪ニ被行候科、未相決節之儀ニ候、軽(キ)科人白状不致候とて、拷問ニ及間敷候、重キ科人ニても、証拠無之、猥ニ拷問申付門(問)敷候、依て拷問可申付候品〻、左之通ニ候、

一悪事いたし候証拠慥ニ候得共、白状不致者之事、

一同類之者白状いたし候得共、当人ハ白状不致者之事、

但、差口計ニて、証拠慥ニ無之(ハ)、拷問致間敷事、

一詮議有之科ハ、未相決候得共、外ニ悪事有之、分明ニ相知レ、其科計ニても可被行罪科者之事、

右之外ニても、事品(ニ)ゟ拷問申付可然趣も候ハヽ、奉行中相談之上可被申付事、

此ヶ条、御好ニ付、相除申候、

下ヶ札写

**16**　享保七寅年筋違之者拷問申付候義御書付

一房州大里村藤七下人太兵衛儀、同国滑谷村源太郎悴源内、丑六月四日之夜、藤七宅へ忍入候節、追掛出、源内ニ手疵負せ相果候儀ニ付、仕形怪敷候故を以、太兵衛拷問申付候、右源内手疵負せ候節、忍入様子、藤七下人共并泊合候もの、又ハ藤七向隣其外近所之者共出会、大勢之証拠も有之、其上藤七下人庄三郎ハ源太郎従弟之由、此者も右之通申候得は、旁証拠も有之候へは、拷問申付間敷処、初発之存取何も違候故ニ候、此上太兵衛出牢申付候時、拷問申付候事を可申聞所も有之間敷候、就夫向後拷問申付候(者)右之分、怪敷存候一通りニてハ、拷問申付間敷義ニ候、詮議之上其品少しも手筋聞候歟、又ハ人殺等ニて訳決候へ共、右詮議ニ付、外ニ盗抔之事疑敷義候歟、并公儀へ対し不届之義有之品ハ拷問可申付事、

寅二月

**四十七**　博奕三笠附御仕置之事

一博奕三笠付御仕置之義、御高札之通可申付事、

但、至て軽者、稼出候先ニて当分之博奕筒取仕候類ハ、大博奕筒取分(と)は諸(訳)違、軽キ義ニて、地主家主

始、所之者も不存義ニ候得は、地主家主御咎メニ不及候、然共、家主義ハ心附可申義ニ候処、不念ニ候間、御定之通家賊(財)取上、百日手鎖可申付候、

**四十八**　三笠附博奕頭取、遠島赦ニ可書出旨幷取上候屋敷之事

(一)三笠附博奕頭取之者遠島之分、五ヶ年も過候ハヽ、赦ニ可書出事、

一外〻訴人有之、博奕頭取、三笠付点者、金元幷右宿いたし候者、召捕候ハヽ、其屋鋪取上、五ヶ年過候ハヽ返し可被下候事、

**四十九**　三笠附博奕有之村名主組頭咎之事

一在方三笠付博奕有之村名主組頭五人組、過料可申付事、

**五十**　武士屋敷ニて家来致博奕候者御仕置之事

一武士屋敷ニて家来博奕いたし候者、遠島可申付事、

**五十一**　盗ニ入家之内之者ニ疵付候者御仕置之事

一盗ニ入、刃物ニて家内之者へ疵付候者之儀ハ、家内之者可切殺心底(ニ)候間、疵之多少ニよらす此類は獄門、一盗ニ入、刃物ニてハ無之、何品ニて成共、家内之者へ疵付候類ハ、死罪、

右両様共、盗取候雑物ハ持主へ取返し候共、右之通可申付候、

**五十二**　盗人御仕置軽重之事

一盗人御仕置之義、大概死罪ニ成候得共、向後ハ人之家へ忍入、或ハ土蔵なとを破致盗候類は、巧候て(之)義ニ候間、盗取金高雑物之軽重多少(ニ)不依、可為死罪候、

但、忍入候とも、巧候義ニても無之、其品軽キハ入墨之上重ク敲申候、

一手元ニ有之品ヲ巧候事無之、不斗少分之物盗取候類ハ、縦(ハ)金子十両位、雑物ならハ直段積り右(ニ)准シ、都て此類、自今ハ重ク百敲、此御定書〻軽者ハ五十たゝき可申候、尤右之内ニも入墨之上敲候程之者計を入墨敲ニ仕候、者(其)外ハ右之通りたゝき可申候、

但、巧候品ハ不相決候共、科重ク候ハヽ、入墨之上重キ追放可申付候、

**五十三**　盗物之(と)不存買取候ニ相決候者之事

一盗物買取、反物其外之類ニても、其立品(色)ニて彼(致)所持罷在

候（ハヽ）勿論取返し、被盗候ものへ相返させ可申事、
但、盗物売払、其代金盗人致所持候ハヽ、（被）盗候者ぇ渡可申事、
一盗物買取、反物其外之類ニても、其（色）品ニて買主致所持候ハヽ、取戻、被盗候者へ相返し可申候、右之（色）品有所不相知、代金盗人致所持候ハヽ、被盗候者へ為返可申候事、
但、被盗候雑物、買主ゟ取返、被盗候者ぇ相返候上、盗人右代金致所持候ハヽ、公儀へ取上可申事、
一盗物を買取候もの、其品買取方無之、代金も盗人遣捨候ハヽ、買取之者不念ニ候間、被盗候もの方代金為償可申事、

**五十四**　盗ニ達（逢）其盗人を捕召つれ来候者之事

一盗人を捕来候ハヽ、被盗候品ゝ何方之もの買取候者（衍）共、勿論取戻可相渡候、若其色品手前（ニ）無之候ハヽ、買取候者ゟ右代金償せ、盗人召つれ候者ぇ右（相）渡可申事、

**五十五**　享保八卯年　紛失物吟味仕形町触

一町中質屋古着や十人程ツヽ組合、右之内月行事壱人宛、順番ニ定置、紛失物吟味之節、当番之月行事并其町月行事立合、触書ヲ以組合之内相廻、帳面吟味可仕候、組合人数不宜（足）之所ハ、隣町と組合、名主共之内、当番ヲ相建、不吟味無之様ニ可申渡候、名主（一）支配之処ハ、支配切ニ可仕候、質屋古着屋共帳面吟味之上、其品於有之ハ左（早速）達奉行所へ可申出候、無之候ハヽ、右両人之月行事、其帳面ニ印形仕置、其上名主（共）方ニて帳面吟味可仕候、組合相廻候義、他町之無遠慮相改可申候、若及異儀候者有之候ハヽ、奉行所へ召連可罷出候、勿論名主（も）其趣可相心得候、右改方不吟味之筋相聞候ハヽ、其当番之月行事名主共、急度可申付候、
但、質や古着屋共、帳面質地（物）又ハ買取之品模様付等迄、委細留置可申候、帳面之義ハ紙数相改、名主押切申付候間、此外紛敷帳面拵申間敷候、且又吟味之節、名主共帳面長ク留置不申、改次第早速御返、商売之障ニ不成様可仕候、
一素人ニて刀脇差其外質物取候者とも、質や名題出し置候者ハ勿論、名題無之者も、質取候類は同前之筋ニ候間、此度組合へ入可申候、若内ゝニて質物等取、及出入候ても取上無之候、尤盗物等取置、後日相知候共、急度可申付事、
但シ、屋敷方へ出入仕候無拠訳ニて、当分之金銀

（之）代（に）質物取置候類ハ、其品支配名主方へ相届ヶ置、紛失物在之節、吟味ヲ請可申候、

一小道具其外道具類商売仕候者共も、向寄之組合を相定（立）、帳面等念入置、紛失物尋有之節、右帳面を吟味可仕候、外〻買求又ハ売払候節も、売上証文取之可申事、

但、宿等も不存、振売参り候分ハ勿論、惣て紛敷物一切買取申間敷候、尤組合之義ハ、質屋古着や之通相心得、月行事を相建、吟味之仕方、帳面押切等も同前可仕候、

一古かね商人共も、十人程ツヽ組合、日〻之売買之品帳面（ニ）相記、紛失物有之節、右帳面を以吟味可仕候、店売之外振売之分ハ、此度札可相渡候間、無札之者商売堅仕間敷候、若無札之者相見候ハヽ、仲ヶ間〻召捕、奉行所へ可召連（候）、古かね問屋共義も、無札之者〻一切買取申間敷候事、

但、組合之義ハ、質や古着や之通相心得、月行事相定、吟味之義幷帳面押切等も是又同前ニ可仕候、

一右組合相極候以後、新規ニ商売取付候者ハ、其向寄も組合へ入可申候事、

右之通、今度相極候間、町中名主月行事、右之趣相心得、組合相定、自今紛失物尋有之節、一組切へ念入吟味可仕候、若組合吟味未熟ニいたし、仕方等不宜儀有之候ハヽ、急度可申付候間、此趣可相守者也、

**五十六**　捨（拾）物取計之事

向後金子拾ひ候もの訴出候ハヽ、三日さらし之上、主出候ハヽ、半分金主へ相返、半分拾ひ候ものへ為取可申候、反物之類に候ハヽ、其品不残主へ相返、拾ひ候ものへハ落候もの〻相応礼為仕可申候、畢竟落候もの不念之事ニ候間、右之通ニ候、

一落し候もの〻主相知不申候ハヽ、只今迄之通、六ヶ月見合、弥主無之候ハヽ、拾ひ候ものへ不残為取可申事、

**五十七**　火附幷盗賊等訴人之事

一悪事有之宿（者）を召捕差出シ候歟、又訴出候時、右悪党之者方より、召捕訴出候者ニも悪事有之由申懸候とも、猥ニ相糺間敷候、若本人より重キ悪事を証拠慥ニ申ニおゐてハ、双方詮議可有之候、惣て罪科之者を訴出候（に）おゐてハ同類たりといふとも、其科を被免候事ニ候条、其趣ヲ以差略可有之事、

**五十八**　火罪之者取計之事

一火罪之者引廻之義、物取ニて火を附候者ハ、自今晒候ニ不及、日本橋・両国橋・四谷御門外・赤坂御門外・昌平橋外、其外ハ通例之通引廻、右五ヶ所通候節、人数多少ニよらす、科書之捨札五ヶ所へ建置可申候、物取ニても無之火附ハ、右五ヶ所ニ捨札建ニハ不及、居町幷町中計引廻可申候、

但、捨札之義、三十日程立申候ハ、取捨可申候、

**五十九**　巧事かたり事御仕置軽重之事

一巧事かたり事之類、死罪之御仕置ニ伺候義有之候へ共、自今ハ右両様(品)軽キ事ニ候ハヽ、入墨幷敲キ、又ハ其品ニ〆入墨之上敲之御仕置ニも伺可申候、対　公儀候義歟、或ハ入組重キかたり事巧事之筋ニ候ハヽ、死罪御仕置伺可申候、

**六十**　巧ヲ以度〻金子(等)語り取候ハ盗より品重き事

一巧成義申懸、度〻金子(等)語取候ハヽ、却て盗人〆品重候間、語取候金高雑物不限多少、或ハ不得物取候共、其節は(之)様子次第、死罪獄門之内、相当之御仕置可相伺候事、

下ヶ札写(マヽ、二十)　　御好ニ付作異、本文之通ニ成候、

**17**　享保十卯年　巧ヲ以度〻金子語り取候ハ盗〆品重キ旨之御書

付

今度下谷長者町藤兵衛店勘助義、在〻ぇ罷越、巧成儀申懸ヶ、所〻ニて金子等語取候ニ付て、死罪之上於(其)在処獄門(ニ)と申付候、向後風与出来心ニて、軽(キ)語之義ハ格別、巧を以度〻金子等語取ハ、盗人〆却て品重ク候間、勘助通之類ハ語取(候)雑物金高多少ニよらす、或ハ不得物取候とも、其節之様子次第、死罪獄門之内相当之御仕置相考、伺候様可相心得候、

卯二月

**六十一**　（重キねたり事御仕置之事）

一人を打擲いたし、酒手ねたり取、巧候て之義ハ、追剝同(然)前之事ニ候間、獄門ニ可申付候、右躰之仕方ニ候ハヽ、不得物取候共、品ニ〆可為死罪事、

**六十二**　破戒(カイ)之僧御仕置之事

破戒一通之僧寺抔候ハヽ、遠島、所化僧之類ハさらしの上、本寺触頭へ相渡、寺法之通申付候様可申渡候、密夫之僧ハ格別相伺可申事、

**六十三**　偽之証文を以金銀致貸借候者御仕置之事

一偽之証文を以金銀貸借いたし候義、貸候者も、偽ト申儀乍存、買(貸)候ニおゐてハ可為同罪事、

〔奥書〕

享和二壬戌年、東武勤番之節写之　　朽木御内　本庄隼太

文化元甲子年八月、写之　　早藤博明

下ヶ札写

**18**　享保十七子年偽との事乍存金銀致貸借候もの御仕置并同罪之儀御書付

一此度西丸火之番野口兵三郎義、支配御目付高山弥左衛門名を偽、手形文言ニ認、二宮友治と申浪人より致借金、侍ニ不似合仕形ニ付、死罪被　仰付候、友次(治)義も偽(と)もの事乍存貸候ニ付、死罪ニ罷成候、自今も右之通之義於有之ハ、貸申者も可為同罪候条、此旨末〻ニ至迄可相心得候、

十月　　御好ニ付文意作異、本文之通ニ成候、

**六十四**　重キ科人死骸塩詰之事

一主殺

一親殺

一重謀計

右之分、死骸塩詰磔獄門、此外ハ不及塩詰、討首、